

平成28年第4回定例会

# 長柄町議会会議録

平成28年 12月13日 開会

平成28年 12月14日 閉会

長柄町議会

## 平成28年長柄町議会第4回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第1号（12月13日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
三枝新一君	6
大岩芳治君	21
本吉敏子君	37
鶴岡喜豊君	52
池沢俊雄君	66
○散会の宣告	84

### 第2号（12月14日）

○議事日程	85
○出席議員	85
○欠席議員	85
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	86
○開議の宣告	87

○諸般の報告	87
○一般質問	87
川 嶋 朗 敬 君	87
○議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○議案第3号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○平成27年度決算認定について（委員長報告）	131
○議員派遣の調査報告について	139
○発議案第1号の上程、説明、討論、採決	140
○閉議及び閉会の宣告	143
○署名議員	145

平成28年長柄町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月11日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成28年12月13日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

## 平成28年長柄町議会第4回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成28年12月13日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)  
日程第 4 一般質問

### 出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	蒔田功君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	石井正信君	健康福祉課長	小林敬二君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	若菜聖史君
会計管理者	大塚真由美君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記	蒔田功君	農業委員会 事務局長	若菜聖史君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森 田 孝 一

議 会 書 記 安 部 吉 輝

---

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、師走のお忙しい中ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員でございます。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成28年長柄町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

6番 山根義弘君

7番 古坂勇人君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日13日から15日までの3日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から15日までの3日間に決定をいたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

次に、総務事業常任委員会委員長から総務事業及び住民教育常任委員会合同の議員派遣調査報告書が提出されております。ついては、本定例会で報告させます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、本定例会は一問一答方式と従来方式の選択制を試行的に採用することとし、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問、答弁を含めて60分以内で終わらせるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

---

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 改めまして、おはようございます。4番、三枝新一でございます。

傍聴の皆様方には、師走のお忙しい中、またお寒い中ご出席いただき、ありがとうございます。

今年1年を振り返りますと、いろいろなことがございました。世界に目を向けますと、11月9日、アメリカの大統領選において、大方の予想を覆し、次期大統領にトランプ氏が選ばれたことは、世界中に衝撃を与えました。また、お隣の韓国では、朴大統領の弾劾案の可決により、職務停止となるなど混乱が起こっております。

なお、国内においては、特に自然災害が近年になく発生しました。4月には九州熊本地震が起き、50名の尊い命が失われ、8月には観測史上初の1カ月に3つの台風が北海道に上陸し、農作物に多大な被害をもたらし、10月には鳥取地震が起き、相当数の建物崩壊の被害が起きました。被害を受けられた方々の早急の復興を願わずにはられません。

災害は忘れたころにやってくるとは言いますが、近ごろは忘れる前に起きていると思われまます。幸い本町においては、今のところ、これといった災害に見舞われておりません。今後、いつ何ときどのような災害が起こるかわかりません。先月、11月27日の防災訓練には多数の町民の方々が参加されていまして。町民一人一人が災害に関心を持ち、不幸にして災害に見舞われた際、訓練により被害が最小限に抑えられることを願っておる次第でございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

1項目め、生活道路の安全と対策について質問いたします。

住民が生活していく上で必要不可欠な道路が生活道路でございます。生活環境の変化に伴い、車両の通行増により道路の傷みや住民が危険にさらされたり、また整備が不完全な箇所が見受けられます。そこで4点伺います。

1点目、町道1203号線——力丸十字路より南方向の道路でございます——の安全対策をどのように考えているのか伺います。

2点目、町道1201号線——町民バス停力丸より東方向の道路でございます——の安全対策をどのように考えているのか伺います。

3点目、町道1315線、字名上屋敷地区の安全対策をどのように考えているのか伺います。

4点目、皿木台自治会の生活道路の安全対策をどのように考えているのかお伺いします。

次に、2項目め、児童の通学路の安全と対策について質問いたします。

少子・高齢化に伴い、本町の小・中学生の児童数も減少の一途をたどっているのが現状で

ございます。今後、本町をしょって立つであろう数少ない児童の安全を守るため、早急に対応していただきたく、3点伺います。

1点目、町道1314号線——中学校前の道路でございます——の児童通学路の安全対策について伺います。

2点目、町道1203号線——力丸十字路より北方向の道路でございます——の児童通学路の安全対策について伺います。

3点目、町道1251号線——大加場自治会より茂原街道に進む道路でございます——の児童通学路の安全対策について伺います。

次に、3項目め、長柄町特別奨励作物栽培補助金について質問いたします。

本制度は、長柄町ふるさと産品育成のため平成15年4月に制定され、過去2度改正されて現在に至っております。そこで4点伺います。

1点目、本条例の第1条、ふるさと産品とはどのようなものか伺います。

2点目、2度改正された内容をお伺いします。

3点目、奨励品種の大豆・蕎麦・小麦の3種に限定した理由を伺います。

4点目、奨励品種の5年間、平成24年から平成28年の作付実績及び加工施設への納入実績を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えします。

1項目めの生活道路の安全対策についてのご質問でございますが、町道1203号線及び1201号線につきましては、ハードの部分の道路整備は完了しており、減速を促すための看板の設置など、今できる交通安全対策を講じてきたところでございます。

今後、S I Cの供用開始を踏まえ、交通量の増加に対応した安心・安全な道路づくりを第一に考え、対策を模索してまいります。

また、その他の2路線の整備につきましても、用地の問題など個別の経緯などもございますので、詳細な答弁は差し控えますが、いずれにいたしましても、地域のご意見をお聞きしながら、道路管理者として、より安全な道路整備を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、2項目めの児童の通学路の安全対策についてであります。町道1314号線、中学校

前の通学路につきましては、急な坂道であり、また県道への通り道、抜け道であると認識しております。今年度11月現在、この通学路を利用している長柄小学校の児童数は23名であります。

安全対策といたしまして、車を減速させる目的で、車両が通過するとガタガタと揺れる道路鉈を坂の上と下に平成26年度に設置いたしました。また、中学校の正門前の横断歩道の前後にも道路鉈を設置して、車両の減速を促す手だてを講じたところでございます。

次に、町道1203号線、力丸十字路より北方面の通学路についてであります。力丸十字路は、以前から車両事故の多い地点であると認識しております。現在、長柄小学校児童8名、長柄中学校生徒3名がこの通学路を利用しております。昨年度、力丸十字路から北側の区画線を引き直したことにより車道と歩道を明確にし、安全対策を講じたところであります。

また、町道1457号線の道路改良が平成30年度以降に予定されております。その際、力丸交差点付近がラウンドアバウトというドーナツ交差点となり、車両は常に右回りで減速し交差点を回り、重大な事故が減っていくものと考えております。それに伴い、横断歩道や歩道も整備され、安全確保につながるものと存じております。

次に、町道1251号線、大加場自治会より茂原街道方面の通学路についてですが、本路線は県道への通り抜けの車両が多い状況で、道路幅が狭く、現在は歩道が整備されていない状況であります。現在、小学生11名が利用しております。今後、通学路の安全確保を図るため、学校と協議をしながら、安全対策を検討していきたいと考えております。具体的には、外側線を引き直すなどの手立てを講じていきたいと考えております。

3項目めの長柄町特別奨励作物栽培補助金に関するご質問についてお答えいたします。

1点目のふるさと産品につきましては、加工食品等で主な原材料に町内で生産された農産物を使用しているものをいい、現在、農林水産物加工施設で製造された「ながら味噌」が該当いたします。

次に、2点目の過去2回の改正内容でございますが、主な改正は補助金の額の改正であります。平成17年改正では、10アール当たりの補助金としていたものを1キログラム150円以内に、平成28年改正では、1キログラム当たり300円以内に改正したものであります。

次に、3点目の奨励品種の選定でございますが、1つ目は、先に述べました味噌の原料となる大豆、2つ目は、当時手打ちそばがブームであり、町内に生産者がいたことから、その原料となる蕎麦、3つ目に、蕎麦と同様にレストランでの提供を予定していた手打ちうどんや手づくりパンの原料となる小麦を奨励品目といたしました。

最後に、4点目であります。過去5年間の実績でございますが、品目は大豆だけで、作付面積、納入量それぞれ、平成24年度では1.8ヘクタール、2,121キログラム、平成25年度は1.2ヘクタール、949キログラム、平成26年度は1.3ヘクタール、1,443キログラム、平成27年度は1.4ヘクタール、1,040キログラム、平成28年度については、見込値で1ヘクタール、1,068キログラムでございます。

以上、三枝議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、自席より失礼いたします。

1項目めの生活道路の安全と対策についての1点目ですが、町道1203号線は、今から約30年ほど前、長柄中部土地改良に伴い整備され、平成8年から平成9年にかけて電源立地促進対策交付金により約700メートルの歩道が整備され、現在に至っております。整備後30年余りが経過し、通行車両の増加に伴い、傷みが増しており、軟弱地盤の一部が沈んでいる箇所があります。先ほど町長も言いましたが、スマートインターの完成により、車両の通行量が増すことが予想されます。

ここで質問したいんですが、現在ある道路ですね、私が思うのには、センターラインも消え、車道外側線も消え、通行する車に対しては非常に危ないというふうに私は思うんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員さんのご質問でございますが、センターラインが消えたり、道路の一部陥没というか歪みが生じているので、何とかならないかというご質問だということでございますが、この先の質問の通学路の安全点検などと絡めまして、その点検の際に実施していきたいと思っております。

また、白線につきましては、全町的に優先度をつけまして進めていきたいと。現在、計画に従って進めているところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、課長さんの答弁はわかったんですが、当然外側線を引いたり、センターラインを引いたり、当自治会の道路ばかりじゃないと思います。ですけれども、これが約4年後にスマートインターの完成がもう目の前に来ているわけですね。それに伴ってや

ると。それは常套だと思うんですけども、現状、あの道を実際に通るときに相当量、車の量が増えているわけですね。ですので、時間帯でいいますと、朝と晩が非常に多いのは当たり前なんですけれども、日中でも、曜日にもよるんですが、結構通行します。ですので、極力早く白線復帰の工事をしていただきたいというのが私の本音でございますけれども、その辺も含めていかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 先ほど町長が答弁したとおり、4年後にはスマートインターが開通して利用者が当然増えることは予想されておりますので、その際には、先ほど申しました全町的な優先度も、交通量が予測されますので、それまでには対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。極力早目に対応していただければありがたいなというふうに思っていますので、切にお願いします。

それでは、次に、2点目でございます。

先ほど町長のお話とも絡むんですが、町道1210号線、1203号線、これはつなぎ道路みたいになっておるんですが、1210号線については、先の圏央道の開通に伴いまして、一部非常に道路を補修していただいた経過がございます。それで現状は非常によくなっておるんですが、この道も茂原と長柄を抜ける抜け道、通勤とかいろいろあるんでしょうけれども、その道になっておるわけなんです。それで、この道路には両側に民家がございます。民家がある真ん中を道路は通過しておるわけなんですけれども、それがお年寄りとかそういう方が道路を歩く場合には道路の端を歩く、そこに車が進入してくる。当然危険が伴うわけです。ですので、この辺の改良、先ほど町長は改良しますというお話であったんですけども、どういう具体的な案をお持ちなのか、案がありましたらお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまのご質問でございますが、町道1210号線につきましては、力丸の集落内の道路でございます。この道路につきましては、現在のところ、今議員さんおっしゃられたとおり、圏央道の交差部分につきましては白線は設置してございますが、その先から、先ほどの1203号線までの区間につきましては路側線も引かれていないような状況でございます。この質問でございますが、この実施につきましても、先ほどの1203号線とあわせた中で、交通量に対応したそういう対策を進めていきたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

その件、非常にわかるんですけども、実はこの道路は、ご承知の方も多いと思うんですけども、約4年ぐらい前に人身事故がございまして、一命を落とされた方がおるんですよ、自治会の中で。こういう実例があるわけですね。ですので、できるだけ早く対応していただきたいと。一つの例で申しわけないんですけども、次にまた事故が起こる可能性も十分に秘めているわけですので、よろしくをお願いします。

そこで、1つ案がございまして。

私、約1カ月ぐらい前に茂原警察に行く用事がございまして、その際、交通課に立ち寄りまして、今の道、町道1210号線のお話を交通課の担当の方に行きました。その方のお話ですと、あの道路は確かに危険だよということは、その交通課の方も認識しておられました。それで助言をいただきましたので、一言お話ししたいと思います。

今ある道路の両側に白線を引いて、車道を4メートルから4.5メートルぐらいに置くと、今何もない状態から、白線があることによって運転者の注意力を増すということがあるんですよというお話で、そういう方法をとられたらどうですかというお話をいただきました。ですので、こういうことも管轄の警察のほうの方も言われておるわけですので、その辺も踏まえていかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまのご質問でございますが、路側線につきましては、先ほどの1203号線と併せた中で計画的に進めていくということでございますが、それとはまた別に、通学路の安全点検が、町の教育委員会、千葉県の長生土木事務所、茂原警察署、各小学校と各校のPTAの代表という会議が設置してございますので、こういう会議の中でもこういうことを議題にして事業に取りかかっていたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

ちょっとしつこいようで申し訳ないんですけども、私、その道路の幅を測ってみたんですが、民家の両側にU字溝がいかっているわけですけども、その幅が、アバウトですけども5.2メートルから5.5メートルございます。ですので、先ほどの警察の方が言われた真ん中に4メートルから4.5メートルとる、残りのものについて白線を交えて路側帯を設けると

いうことは十分可能だというふうに考えますので、諸事情はあると思いますけれども、地元住民の生命にかかわる問題でございますので、その辺を重々考えていただきまして対応していただきたいというふうに思います。

それでは、次に、3点目に移りたいと思います。

町道1315号線ですが、これは長柄小学校を左手に見まして、バス通りを上ります。そうしますと、小学校から、アバウトですけれども300メートルぐらい行ったところから、左斜め手前に上がっていく道がございます。その奥にある地区が字名上屋敷と、8軒ぐらいあるんですか、そこに行く道路でございますが、その道路は上っていただくとわかると思うんですけれども、上り始めるとすぐバス通り側が崖になります。非常に狭いですね。ですので、その場所で過去、大がかりというほどではなかったんですけれども、崩落があったと、崖のほうに。そういう危険な場所でもあるというお話を聞いております。それで、上がりおりするのは日常使うわけですので、できればその場所に転落防止とかそういうものをつけてもらえないかというお話を伺っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 町道1315号線でございますが、この場所につきましては、今議員さんおっしゃられたように、一定の高低差がございます。ただ、中の住民が、開発によりましてぼつりぼつりと住んできたような感じで、今議員さんがおっしゃられたように、最終的には今現在8軒ぐらいの住宅が建っているという状況でございます。

ここににつきましては、事業の緊急性が今まで低くて、安全施設等の対策はなされておりました。今後は、地域の要望などを踏まえながら、この辺にも早急に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、要望とおっしゃいましたけれども、これはあくまで自治会要望という形で出すのがベターですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 要望ということですが、これは自治会に加入、非加入、特にございませんので、中に住まわれている方たちの要望により実施することが一番望ましいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

それじゃ、要望という形であそこにおられる8名の方の連名とかそういう形でもよろしいというふうに私、解釈しますので、その辺は地区の方に申し伝えておきますので、出た際には私もタッチしますが、よろしく願いいたします。

それから、それに付随したことなんですけれども、その斜めに入っていった道路が300メートルぐらい続いて中に入っていると思うんですね、距離的にですね。それが、これもちょっと言われたんですけれども、道路がどういうふうな、町の管理になっているのか、個人管理だかよくわかりませんが、舗装が途中で途切れちゃっている。要は、町道で舗装した区間が短いために、舗装と土の面との境がえぐられちゃっているというところがあるらしいんです。それで、そういうところは、たまたま自治会の方に、機械とかいろいろ、仕事の関係上詳しい方がおるみたいなので、そういう方が補修しているんだよということも踏まえまして、地区の方に私のほうでその辺もお話しして要望するというのも可能ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 要望につきましては、地域の要望ということであれば可能でございますが、私も今すぐ土地の所有者とか権利関係は調べてございませんので、その辺を調査してからということになると思われま。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。では、そういう内容を地区の方に私、お話ししますので、よろしくお願いします。

次に、4点目、皿木台自治会の生活道路の件でございますが、この自治会も約二十数年前に分譲された箇所だと伺っておりますが、二十数年たっても道路が舗装されない、これはどういうことでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 皿木台自治会の生活道路が現在砂利道で、当時からずっと来ているということですが、ここにつきましては、この住宅内の道路は町道ではありません。いわゆる私道ということで、三十数名の所有者の方が持っているということで、町のほうでは現在まで当然舗装ということはいたしませんでしたが、道路愛護等そういう活動はされておりますので、碎石の支給ということなどではお手伝いをしている状況です。この地区につきましては、開発当時の経緯も振り返ってみますと、道路舗装などは現在の状況では難しいものと考えております。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今のお話ですと、このまま将来的にも舗装にならないよというお話にとれるんですけども、逆に、こういうふうな形をとったら未舗装から舗装にできますという考えはありますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 先ほど答弁申したとおり、あくまでも個人所有地でございますので、ここですぐ解決策はお答えできませんので、ご承知おきをお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） もろもろ諸事情はあると思いますけれども、できるだけ、さっきもお話しございましたけれども、自治会等活動もされておるみたいですので、その辺を踏まえまして、この状況でストップという状況ではなくて、少しでも改善されるような方法で対応していただければというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

次にまいります。2項目め、児童の通学路の安全と対策についての1点目で、町道1314線の児童通学路の安全でございますが、本道路は平成16年に旧長柄中と旧昭栄中が統合された際、整備された道路であると認識しております。現在、先ほど町長の答弁にございましたが、長柄小の児童が十何名ですか、毎日使っていると。当然中学生は全員使っておると思うんですけども、そういうことだと思います。ただし、通学時間帯になりますと、その児童に、進入車両により危険が及ぶというような声を父兄の方から多々聞いてございます。ですので、通学時間帯だけでも、現状、鉾の問題もありましたけれども、そういう形じゃなくて、例えばスクールゾーンの検討とかそういうものを考えておられるか、お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長、石井一好君。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 今の交通規制、またスクールゾーン等の設置というお話でございましたが、先ほど内藤課長からも話がありましたが、町の交通安全プログラムというプログラムがこの町にはございます。先ほどメンバーもお話しされましたが、茂原警察署、また県の土木事務所、町の道路維持課、そして学校関係、またPTAと、それらの皆さん方の協議会がございます。そちらの交通安全プログラムのメンバーの皆さんとまた協議をして、今のソフト面について協議をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

それで、私、スクールゾーンについて若干調べさせていただきました。一部資料ございますので、ちょっと読み上げたいと思います。今の課長の答弁と重なる部分があると思いますけれども、「スクールゾーンとは」という名目なんですけど、内容は、「歩行者と車両の通行を分け、通学園児・幼児・児童の安全を図ることを目的に設定されている」という出だしでございます。あともろもろあるんですが、その中で、スクールゾーンの法的根拠というものがございます。この中に交通安全対策基本法第24条——これは括弧して「交通安全業務計画」とあるんですが——には「指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、交通安全業務計画をつくらなければならない。」というふうに書いてございます。これにより、文部科学省が立案して決定したということですね。

また、平成14年度文部科学省交通安全業務計画についての「安全な道路交通環境づくりの促進」の項に、「通学通園中の交通事故を防止するため、学校及び教育委員会は、通学通園路を定期的に点検し、その結果に応じて適切な措置をとるとともに、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学通園路の交通安全施設等の重点的な整備、スクール・ゾーンの設定等学校周辺の交通規制の拡大等について働きかけること。」というふうにうたわれてございます。

これは、先ほどおっしゃいましたけれども、こういうふうにうたわれているわけですね。実際うたわれているわけなんですから、現状をもうちょっと詳しく把握して、このほかについても、先ほど私、申しましたけれども、茂原警察署の交通課の方にお聞きしました。そうしますと、学校から半径500メートルの中においてはスクールゾーンは最もいいんだよと、児童の安全を守るためにもですね。そういうことの助言をいただいております。ですので、その辺を踏まえまして、ぜひあの場所を、どういうふうな形になるかは討議しなきゃいかんと思うんですけれども、検討していただければなというふうに思うんですけれども、一言お願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 三枝議員のご質問にお答えします。

今の三枝議員からのお話のとおり、現状をいま一度把握しまして、そして子供たちが安全に通学できるように、安全を確保するための通学路をまた検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。できるだけ、先ほど言いましたけれども、少子化で子供さんが少なくなっておる。そういうことも踏まえまして、極力早目に対応していただくことを私、切に望みます。

それで、もう一言つけ加えたいと思うんですけれども、11月3日に本県の八街市で児童がトラックにはねられたということがございましたですね。これは新しいと思うんですけれども、その中で、4名の方が重軽傷を負ったという事故があったんですけれども、実際問題、私、この道は承知しています。場所は把握しているんですけれども、両側には線を引いて、子供さんが歩くようになっておるんですけれども、たまたまそこに車が突っ込んだという事故だったんですけれども、そういう痛々しい事故が、本県の八街市という車で約30分か40分ぐらいの間に起きているわけですので、ぜひその辺も踏まえていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、2点目ですが、これは力丸十字路から国府里方面に向かう道でございますが、先ほどの町長の答弁もございましたが、車両外側線、これは私も議員になった最初に復帰させていただきました。非常に喜んでおるわけなんですけど、ただ、白線を引いて、路側線で歩く場所が確保できるところはいいんですが、場所によっては民家の生垣等がはみ出してきまして、どうしても車道を歩くような場所、あるいは外側線の外側の路側帯が非常に狭くて、どうしても車道を歩くような場所等があるんですが、その辺につきましても、子供たちの非常に車に対する危険なものと考えますと、危ないということも聞いておりますので、路側帯を設けられない箇所については、グリーンベルトとかそういうものを設けられないものなのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長、答弁願います。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいま議員さんの指摘された箇所がよく聞き取れませんでしたけれども、実際、通学路等の一部の危険な地域につきましては、地元の要望などを踏まえ、そういう施工もしてあるところがございますので、何度も繰り返しになってしまいますが、先ほどの通学路安全プログラムですか、そういう機会に、そういう箇所についても検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 同じような質問で申し訳ないですけれども、ぜひその辺を踏まえま

て早急に対応していただきたいと思いますので、子供たちの安全を守るためにもぜひお願いいたします。

それでは、次に3項目めの長柄町特別奨励作物栽培補助金についてでございますが、先ほど町長から答弁がございまして、1点目がお味噌という話で一応了解いたしました。

2点目でございますが、平成17年と28年度に交付金額を変えたということでございますので、わかりました。

3点目、4点目についても一応理解させてもらいます。

そこで、この1点目から4点目について総合的に考えて4つばかり質問したいと思います。

1番目ですが、ふるさと産品は味噌とおっしゃいましたけれども、現在ですね、実際問題、今、味噌をつくるために長柄産の大豆を使用されているということをおっしゃいました。ちなみに生産量を見ていきますと、いろいろばらつきあると思うんですけども、この味噌をつくるために長柄産の大豆で供給量が足りているかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生産量につきましては、毎年味噌の生産量も変わってございますので、一概に言えませんが、本年の場合の例といたしましてご答弁させていただきます。本年は、味噌の需要がある程度上ってきてございまして、12トンの仕込みを予定してございます。しかしながら、先ほど町長が答弁しましたとおり、生産量はだんだん落ち込んでまいりまして、本年の見込みは約1トンということでございまして、味噌12トンを仕込むに当たり、大豆は約3.6トン本来でありますと必要となります。本町生産の大豆の使用ということになりますと、その約3割程度ということになってしまいます。残念ながら本町の生産した大豆で全てを賄うことはできませんが、お隣の長南町で大々的に生産しておる大豆がございまして、そちらを活用いたしまして、本年度の生産に当たっているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、若菜課長の話でよくわかったんですけども、本来、奨励品として、3品目の中の大豆が今生産されているということでございますけれども、その活用がお味噌しかないということで、本来3品目あったものを、現状、大豆1品目しか生産されていない、その理由をお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 若菜課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大豆以外の蕎麦、小麦でございますけれども、奨励品目に採用したときには当然生産者もおりまして、町長も答弁のとおり、手打ちそば、手打ちうどん、手づくりパン、これらを商品として活用する予定でございました。しかしながら、現在、蕎麦、小麦を活用した加工品というものは加工施設で製造してございませんので、現在は納入できないという状況でございます。

しかしながら、株式会社まると業務提携を行い、新たなメニュー等も開発してきてございますので、その中でこれらを活用した生産ができれば、またそれはそれで受け入れたいというふうに考えておりますが、今の現状といたしましては、加工品としての活用ができませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 奨励品3品目は、蕎麦と小麦については何も作っていないんだというお話の回答だと思いますけれども、そういうことでありましたら、奨励品目の中の3品目じゃなくて、大豆単体に絞って奨励品目としたらいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えします。

議員のご提案のありました単体での採用ということも一つはございますし、場合によっては新たな品目を加えるというようなこともあるかと思っております。先ほど申し上げましたとおり、さくらの加工施設のほうも新たなメニューの開発ということも努力しておりますので、この辺は施設との兼ね合い等もございますが、その辺について検討もすべき材料であることは認識したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

私、ちょっと思うんですけれども、今味噌のお話、やっておるんですけれども、私の知り合いに大豆を作っている方がおりまして、先日お話しする機会がございましたので、お話ししたいと思います。

さくらの郷には大豆の選別機はあるんだけれども、肝心な大豆をつくって脱穀する機械がないんだと。それで、その機械についてはほかの町からちょっと借用して使っている状態なんだけれども、選別機はあるのに何で脱穀機がないのか、これは一連の作業工程に入るんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜課長、答弁願います。

○産業振興課長（若菜聖史君） 現在、さくらのほうで活用しております選別機につきましては、大豆の大きさによりまして買い取り価格を変えてございます。それらの分別をするために、さくらのほうで使用してございます。今議員のほうからお話しありました工作機の件につきましては、かねがねお話し聞いておるんですが、現在本町ではそれらの手当てというものはないというのが現状でございます。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、物を作って、それを一回、豆を出すために使う機械、その後の大きさを選別する機械というふうになると思うんですけども、本来でしたら、物をつくるわけですので、工程上からいいますと、まず種から出発して発芽させて、それから成長させて、成長させたものを収穫して、収穫したものを選別して材料として使うんだという工程だと思うんですけども、選別機しかないということであれば、申し訳ないんですけども、奨励品として町でうたっていて、作れ作れということだけであって、その後のフォローがなっていないんじゃないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問でございますけれども、その辺も今後の課題として捉えていきたいというふうには考えてございますので、よろしく願いします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

あと9分しかないんですけども、いろいろ町の奨励品として町をアピールするために、そういう商品をつくって皆さんに知っていただくと、食べてもらっておいしいと言ってもらおうという、それは重々わかります。

それで、本来でしたら、先ほど言いましたけれども、お味噌をつくる原材料の大豆の供給が足りないという形で、長南町から補強してもらっているんだよというお話なんですけど、奨励品として大豆を作って加工するということになりますと、長柄町という名前を、「ながら味噌」という名前にして販売しておるわけですので、私の考えですけども、長柄町で作ったものを使用してそれを商品にして売る、これが一番ベストな方法だと思いますね。ですので、できるだけ長柄町に生産者を募って、長柄町の味噌としての原料を調達できる、そういう考えはお持ちでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問ですけれども、お隣の長南町の例などをお伺いしますと、営農組合さんのほうで小麦とかお米とか、大豆につきましては連作ができないというようなお話を伺いますので、そういった工夫が必要だということではございますけれども、そういう大規模に営農されている方が機械をある程度そろえて生産していらっしゃるといってございまして、それらを参考に、多く営農されている方にそういう働きかけを今後していきたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

さっきから何回も言ってくいようですけれども、「ながら味噌」の原材料は長柄町で生産したものを使用して作ると。純「ながら味噌」という形にすべきだと思いますので、その辺も考えていただきまして、これから生産者を増加させるための活動なりPRなり何なりの方法をとっていただければありがたいと思いますので、その辺は切にお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 以上で三枝新一君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 大 岩 芳 治 君

○議長（月岡清孝君） 次に、9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩芳治でございます。

通告順に従い、これより一般質問をさせていただきます。

その前に、私、先日、長南町の議会を傍聴させていただきました。残念ながら傍聴人は、たったと言うと言葉は失礼ですけれども、2人でしたね。今日は長南町の議員さんが数名来

ております。非常に緊張しておるところでございますけれども、ぜひとも長柄町の議会も傍聴していただいて、私も長南町さんの議会の傍聴して大変参考になった部分も多々ございました。ぜひお互いに協調しながら、いいまちづくりを目指したいというふうに考えております。その前も茂原市を傍聴したときにも、やはり傍聴人が2人でございました。その点、長柄町は常に30人、40人の傍聴、そしてそれだけ私は行政、町への関心が高いものと自負をしておるところでございます。

それはさておき、先ほど三枝議員さんから話がございました。アメリカの大統領が代わるということで、皆さんもご承知のとおり、世界の経済をリードしているアメリカの大統領選挙が実施され、経済界の大富豪ドナルド・トランプ氏が45代アメリカの大統領に選出されました。

先日、9日の国会において、日本はアメリカに先立ち、環太平洋経済連携協定いわゆるTPP、12カ国の枠内に入ることが可決されました。しかし、トランプ新大統領は、このTPPはアメリカの国内の製造業を破壊するとか、アメリカを外国政府の支配に屈服させることになるなどとして、TPPより離脱すると発言しております。また、日本に対しても、アメリカ軍の日本駐留費を全額日本に負担させるとか、日本も韓国も核兵器を持ったほうがよいなどと過激な言葉を連発しております。少なからず、世界の資本主義と自由主義経済は大きく変化するものと予想されます。グローバル主義でない、アメリカ第一主義を信条にしているトランプ新大統領によって、日本もかなり経済的にも、そして精神的にも負担を強いられる可能性が高いと言わざるを得ません。

そのような中で、日本の体力も低下し、国からの交付税や補助金等も必然的にもくろみどおりにはならないと考えております。

しかし、我が長柄町の——ここで公民館の話になるわけでございますけれども、長柄町の公民館も40年以上が経過し、老朽化が進み、床のきしみや雨漏りなど、大修繕しても利用できる状況にはありません。自主財源の乏しい我が長柄町も、国の交付税や補助金に頼らなければ、住民サービスの低下は免れません。

私も公民館の建て替えには賛成ではありますけれども、建てかえの場所及び事業費については賛同できません。町長は、旧長柄保育所跡地に建て替えしようと計画しておりますが、場所的には町の中心であり、庁舎や福祉センターに近く、利便性のよいとてもいい場所であるとは思っておりますが、保育所跡は県道より3メートルほど低地にあり、面積も賃貸を含めて三千ちょっと平米という狭隘であります。基本設計の造成費は1億2,700万円でありま

す。その造成工事も、現在工事中の刑部バイパスの土砂を無料で搬入していただいて、この土砂を搬入する場合、4,000万円ぐらいかかるというふうな試算が出ておりますけれども、これを無料で搬入していただいて、なお、坪当たり12万円の造成工事が必要とのことであります。余りにも高額な造成費に私は賛同できかねます。もう少し安価で造成工事ができる建設場所の変更をぜひ検討していただきたいと願うものでございます。

それでは、第1項目の1番目について質問いたします。

公民館の建て替え事業の提案が9月議会で否決された件について質問いたします。平成28年9月14日に上程されました公民館建て替えに関する事業費を含む補正予算案が、賛成5人、反対6人で否決されました。

小項目の1点目で、公民館建設の事業予算が否決されたことを町長はどのように感じているのか、今後どのように公民館建設を推進していく考えなのか伺います。

小項目の2点目、10月12日に開催されました公民館建設検討委員会で、委員が補正予算案を反対した議員に対し、侮辱ともとれるような発言が議事録に掲載されております。後ほどその件については朗読をいたしますけれども、このような発言をしたことに対し、町長や執行部はどのように感じているのか伺います。

3点目、町長は公民館建設検討委員会の役員選任に当たり、学識経験者とはどのような定義で選任しているのか伺いたいと思います。

次に、大項目2のこども園の臨時職員の待遇改善について質問をいたします。

2015年9月16日に、同一労働同一賃金法が国会で承認され、施行されました。同じ仕事には同じ賃金を支払うのが原則であるという観点から、政府は正規と非正規の労働者の処遇格差が大きいと見ており、同一賃金の導入で非正規の処遇を改善したい考えであります。

世界の先進国の非正規と正規の格差は、正規を100とした場合、フランスでは89.1、ドイツでは79.3、イギリスは71.4であり、日本は56.6であります。そこで質問いたします。

小項目の1点目、現在町のこども園には8名の臨時職員がおります。勤務年数や年齢が同じぐらいの平均的な正規職員との待遇格差はどのようになっているのか伺います。

2点目、臨時職員は正規職員と比較して職務上の責任や養育のレベルにどのような差があるのかをお伺いいたします。

以上です。よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 大岩議員の質問にお答えします。

初めに、公民館建設事業でございますが、一昨年の夏、私は多くの町民の皆様から負託を受け、町政を担わせていただくこととなりました。私なりに全力で行政運営のスタートを切らせていただきました。その始まりがまさに公民館であり、また、その建設について庁内での議論を深めるところから取りかかったものであります。

申すまでもなく、公民館は文化祭を初め成人式や各種教室活動など、多くの皆様が利用する町民コミュニケーションの中心的施設であるとともに、災害発生の際の防災拠点としても期待しているところであります。

先ほどご指摘をいただきました老朽化が著しい状況は、私の目でも当時明らかであり、早急な検討体制の整備をと指示し、平成26年11月、議会、教育委員、公民館利用者など15名で構成する公民館建設検討委員会を設置し、建て替えについて諮問させていただきました。

その結果として、建設場所については、利便性や周辺公共施設との一体的な利用を図る上で、現在の場所が望ましいとの全会一致での結論を踏まえた答申を、昨年3月に頂戴いたしましたものでございまして、この経緯につきましては、昨年の第2回議会定例会、行政報告という形で皆様方にご報告と、加えてその後の事業の流れなどを申し述べさせていただきました。

その後、本年2月の議会説明会におきましても、具体的な建設地や増加傾向にある概算事業費などについてご説明し、3月、平成28年度の予算特別委員会を経て、本会議におきまして建設についての予算をご承認賜りました。

5月から6月にかけては、計画素案のパブリックコメント、広報及びホームページでお知らせし、町民皆様方からのご意見をいただいた後、この夏、基本設計が完成いたしました。

また、3月の段階では未確定であったことから明言を避けていた有利な起債、財政的有利性につきましても、この9月2日の議会説明会において説明させていただき、春先の段階よりも条件面の好転が図られていることを報告させていただいたところであります。

この間、計5回にわたりまして、公民館建設検討委員会においてご協議をいただき、貴重なご意見も頂戴してまいりました。私といたしましては、9月の定例会に至るまでに、行政的には、すべき手順を尽くしてと、行政職員にそのような手順をとるようというところで指示をしておりました。

このような経緯の中で、ご質問にございます事業推進のための補正予算をご承認いただけなかったことは大変遺憾に存じますが、しかしながら、これまでお示した計画に対し否決と結論をお受けした以上、私はこの議会の意向を真摯に受けとめ、今後に結びつけたいと考

えるものでございます。

その上で、改めましてこの事業の必要性、重要性、優先度を議会と共有する中で、解決の方向、いわゆる建設に向けてこの事業を推進するためにどうしたらよいか、ご相談をぜひともさせていただきながら、何とか前に進めてまいりたいと存じているところでございます。

大岩議員におかれましては、何とぞご理解を賜りますよう、ここに改めてお願いを申し上げます。

2点目の委員の発言についてどう考えているのかとご質問でございます。

これにつきましては、本件に限らず、委員会の中でのそれぞれの委員の考えや思いでございますので、私からは特にコメントはございません。また、議事録につきましても、会議内容を適切に書き残すことで、まさにその意味からも、私自身は問題ないものとするものでございます。

議員が問題とおっしゃられる発言について改めて推しはかりますと、委員さんお一人お一人につきましては、新公民館にそれぞれの思いや期待を強く、また大きく持っておられたことの表れであったのではないかと推察いたします。

いずれにいたしましても、本件につきましては、議会への説明努力が足らなかったことなど、ご指摘を頂戴しておりますことから、否決という結果を招いた私どもに責があるものと承知しておりますので、ご質問の点につきましては、ぜひともご理解をお願い申し上げます。

3点目の学識経験者の定義についてでございますが、町といたしましては、明確な定義は持ち合わせてはおりません。しかしながら、辞書などでは「学問上の識見と豊かな生活経験のある人」と記されております。本町でも、各種委員会ごとにその会議の設置目的や議論するテーマなどを考慮し、専門性、識見など総合的に熟思した中で人選をさせていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、こども園の臨時職員の待遇改善についてお答えいたします。

まず、正規職員との待遇の差についてであります。臨時職員は、短大卒1年目の正規職員の総収入額と比較し、年間約32万円低くなっております。

次に、職務上の責任及び養育のレベルの差についてであります。臨時職員についても、それぞれ保育教諭の資格を有し、保育士または幼稚園教諭の経験があることから、養育に関してのレベルの差は基本的にはないものと考えます。

また、職責上の責任についてでございますが、本町においては、臨時職員は副担任までとしておりますので、主担任との違いはおのずとあるものと存じます。

本町といたしましては、今後園児数が減少する見込みの中で、現状では正規職員の任用を抑え、臨時職員で対応しているところであります。ご指摘のとおり、同一労働同一賃金の観点からも好ましくはない状況であるとは認識しているところであり、任期つき職員として任用するなど、待遇改善についての制度設計を新年度に向け作業中であり、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、大岩議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

ただいま町長から、るる答弁がございましたけれども、我々、9月の補正予算案を反対した議員の皆さんは、建て替え事業について反対の人は一人もおりません。あたかも公民館建設に反対だというような言われ方をしましたけれども、これに非常に誤解でございますので、6人とも公民館建設については非常に前向きでございます。しかしながら、場所あるいは予算については納得できないので反対したわけでございますので、その辺のところも十分ご理解をいただきたいと思います。

反対の要旨については、いろいろございますけれども、地質調査の実施の見直しだとか財政計画だとかいろいろ問題があって、建設、四十数年たって、現在の公民館を見る限り、反対する人は、先ほども申したけれども一人もおりません。

その中で、佐川教育長から、この検討委員会に入った中で、議会で否決となった、しかし、反対議員の中にも公民館建設は賛成との方もいたというふうに認識しているというような、佐川教育長のほうから発言がございましたけれども、これは教育長、大きな誤解ですので、その点どのように考えますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 今の点につきましては、どういう誤解なのか説明していただけますか。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

反対した議員の中にも、公民館建設は賛成との方もいたというふうに認識しているというような教育長の発言なので、ややもすると、賛成が少なくても反対が多いたったけれども、賛成の方もいたんじゃないかというような教育長の発言ですけれども、これは大きな誤解ですの

で。どういう認識でそういう発言をしたのかですね。

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 私、議会の中での反対の討論などを聞いておりました、公民館建設については反対ではないけれどもというような言葉をたくさん聞きましたので、そういったことを言っただけで、数が多い少ないという部分を言っているわけではございません。賛成の方もいらっしゃるというのは事実でございますから、それを話したところでございます。以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

今、反対の方もって、反対の方はいません。私たち6人で話し合っ、公民館の建て替えについては、これは全員賛成でございますので、誤解なきようにお願いしたいと思います。

それから、9月17日に公民館建設が白紙になったと千葉日報に掲載されました。その中で、まず副町長は、今月中に庁内で幹部会議を開き、早急に方向性を決めたいというふうに話しておりますけれども、どのようなふうに会議をしたのか伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木誠一君） 大岩議員のご質問にお答えいたします。

まず、公民館につきましては、どうしても建てなくちゃいけないという方向で執行部の中は決定しております。そういう中で検討委員会を設置して進めてきたわけでございますけれども、やはりそういう中で、今度否決をいただいたので、それをどういうふうな形で皆さん方に賛成をしていただけたらいいかなと、そういう詳細な打ち合わせをしたところでございます。そういう中で、やはりいろいろ6名の議員さんのご指摘をいただいて、その内容をいただきました。そのものについて執行部で協議した中で、これを解決するには何がいいんだということで、じゃ、条件を全てのみましようと。お手元に、ご覧になったかと思っておりますけれども、そういう条件を提示させていただきました。それが内容でございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

それでは、町長の答弁に戻りますけれども、先ほど委員の中で問題のない発言だと。確かに、会議は発言自由の原則は守られております。しかし、議会の中でも行き過ぎた発言や、

あるいは不穏当な発言は議長の名において訂正や削除する、議員の同意を得てですね。このように議会でも普段やっているわけですよ。

この中で、町長も、よろしいですか、長柄町は長生郡の中で最も遅れている町である、郡内、県内を見た中でもわかるというような発言も出ているんですよ。町長、どう考えますか。

○議長（月岡清孝君） 清田町長。

○町長（清田勝利君） どこで発言したことでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） これは、建設検討委員会のある委員の中からそういう発言も出ていますということですね。

〔「委員会の中で」と呼ぶ者あり〕

○9番（大岩芳治君） はい、委員会の中でね。まあ、この程度はいいと思いますよ、この程度はいいと思うんですけども、それから各委員の中で、1年生議員はいきさつがわからないからよく勉強されていれば賛成となる人も出てくると思うとか、予算がどうのこうのとそれだけの問題で反対、そういう議員ばかり、自分たちは何をしてきたのか、何もしてこないではないかというような発言や文言が議事録の中に載っているんですよ。こういう発言に対しても、問題発言じゃないというふうな認識でしょうか。

○議長（月岡清孝君） 清田町長、答弁願います。

○町長（清田勝利君） やはり委員会というのは、私は自由性を重んじたいと思います。物事というのはいろいろな思いや考え方があります。やはりそういった中で、自由な言論がなければ物事は進みません。それが民主主義の一番の根底であります。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

先ほど申しましたように、議会の中でも行き過ぎた発言や不穏当な発言は訂正し、削除しております。それは町長もご承知のとおりだと思います。そういう中で、先ほども言ったように、委員会発言の原則は十分尊重できます。しかし、余りにもこういう侮辱ともとれるような発言、慇懃無礼な発言は、やはり執行部が指導する、あるいはそこから削除するとか、そういう配慮が私は必要ではないかというふうに町長に伺っているんですよ。

○議長（月岡清孝君） 町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 先ほど申しあげました、やはり民主主義の根底である自由な討議というのは、私は当然それが第一だというふうに思っております。

ただ、ここで押さえなくてはならないのは、いろいろ今ご意見があったと思いますが、その中で、特にうそ、デマ、これはもうとんでもない、許せませんね。これはもう当然削除しなくちゃいかん。そういうことだというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 町長と私の中には、相当価値観の乖離があります。これ以上は埋まりませんけれども、しかし、この議事録を配付したときに、やはり議長ね、余りにも議員を愚弄したような私は発言だというふうにとります。それぞれ皆価値観が違いますけれども、これ以上は申しませんけれども、しかしながら当然——いいですよ、発言も自由ですから。しかし、余りにも耳ざわりのような発言については、これは委員長あるいは執行部のそのときの委員が訂正すべき、あるいは削除すべきだというふうに私は考えます。町長は何でもかんでも載せるという考えですから、その辺は埋まりませんけれども。

それでは、町長が任命をいたしました建設検討委員会の委員の15名なんですけれども、平成26年11月26日に第1回の検討委員会が開催されましたですね。そのときのメンバーが15人おります。任期につきましては平成26年11月26日から事業完了までとなっております。しかし、事業完了までですよ、15人おりますね。平成27年度には、既に5人の委員が交代しているんですね。平成28年にはさらに2人。ということは、2年間のうちに15人のうち7名が交代しているんですよ。これでこの公民館建設検討委員会の答申、まあ、過半数いますから答申は答申でしょうけれども、もうちょっと任期を長く、あるいは2年とか3年とかそういうようにこの委員会はすべきじゃないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 委員さんの任期は、確かにこれからまだ残るかと思います。ただ、今言ったように、細切れに何年か代わるということがありました。ご指摘がありました。まさにそうだったというふうに思います。

でも、振り返ってみますと、議員さんの選挙があつたり、いろいろ事情が変わってきたということもその中であつたかというふうに思います。そういった中で、やはり今議員の指摘のとおり、ある程度長期にわたってその委員さん方がいろいろ議論していく中で答申するのが、やはりベターなんじゃないかという意見をいただきました。私もそのことについては、そのとおりだというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

ただいま町長のほうから答弁いただきましたけれども、議員の交代もある、確かにありました。1名だけです。町長、1名だけ。あとはほかの関連団体というような形の中で、議員の交代は1名だけですので、先ほど言われましたように、こういう重要な委員会については、やはりある程度長期な任命が必要ではないかというふうに私も考えておりますので、今後はそのような途中で交代がないように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、この建設検討委員会から答申が出ましたけれども、私はこの議事録を精査させていただきまして思いましたけれども、当初、3カ所の案があったというふうに言われておりまして、確かに3カ所ということでありました。公民館の跡地、もともと保育園の跡地という言葉は全く出てきておりません。公民館跡地、そして日吉の農協ですか、それから昭栄中の跡地ですね。この中で、答申を出すに当たって、私はどのような資料を委員の皆さんに提出したかというのが非常にわからないんですね。

私は先般、6名の議員からの集約意見ということで概算書をいただきました。これを見るとよくわかります。当初、現公民館の跡地へ建てる場合は、基本設計が1億2,700万円とか、造成工事、そして昭栄中の跡地は1億3,000万円とか、役場の庁舎前、買収がかかりますけれども、これは8,000平米を買収して9,000万円、土砂の搬入も含めて9,200万円等々、このような資料を渡した中で検討したとは到底思えないんですね。どのような状況の中で公民館の跡地というふうに決定されたんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問ですけれども、まず、当時の答申のときの経緯といいますか、議論されていた3カ所につきましては、今大岩議員がおっしゃられた昭栄中の跡地、それから公民館は公民館跡地という言い方だったのか、ちょっと私もその委員会のほうに出ておりませんでしたけれども、現公民館とするとか、そういう形だったのかと思います。それとあともう1カ所が旧農協の長柄支所、長柄地区のほうに寄っていったほう、あちらのほうにも考えるべきじゃないのかという意見が委員さんの中であったというところだと思います。

それについて、執行機関としてどう考えているのかということのやりとりがあったような中で、できるだけ現在土地を所有しているところ、新たに土地を買い増して実施をするという考えは現在のところ持ち合わせていないということが、事務局のほうから考えとしては

ということで聞かれたことに対して、答弁があったというふうな会議録は私も読んであるところでございます。そのようなことから議論をして、現在のところに答申が出されたというところだと考えます。

それから、工事費等についての数字が示されていたのかというところについてですが、当時の会議の中では事業費等については示されておられません。いわゆる総論的なところになるかもしれませんが、事業のメリット・デメリット、それぞれの利点、不利点などがあるということで、それらを委員さんの中にお示しをしたところで議論をいただいたというところで、造成に係る費用云々だとか、そういうようなことにつきましては、今回の基本設計ができた後にその辺が対象として出てきたというところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

この検討委員会の中で、ある委員さんから役場前の水田がよいのではないかと。たまたま、私、この集約意見書をもらった中でそれを検討させていただきました。一番安いですね、面積も8,000平米ということで。そういう発言が出たにもかかわらず、提案させていただいた2案以外はだめではないという、しかし、用地買収が必要になるためスケジュールが遅くなる課題があるということですね。この時点では、これは最適債ですか、国の交付税の対象にならない時期にもかかわらず、こういうような行政からの答弁があるんですね。スケジュールが遅くなる課題があるというふうに言われているんですけども、これについてはどのように説明していただけますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

一般論のような形になって恐縮なんですけれども、いずれにいたしましても、新たに土地の買収を行って事業を行うという考え方は、現在長柄町、そのときの執行機関としては持ち合わせていなかったというところでございます。相手方さんもいらっしゃるし、土地収用ということになりますと、収用委員会等の協議などさまざまございます関係上、先ほど申し上げました旧昭栄中学校の跡地もそうですけれども、現在町で持っている普通財産等、その辺を利活用していくという考え方が大前提であって、またもう一回新たな土地を買収をかけて

やるということは、そのときは考えていないと。それは決まりだということではなくて、そういう考え方のもとに我々はおりますが、委員さんの中で、それこそ先ほどの冒頭のご質問にありましたけれども、自由な審議をいただくという場ですので、ご意見をいただきながら進めていったというところだというふうに理解しております。

スケジュールにつきましても、それらがあるということが、非常に今後のスケジュールに大きなウェイトを占めてくるというところの認識からの説明だったというふうに捉えておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

今、新たに出てきたわけじゃないんですけども、こういうふうにきちんとした提案をすれば、執行部からもこういうような意見の集約について資料が示されるわけですよ。こういうものを示した中で検討委員会に諮るとかすればいいんです。おのずともう公民館跡地ありきだという、そういう執行部のエゴが見えるような気がしてなりません。

というのは、長柄の農協の跡地といっても、これは誰が見たって、正直、候補には挙がりませんよ。それから昭栄中の跡地だって、ここに書いてありますけれども、やれ水がつくとか地盤がつくと、要するにやらないような方法を考えて委員会の中で発言していることが非常に多く見られますね。

この前の用地買収も、これは時間がないからだめだというような、それは一つの理由には私はならないのではないかと。やはり一番適材適所、そして工事費の安い、十分候補地になり得るような場所ではないかというふうに考えております。

それで、この答申なんですけれども、答申をしたときの日にちなんですけれども、途中を読みますけれども、「第2の現公民館の意見が多数となった。第2案でいいですか。賛成の方は拍手をお願いします」と言った中で、「答申作成のために10分間休憩します」ということでありましたけれども、5分経過で、答申書ができましたと。これは、委員会をやって5分で答申書ができましたと。私から言わせると、もうそこがありきだという答申書ができていたんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長、答弁をお願いします。

○企画財政課長（白井 浩君） 今の5分か10分かというところの話かと思っておりますけれども

……

〔「5分」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） 5分。私たち、諮問会議、附属機関の会議を行うに当たりましては、いろんなことを想定させていただいております準備をしております。そのようなもので、30分、もっと、10分、15分、委員さんに暫時休憩をそのまま長くというわけにもまいませんので、議論としては3点でということで集約の方向に諮るというところでしたので、それらの準備を整えた上で、ご意見をお一人お一人からいただいて、公民館の跡地、現公民館付近とするというような内容に決まったということです、そのものを出力して報告したというところで、決して何とかありきとかそういうことではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 執行部としては素早い対応だなというふうに驚くばかりでございます。

それはさておきまして、我々6人の議員も十分公民館建設については前向きに、場所もよく、安価でということは、我々6人でもう数回会議を開いております。その中で意見を集約しながら決めて前向きに捉えていきたいというふうに考えておりますけれども、その中で最適債ですか、この対象になるには何か期限があるということで、当初、白井課長のほうから、31年3月から逆算して9月がリミットだというふうな認識を持って我々は説明を受けたんですけれども、それで間違いないでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） これまで何度かこの件につきましては申し上げてまいりましたとおり、繰り返しになりますけれども、公共施設の最適化事業債、いわゆる施設の集約化などを行う場合、複合化とかの起債につきましては、平成27年度からの3年間の時限政策として総務省のほうで明らかにしているものでございます。全国に周知しているものでございます。その29年度の事業を長柄町もその起債を受けて、45%の後年度交付税措置ということで、約半分近くが国庫として町が受け取れるというようなことで、有利だということでご案内してきたところでございます。

ご質問の31年度当初というのは、これも繰り返しになって恐縮なんですけれども、平成29年度中に国に対してこの事業の申請を行った場合には、翌年度の明許繰越をしてもよろしいという内容をいただいているので、30年度いっぱいはこの事業をやっていただけるということになりますというふうに申し上げました。したがって、平成30年度いっぱいというのは、翌年、正月明けて31年3月31日までということですので、31年という数字が議員のお手元にもあるのかというふうに捉えております。

そういうことで、31年3月31日までに除却も含めて、今の公民館の取り壊しなども含めて全ての事業を終わらせるためにということで逆算をしてくと、この9月の議会にご提案をした時期が望ましい時期になる、取りかかりの時期としては定まってくるということで、議会の中でもご説明したところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、今年の9月がリミットということで、そのときに否決されたので、この最適化優遇債というのは対象にはならないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今この段階で、対象にならないとかそういうことは軽々に発言、お答えはするべきじゃないというふうに思っておりますし、そこについては明確にお答えできません。

ただ、この事業は平成29年度中の立ち上げ可能とされていますので、今ゼロではないというところは間違いない。先だって、勉強会のような形で議員さん方6名の方とお話をした際にも申し上げたとおり、そういうような可能性がないわけではないということで、今、議会のほうとよく相談をしながらということで、町長のほうの答弁にもございましたけれども、相談をしていく中で、早目のスタートが切れるような形であった場合には、先ほど申し上げたように、30年度の明許繰越も踏まえて事業完了に向けて何とか前に進めたいというところでご答弁申し上げたところですので、この段階で私のほうから、ゼロだとかそういうことではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

時間も大分迫ってきましたけれども、いずれにいたしましても、やはり行政も我々議会も公民館の建て替えについては、早急に建て替えをとすることは思っております。我々6人もできるだけ早い、皆さんで会議を持って意見を集約して、執行部のほうに提案をしたいというふうには考えております。

続きまして、こども園の職員で臨時職員の待遇についてですけれども、私も先般、ある小学校の臨時職員と話をする機会がございまして、これは県職でございますので当町とは直接は関係ございませんけれども、しかしながら、臨時職員の小学校の先生も非常に嘆いていたといいますか、正職員との差が非常に大きいと。どのくらい大きいのかというのを私は聞き

漏らしましたけれども、かなりの正職員と、ですからモチベーションが落ちるんだよというような話も、責任もある、そういうことを話されておりました。むしろ臨時職員のほうが一生懸命やっているんじゃないかというような話も伺った中で、じゃ、長柄町はどうかなということで私は多少調査をしてみた中で、やはり長柄町も臨時職員と正職員との待遇格差が大きいんじゃないかというふうに考えておりました。

それで、先般も私、こども園の臨時職員の待遇に関して質問してございます。どのように改善、幾らかでも改善されたのかどうか、その辺をお伺いしたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

こども園の臨時職員の待遇につきましては、これまで時給で支払っておりますけれども、時給の引き上げ、現在時給1,100円になっておりますけれども、そういったところに対応してきたところでございます。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、新年度に向けて、同一労働同一賃金法なども踏まえまして任期つき職員としての任用、それについてはどういった——詳細な制度というか待遇について今詰めているところでございます。任期つき職員の制度も比較的新しい制度でございまして、前例も少ないということでそれらについて詰めておりますので、ご理解賜ればと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

先ほど町長の答弁から、正職員と臨時職員の能力や指導力に大差はないというような答弁がございましたとおり、私はこの適正化に向けて少しでも待遇の改善がですね——縮まるように要望するわけでございます。

それで、臨時職員にも正規職員と同等の研修機会などは与えているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 現在のところ研修につきましては、臨時職員についてはそういった対応はしておりません。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今、総務課長から対応していないということですがけれども、私はやは

りスキルアップの面から、臨時職員においても、やはりそういう機会はずいぶん与えるべき。与えないことによるメリット、あるいは臨時職員が受ける必要がないんだということであれば別なんですけれども、その辺のところは同等の権利といいますか、研修の機会を与えるべきだというふうに認識しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 先ほど来申し上げているとおり、臨時職員の待遇改善を含めまして、研修の機会も含めまして、そういった制度設計を今詰めているところでございますので。

なお、同一労働同一賃金もありますけれども、もう一方で定員管理の適正化ということで、長柄町も人口減少の中で、定員管理については現状ないしは若干削減ということで計画を持っております。そうした中で、採用計画に基づきまして再任用制度あるいは任期つき制度、臨時・非常勤職員の任用などについて総合的に対応しております。そういった中で、研修等の機会の確保についてもあわせて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ありがとうございます。

それでは、時間も余りございませけれども、最後に、政府は正規と非正規の労働者の処遇格差が大きいと見ており、同一賃金の導入で非正規の処遇を改善したい考えでありますので、我が長柄町で率先して正規職員と臨時職員の待遇格差と申しましょうか、それをできるだけなくして、当然人件費も高騰はしますけれども、臨時職員のモチベーションを向上させ、ひいてはそれがこども園全体の活性化につながるものと考えております。ぜひとも臨時職員の待遇改善が速やかに進展されますようご期待して、一般質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 以上で大岩芳治君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

---

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 次に、5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆様こんにちは。5番、本吉敏子です。

今年もあと3週間で切りました。今年を振り返りますと、4月に熊本県と大分県を中心とする地震、8月には北日本を襲った台風10号など、2016年の日本は、北から南まで災害に悩まされた傷跡が残る1年でした。まだまだ復旧作業が続く中、被災者の生活再建や産業の再生は道半ばです。一日も早い復旧・復興を祈っております。

そんな中、2020年東京五輪の追加種目に選ばれましたサーフィンが、一宮町の釣ヶ崎海岸で開催されることが正式に決定しました。地元の皆さんは、千葉県を盛り上げていこうと、近隣市町村でも成功に向け、協力、支援をし、波及効果を期待する声が高くなっております。さらに、小中学生の子供たちの夢と希望を未来につなげていきたいと、喜びに沸いております。本町でも観客の宿泊場所など、隣接する自治体と連携していきながら、オリンピック参加と地域経済の活性化につながることをできたらと思いますので、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目にわたり一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず1項目め、幼児教育の充実についてお伺いいたします。

ご存じのとおり、本町のながらこども園は就学前の子供の教育、保育を一体化に提供する施設であり、子育て支援センターとしても運営されています。認定こども園であるながらこども園は、11月1日現在、園児数137名です。

子育てには教育費や医療費を初め、多くの費用がかかります。ながらこども園の保育料については、長時間児、短時間児とともに、国の基準を比較して低く設定されています。また、医療費の助成やおむつ用ごみ袋の配布、今年度から病児病後児保育を利用された場合に、費用のうち、1回につき2,000円を償還払い方式により助成されるなど、子育て世帯の経済的支援がされています。本町では、子育て支援の充実、幼児教育の充実に力を入れ、保護者の皆様にもとても喜ばれております。そこで、お伺いいたします。

1 点目、先生方が注意されていても、元気いっぱいの園児たちですので、どうしても小さいけがから事故など起きてしまいます。また、どうしても仕事の都合などで病気の子供をこども園に預けなければならない場合もあり、薬を飲ませなければならないこともあると思います。そこで、こども園のけが、事故の応急処置、服薬管理について、どのように対応されているのかお伺いいたします。

2 点目、日ごろより園長先生を初め、職員、先生方には園児のためにご尽力いただき、ありがとうございます。現在、こども園の職員は正職員が19名で臨時職員10名、その中の保育士8名が臨時職員です。こども園としては、保育教諭8人と臨時職員10名ということで、臨時職員が多いように思われます。園長先生も臨時職員です。臨時職員であると研修会等にも参加できません。また、園長が臨時職員では責任の所在に問題が出てくるのではないのでしょうか。

というのは、臨時職員であると保育時間に制限もあり、職員には大きな負担となります。やはり臨時ではなく、正の職員が責任を持って子供たちを保育する体制であっていただきたいと思いますが、職員体制について、当局のお考えをお伺いいたします。

3 点目に、本町の子ども・子育て支援事業計画には、ニーズ調査の結果で、共働きの世帯のみならず、子育てをしている全ての人が安心して子育てができるよう、地域における子育て支援サービスの充実に努めるとともに、保護者の個々のニーズに柔軟に対応できるよう努めていきますとありますが、子育て支援のニーズに対応とは、具体的にどのようなニーズであると思われるのか、お伺いいたします。

次に、2 項目め、高齢者が安心して暮らせる支援についてお伺いいたします。

長柄町の高齢化率は、12月1日現在35.6%です。今後さらに急激に上昇する見込み、10年後には、住民の2人に1人が65歳以上と言われています。また、2012年に全国462万人だった認知症高齢者数は、全ての団塊の世代が75歳以上となる25年には、約700万人に達すると想定されています。高齢者の約5人に1人が認知症になると予測されています。高齢化の進展に伴い、認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが急がれています。まずは認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する、認知症になっても安心して暮らせる町づくりを進めなければなりません。

認知症について、本町の取り組みについて、以前に質問をさせていただいたときの答弁では、医師会を初めとした各種関係機関と連携して、早期に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症初期からアセスメントや家族の支援などを行うチームを整えていきたいとのこと

でしたが、その後の本町の取り組みについてお伺いたします。

次に、居場所づくりについて、認知症カフェの取り組みについてお伺いたします。

国は、24年9月に策定した認知症施策推進5か年計画、オレンジプランの中で、認知症カフェを今後の対策の柱の一つとしています。認知症カフェについてであります。私も市原市、茂原市など、いろいろなところに視察をさせていただきました。認知症カフェでは、ケアマネジャーの資格を持つ女性などが加わり、認知症状のある患者の家族などが気軽に悩みや不安を相談でき、家族同士が交流し、コーヒーやお茶を飲みながら和やかに懇談をしておりました。身近な地域で気軽に立ち寄れることができ、家族同士の交流を通じて、早期発見、早期治療につなげることもでき、症状の進行を遅らせる効果もあり、自宅に引きこもりがちな認知症状のある高齢者が、社会とつながる居場所となっています。

本町でも、地域高齢者の居場所づくりとして、誰でも気軽に利用できる居場所として、地域住民、ボランティアが主体となり、空き店舗を活用した居場所づくりなど、認知症対策としてどのように考えているのかお伺いたします。

次に、3項目め、介護支援ボランティアポイント制度の導入についてお伺いたします。

介護支援ボランティア制度は、厚生労働省の許可を受けた有償ボランティア制度です。2007年5月に導入が決定され、同年9月より運用が開始されました。本町も、後期基本計画の中の地域福祉の充実の中に、地域で安心して暮らせるように、ボランティア意識の高揚とボランティアの育成、活動の支援に努めますとありますが、高齢期を迎えても可能な限り長く健康で過ごしたいと思うのは、誰もが望むことだと思います。

本格的な高齢社会を迎える中で、社会参加活動を意識される高齢者も増えてきているように思います。多くの高齢者の方々が、みずから介護支援のボランティア活動に参加することは、心身の健康の保持、介護予防につながってまいります。地域に根差した介護支援などの社会参加活動で生き方の張り合いになり、にぎわいあふれる地域づくり、住民相互による社会参加活動で地域の活性につながる。介護保険料及び介護給付費等の抑制などを同時に実現することができる取り組みにつながると考えられています。

介護支援ボランティアポイント制度は、介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与することです。本町においても、第6期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの実現に向け、新しい総合事業に取り組み、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に努めることとしてといます。

現在、本町でも、平成25年より介護予防推進員、サポーターによる介護予防出張教室、い

きいき！ながら体操、元気はつらつ教室などを開催しています。また、平成23年より認知症サポーターを養成し、地域の見守り担い手としてボランティア活動を強化していく必要もあります。

介護予防は、要介護状態となることの予防や、要介護状態の軽減、悪化の防止を目的として、介護予防に関する地域のさまざまな活動を広げていき、高齢者を支える仕組みをつくっていくことが重要だと考えます。そのため、今後、現在活動していただいている方も、これから高齢となる方も、介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献をすることで、ますます元気に社会参加活動ができるよう、介護支援ボランティアポイント制度を導入してはどうかと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

それでは、1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

1項目めの幼児教育の充実についてお答えいたします。

まず1点目のこども園でのけが、事故の応急処置、服薬管理についてですが、子供にけがはつきものだと言いますが、細心の注意を払っていても、けがや事故をゼロにすることは非常に難しいと考えております。

そこで、こども園では、けがや事故を想定したマニュアルを策定しており、全職員が共通の認識を持って対応しております。対応といたしましては、園庭などの保育中に起きた場合は、原則として一番近くにいる職員が対応いたします。その際、自分のクラスの園児から目を離すこととなりますので、近くにいる先生にお願いして初期対応を行い、速やかに園長へ報告することとしております。

なお、比較的大きなけがや事故の場合は、保護者と保健師に直ちに連絡をして、救急搬送が必要な場合は速やかに手配することとしております。

次に、服薬管理につきましては、各クラスの担任が責任を持って行っております。対応といたしましては、病院で処方された薬と処方明細書及び保護者より与薬依頼書を提出していただき、その内容に沿って個々の服用時間に担任が服薬させております。薬などの管理については、各教室で園児の手が届かないところで担任が厳重に管理しております。

次に、2点目の職員体制についてでございますが、現在の職員数は30名であります。うち1名が育児休業を取得中でございます。内訳といたしましては、正規職員19名、臨時職員11

名となっております。園児個々の発育・発達状況には違いがありますが、各クラスともに複数担任制をとっており、きめ細やかな対応と園児の安全確保ができる体制となっております。

また、給食調理員は栄養士を含み5名で対応しており、食育推進の観点から、栄養とバランスを考えた完全給食を実施しております。

なお、アレルギーを持つお子様に対しては、アレルギー物質の除去を初め、代替給食の提供など、保護者と打ち合わせをしながら完全な個別対応を行っております。

次に、3点目の今後の子育て支援の取り組みについてであります。町といたしましては、未来を担う子供たちに投資をすることということは、とても重要であると認識しております。本町におきましては、平成24年に制定されました子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から5年間、長柄町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援に取り組んでいるところであります。

当該計画に基づき、平成27年度から子育て支援金支給事業を展開し、ゼロ歳と1歳のお子様を持つ保護者に1回5万円の支給を行い、子育てに必要な日用品購入の費用の一部となるように、経済的な面での負担軽減を図っております。

また、こども園には子育て支援センターを併設しておりますから、リトミック教室やベビーマッサージ教室などを初め、未就園児を対象にした一時預かり等を行っております。昨年度の実績を申し上げますと、延べ2,500組程度の親子が子育て支援センターを利用されておりました。

こども園の保育料につきましては、低所得者やひとり親家庭に対し軽減措置をとっており、第2子や第3子についての取り扱いは、一定以上の所得がある場合、国基準に基づき対応しております。

なお、現在、国の方針では幼児教育の無料化が検討されておりますので、今後の動向を注視しながら、町といたしましても適切な対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2項目めの高齢者が安心して暮らせる支援についてお答えいたします。

1点目の認知症について、その後の本町の取り組みに対するご質問でございますが、平成27年第4回定例会において説明申し上げましたが、本町におきましては、国における認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを推進し、認知症への理解を深めるための普及啓発等を初め、各種施策を総合的に取り組むことを基本としております。

また、本町の認知症対策の実施についてであります。第6期介護保険事業計画を推進し、

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができる社会、その実現に努め、相談体制の充実、認知症予防推進、認知症サポーター養成講座の開催等に努め、さらなるサービス向上を図ることとしております。

そこで、その後の本町の取り組みでございますが、相談体制の充実では、認知症初期集中支援にかかわる整備体制として、茂原市長生郡医師会と連携し、認知症初期集中支援チーム体制の整備に取り組んでいるところであります。現時点では、本町の認知症サポート医が不在のため、専門医、チーム員含めて体制の調整に努めているところであります。

また、認知症予防の推進及び認知症サポーターの養成講座では、町内中学校の生徒を対象とした疑似体験等の講座や、介護予防出張教室による認知症予防対策の普及啓発等に努めているところでございます。

次に、2点目の居場所づくりについてでございますが、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の単独世帯や夫婦世帯は、本町も例外でなく増加傾向にあることは認識しております。このことから、高齢者の方々及びその家族、地域住民等、誰でも参加し集うことができる居場所づくりとして、高齢者サロン、認知症カフェを開催することで、住みなれた地域で安心して、その人らしい尊厳ある生活ができる環境づくりと介護負担の軽減が図れるものと考え、実施体制の整備に努めているところでございますので、あわせてご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、3項目めの介護支援ボランティアポイントの制度の導入についてであります。高齢者等が介護施設などでボランティア活動を行うと、その実績ポイントに応じて、町から商品券等が付与されるもので、そのボランティア活動を通し、積極的に社会参加し、地域貢献することを奨励するとともに、高齢者自身が自発的な介護予防を推進し、生きがいを持ち続けることこそ効果的であると言われております。

このことから、本町といたしましては来年度より、介護支援ボランティアポイントに特化した制度ではなく、各種推進事業及び町の諸行事等へ参加した場合にポイントを与える制度を計画し、各種推進員及びサポーターをモニターとして意見を聞きながら、試行的に実施したいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、本吉議員に対しましての私からの答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。じゃ、自席にて質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、服薬管理についてということで、先生方がしっかりとした責任を持って処方したり対応されているということでお話を伺いました。その中で、服薬管理については、これは看護職が本当は行うということが必須であります。義務とされているとのことですけれども、ぜひ医療職の看護師さんだとか、また保健師さんという配置をしてほしいということで考えておりますけれども、その辺はどのように考えているか、教えていただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

こども園の服薬管理に関しまして、看護師、保健師等の医療職の配置はどうかということでございます。これについて、現在こども園のほうとも、医療職の職員がどのような仕事をどのように担当するのかというところについて調査してもらっていますので、現行では町の保健師が比較的場所も近いところに対応していますけれども、園の中にいけばそれにこしたことはないというのは承知しておりまして、実は過去に募集したこともあるんですけれども、保育教諭もそうなんですけれども、医療職も人手不足ということで、なかなか募集しても応募がないという状況も過去にはあったということで、それについて具体的な職務、職責等について詰めた上で、結論を得たいというように思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 調整をしてくださっているということですが、募集してもなかなか来ないということでありましたが、私も知り合いの方に、看護師さんのベテランの方でしたけれども、退職をされた方、また保健師さんで長年活躍されていた方が、もう引退されているという方もいらっしゃいます。その中で、ベテランの方がついていただけるということも考えられると思いますので、ぜひそれは前向きに、これは看護職が行うことが必須ですので、ぜひ取り入れていただきたいと思いますので、よろしく願います。

次に、園長先生が臨時職員ということで、以前ほかの議員からも質問されておりました。昨年のお答では、園長の上司は健康福祉班長と住民課長であり、大課制の中で役場組織全体を効率的にとの考えのもと、行政改革の中で決めたものであると伺いましたが、その後、見直しを考えているとのことでしたが、現場に無理があると思われますので、早急に考えていただきたいと思いますが、現時点での進捗をお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） こども園の園長の関係のご質問ですが、平成22年開園以来、町といたしましては、大課制の組織の中で、これまでは町内の小中学校の校長先生をお迎えして、学校運営でありますとか学校教育とか、そういったことをこども園にも取り入れるというように大きな成果はあったものと思います。

今年度ですけれども、ご案内のとおり大課制から課制へ組織機構を変更いたしました。本年度につきましては、健康福祉課の中の1セクションということで、万全を期すために担当副主幹を置いて、こども園の管理運営、園長と連携してとっているところでございます。

今後ですけれども、今後については現行の課制の中で、最善の人事配置をしていきたいということでご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今回の答弁ですと、今後も課制の中でということですので、臨時職員ではなくて、しっかりと責任を持てる職員ということを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） こども園につきましては、現在のところ、健康福祉課の中の一部ということで万全を期していきたいと思っております。

園長に関しましては、こども園の保育教諭あるいはその他職員も含めまして、最善の配置ということでご理解を賜ればということで、今現在にどうだこうだということは、まだ申し上げられませんが、新年度に向けた人事配置の中で考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 前回の答弁の中でも来年度はということでありましたので、本当に真剣に考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、こども園と子育て支援センターの運営事業ということで、子育て包括支援事業ですが、以前に私も質問させていただきました。保護者のニーズに柔軟に対応できるように努めてまいりますとありましたけれども、通常保育、病児病後児保育に加えて、夜間保育、また休日保育のサービス拡充を検討し、子供を持つ親が安心して働いていける環境を整備しますとありますが、計画はどこまで進んでいるのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） ただいまの本吉議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思えます。

こちらは第2章、保育事業の関係で、こちらにつきましては、2号、3号認定児、いわゆる保育園児に対しての減免規定といたしては、兄弟姉妹が同時就園していることを条件としております。その場合、1人目は全額、2人目につきましては半額、3人目につきましては全額免除ということになっております。平成28年4月、この4月からですけれども、国の指針として、先ほど申し上げました減免規定を残したまま、比較的所得の少ない家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、保護者の住民税所得割額が5万5,700円未満に該当するご家庭に対しては、同時就園の条件を撤廃して、第2子以降の免除を運用しているところでございます。

なお、年度により入園している家庭の経済状況が変わりますので、一概には申し上げられませんけれども、全世帯を対象に減免規定の同時就園の条件を付さない場合、保育料の収入が減となる見込みでありますので、第2子以降の全額免除となると、それ以上の減となることから、今後財政面からも協議しながら検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） こども園とか子育て支援センターの運営事業ということで、以前に子育て包括支援事業ということで、地域包括支援センターという、長柄町の中でも福祉センターあると思うんですけれども、子供に関しての包括支援事業ということ、どのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

以前これは私も質問させていただいて、子供を持つ親が安心して働いていける環境を、1カ所のところで相談だとか、その窓口を1つにしたらどうかということで、前にもお話をしたと思うんですけれども、この計画というのは町としては考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 子供の包括支援に関しましては、以前にもご質問いただきまして、当然町でも検討しているところでございますけれども、長柄町といたしましては、現在、先ほどからも答弁申し上げますけれども、こども園を中心に子育て支援センターと今子育て

て支援に取り組んでいるところでございまして、その先には本吉議員がおっしゃるような包括支援センター、あるいは包括支援のセクションみたいなものがあることは理想であるし、それを私たちが求めていくのは当然ですけれども、何分、小さな町でございまして、定員管理の側面もありますので、それについては現在の職員が精いっぱい対応する中で方向性を見出していききたいと。その中には、先ほどの医療職の問題でありますとか、そういったことも含めまして、とにかく子育て包括支援センターをまず作ろうという段階にまだ行っていません。一つ一つ事象を踏んでいきながら、収斂した中で長柄町らしい、そういったものを目指していく考えには変わりありませんので、何分ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 小さな町ということもありますので、子育て支援センターという中で子供に関するいろいろな質問だとか、全て受け入れられるような体制をぜひ前向きに考えていただきたいというふう思っております。

次に、現在、こども園の開園時間が7時15分ということで今年度はなっていると思うんですが、また、夜7時までということで開園をさせていただいておりますが、保護者からの要望があつて、もし時間をもう少し早くしてもらいたいとかという場合がありますら、それは対応が可能なかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） こども園の開園時間のことでございますけれども、ただいま正規の開園時間につきましては、7時半から19時までとなっております。本年度から試験的に、7時15分を開園として15分ほど開園時間を早めて運営しているところでございますけれども、保護者のほうから利用時間について早めてもらいたいという要望等ございましたら、そちらのほうにつきましては、就労条件等必要が出てきた場合に限るところでございまして、町といたしましても、その辺は考えていききたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 保護者や園児に園の愛着を持ってもらい、親しみやすい施設にするため、園歌を制作することを提案いたしますが、そのお考えはないか伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） こども園の園歌についてどうかというようなご質問でござい

ますけれども、愛着の持てる施設、親しみやすい施設というような、目指すところといたしましては非常に大事な部分であると考えております。

今現在につきましては、園歌につきましては作成することは考えておりません。また、開園当時でございますけれども、こども園の園章を作った経緯があるかと思っておりますけれども、こちらについては保護者からの提案があり、デザインの公募により園章が誕生したということを知っております。園歌につきましても、行政サイドが決めるのではなくて、保護者と行政一体となって制作のほうを進めていけば、よりよい愛着のある施設、親しみやすい施設というような考えでなろうかと思っておりますので、そちらのほうで考えていきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） この園歌なんですが、睦沢のこども園では園歌があります。先ほど、こども園ができたときに園章ができたということで、これも保護者のほうから提案があったということであったんですけども、睦沢の園歌は、園長先生が歌詞を書いて、曲は頼んで園歌ができたということで、それが子供たちにとってみればすごく親しみやすく、みんなが歌っているということをちょっとお伺いしましたので、長柄町でも各小学校、中学校、皆さん校歌がありますので、そういう面では前向きに考えてもいいんじゃないかなと。また、保護者のほうからもそういう案を出したら、こども園の中には、すばらしい芸術のあふれている方がたくさんいらっしゃいますので、そういう面で募集してもいいんじゃないかなと思っておりますので、ぜひこれは要望としてお願いしたいと思っております。

最後に、この幼児教育の充実についてということの要望なんですけれども、保護者から、こども園でも卒園に当たり写真アルバムをつくっていただきたいという声が上がっております。これは小学校、中学校を卒業するに当たって、写真アルバムを町の補助金をいただきまして作っているわけなんですけれども、こども園でも高価なものではなく、小学生みたいな立派なものじゃなくてもいいので、ぜひこども園でも作成していただきたいという声がありましたので、前向きに検討していただきたいと思っております。

もう一度最後に、医療職の看護師さん、また保健師さんの配置ということを早急にお願いしたいというふうに要望して、幼児教育の質問は終わりにしたいと思っております。

次に、高齢者が安心して暮らせる支援についてお伺いしたいと思っております。

初めに、本町は、現在おおむね認知症患者さんは何人ぐらいいるかお伺いしたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 認知症患者は何人かというようなご質問でございますけれども、今年、平成28年11月末現在ではございますけれども、要介護認定とされている方が373名おります。ご承知のように介護認定を申請する際には、認定調査と主治医の意見書が必要になってきてございます。その際、日常生活の自立度判定基準による認知症度の判定基準以上の判定をされた方という人数が、245名の方がおります。その方々が一概に認知症というわけではございませんけれども、こういった数値を今現在では捉えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 要介護認定ということでされている方は掌握されていると思いますけれども、されていない方も多分たくさんいるのではないかなというふうに思いますが、その辺は把握はされていないんですよね。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） ただいま要介護認定されている方ということで、されていない方につきましては、ちょっと把握はしていないのが現状でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、65歳未満で発症する若年性認知症という方は、何人ぐらい本町はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 若年性認知症につきましては、介護認定者のうち、65歳以上の自立度の判定値以上の方ということで、今調べてみますと5名程度と思われまして。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） その若年性認知症の本人、また家族は、特有の課題を抱えておられまして、十分な支援が必要と考えられますけれども、本町はどのような支援を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 若年性認知症の本人と家族へどのような支援をされているかというご質問でございますけれども、若年性認知症の方につきましては、ご承知のように介護保険の利用ができます。介護上の必要な支援をデイサービスやデイケアとした、外部との交流を持つことが進行を遅らせるものと考えられております。

また、家族の方々の負担の軽減といたしましては、ショートステイの利用も考えられる制

度ではないかと思っております。先ほど町長のほうからも答弁がありましたけれども、認知症カフェにつきましても有効なものと考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） その認知症カフェ、またデイサービスとかデイケアだとかショートステイとか、今お話があったと思います。認知症カフェについてですけれども、町は認知症カフェについてどのような支援をしていただけるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 認知症カフェにつきましては、今現在ありませんけれども、来年度から、今予算査定中でございますけれども、何らかの補助を考えようかと思っております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ一日も早く認知症カフェ、オレンジカフェができるように取り組みをお願いしたいと思います。私の周りの方で、知っている方もいらっしゃいますけれども、そういう場がぜひあっていただきたいということの声が多くあります。居場所づくりとか、いられるところがあるということは本当にすごいことだと思いますので、前向きにお願いしたいと思います。

あと、高齢者などの徘徊時や緊急時に速やかに身元の確認が行えるように、見守りキーホルダーとかステッカーを提案したいと思いますのですが、考えを伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 高齢者の徘徊の見守りのキーホルダーの提案でございますけれども、こちらにつきましては、高齢者の徘徊や緊急時の速やかな身元確認として、見守りキーホルダーとステッカーにつきましては、速やかに身元を確認することができ、親族等の緊急連絡先、あと警察、消防、医療機関等へ情報を提供することができるものと認識しております。

こちらの施行につきましては、近隣の状況を確認させていただいた中で、時間はかかるかもしれないですけれども、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 時間かけないでいただきたいというのが思いなんですけれども、これはすぐにできる、キーホルダーも簡単にできるような状況だと思います。また、近隣市町

村の状況等ということでありませけれども、近隣市町村の状況を見てどうだというんじゃないんで、長柄町としては、このようなステッカーも手づくりでいいと思うんですけれども、作っていただいて、ステッカーに関しましては、常に履いているサンダルだとかに番号で、名前を書くのではなくて、番号を蛍光でちょっとわかるようなシールみたいなのに張っていただきながら番号を振りながら、町に登録をするなりしながら、簡単にできることだと思いますので、これは早急にぜひやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

あと、昨年6月に認知機能検査ということで、臨時高齢者講習等で高齢者の運転対策の推進を図るための規定が整備され、改正道路交通法が公布されました。来年の3月に施行される予定ですが、75歳以上を対象としているため、これだけでは認知症状を有するドライバーの交通事故を防ぐことはできないと考えております。今ニュースでも毎日毎日、認知症なのかちょっとわかりませんが、事故が多発しているということでもありますので、そういう事故を防ぐため、また、来年度から施行される道路交通法に関して、長柄町としてはどのような支援、また体制を考えているのか、できればお伺ひしたいと思ひます。

○議長（月岡清孝君） 小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 運転免許証を自主的に返納した場合の取り組みということでございますが、こちら高齢者の運転免許証自主返納につきましては、千葉県でも免許証の有効期限内での救済支援制度が幾つかあるかと思ひます。

本町といたしましては、今現在、新年度予算、それこそ今策定中でございますので、高齢者、交通弱者への移動支援ができるような体制を整えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） そうですね。ぜひこれは交通弱者の移動支援ということで、運転免許を自主的に返納した場合は、長柄町は本当に高齢者の方はどこに行くのにも足がないということでもありますので、前向きにしっかりと来年度の取り組みということで対策、また移動支援ということをしつかりと考えていただきたいと思ひます。

まとめなんですけれども、これは要望で、認知症は医療機関者だけではなく、家族や職場、地域の人々の理解が必要です。社会全体で取り組む課題です。今後も医療や介護の専門職と町、地域住民等が連携して、認知症の方やご家族を支えることにより、年代を問わず、たとえ認知症になられても安心して暮らし続けられる長柄町にお願ひしたいと思ひますので、ぜ

ひまた対策をしっかりと考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

最後に、介護支援ボランティアポイント制度の導入についてお伺いしたいと思います。

これも先ほど町長からの答弁であったんですけども、町の行事に参加してもということでも前向きな答弁だったと思います。本当にこれはとても大事なことで、たくさん今ボランティアの活動をされている方がいらっしゃいます。その中で、本当にこのボランティアの活動をされている方も、同じ方がいろんなものに活動をされて、ボランティアをされているというのが現状だと思いますし、もっともっと若い方も、たくさんの方がこのボランティア活動に参加できるような形がとれるような、士気が上がるような、そういう考えを持てたらいいのではないかなと思いますので、ぜひ前向きに、先ほども答弁いただきましたけれども、お伺いしたいと思います。

それに加えて、介護支援ポイント制度導入と同時に、白子町では、たくさん歩くほどお得なポイントがたまる健康づくりにチャレンジする町民に、健幸ポイント事業というのが導入されていますけれども、本町も同時に、先ほど町長からいろんな面で検討していくということでお話がありましたけれども、同時にできれば導入する考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） ただいまの質問でございますけれども、白子町みたいにということで、確かに白子町のほう、歩くほどポイントがたまるということで実施しておるかと思えます。

本町といたしましては、来年度から予算のほうを若干取らせていただきまして、先ほど町長からも答弁ありましたとおり、介護保険ボランティアポイントに特化した制度ではなくて、各推進員さんがおられますので、そちらの推進員さんとサポーターさんをモニターといたしまして、試行的に来年度から実施したいと考えております。その中でいろいろな意見等出てくるかと思えますけれども、そちらの意見を聞きながら、よりよい制度にしていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 最後に、介護支援ボランティアポイントを導入することで、介護保険の負担軽減につながっていくと思えます。また、元気な高齢者が楽しみながら、その人のためにボランティアを行っている。それが結果としてボランティアポイントにつながってい

くと考えます。元気な高齢者が社会貢献活動として、介護支援ボランティア活動に取り組むことで、高齢者の生きがいがいづくりになることだと思っております。ボランティア活動がさらに活発になることで、地域でいつまでも元気な高齢者が増えていくのではないかと考えております。

地域へ出ていくことで大勢の人と、人と人とのつながりができて、これによって仲間づくりもできてくると思います。ボランティアの取り組みの中で、目的を持つということで認知症の予防にもつながりますし、介護保険料の負担軽減の一助となっていくのではないかと。また、間接的にいろいろとそういうことにつながっていくと考えております。長柄町の高齢者の方が健康寿命を延ばし、また健康で生きがいを感じることでこの介護支援ボランティアポイント制度の早期導入と健幸ポイント事業の導入を求めますので、これからもよろしくお願いたします。要望です。よろしくお願いたします。

以上で終了します。

○議長（月岡清孝君） 以上で本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後 2 時 5 分とします。

休憩 午後 1 時 5 分

再開 午後 2 時 0 5 分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（月岡清孝君） 次に、2 番、鶴岡喜豊君。

○2 番（鶴岡喜豊君） 2 番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いたします。

私は議会議員として、本会議や各委員会で質問をしまいましたが、そんな中で納得のいかないことがあります。それは、執行部より検討するという回答をいただいたときです。執行部より検討すると回答をいただき、質疑応答は終わり、その後人事異動などがあり、質問した案件がどのように検討されたのか、質問の案件がどうなったのかわかりません。議長

の許可をいただきましたので、平成29年を迎える前に、平成29年第1回定例議会から、「検討する」という執行部の回答が改善されるように、この点を含めて4項目ほど質問します。

1の1、最初に、町長は執行部の検討するという回答をこれでよいと考えているのでしょうか、伺います。

私は、町民の代表として質問をして、この検討するという不透明な回答がどうにかならないか、検討する案件が引き継ぎがどのようになっているのかわかればと、6月議会で引き継ぎ文書を公開していただきたいと質問をしましたが、町長より、公にすることで率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれ、町民に混乱を生じるおそれがあるので、非公開にするとの回答をいただきましたが、その後、議会担当、議会運営委員会で検討するという回答は好ましくないと私は発言してまいりました。そして、執行部の改善は当然ありませんでした。

近隣の市町村では、検討するという執行部の回答はしないことになっている議会もあるという話を耳にしました。町長の考えを伺います。

1の2、検討するという回答の案件について、執行部はどのように検討して事務処理をしているのか、事務処理の流れを伺います。

2の1、次に、長柄町農林業施設整備事業分担金徴収条例について伺います。

私は大学の法科を卒業していないので、条文の解釈が違うかもしれませんが、間違っていたら教えていただきたいと思います。

町の分担金条例第1条の趣旨によれば、地方自治法第224条に準じて制定されていたことになっています。しかし、この地方自治法第224条は、数人または普通地方公共団体の一部に対して利益のある事件に関し、利益を受ける者から分担金を徴収するものであります。この条文による分担金が徴収できる事業は、私は、土地改良事業、公共下水道事業などが該当する事業だと考えております。農林業施設など既存の施設などの工事費、修理の対象ではないと思います。

私が9月議会で分担金の補正予算の質問をしたときに、執行部の回答は、農林業施設の100万円以上の工事は、農林業施設の補助金制度のときに不適切な使用があったから、分担金徴収条例を制定し、分担金制度にしたと回答をいただきました。これは、不適切な使用があったから、補助金制度で地元から町に予算のお金が行かないようにして、分担金制度にして、地元から町にお金をいただくというように私は解釈いたします。

このような事由では、地方自治法第224条に準じているとは言えず、地方公共団体で条例

を制定することができても、法令の優先順位が上位の地方自治法に準じていなければ、この農林業施設整備事業分担金徴収条例は間違いであると考えますが、執行部の考えを伺います。

そして、このような不適切な使用があったという事例は、執行部がしっかり管理監督すれば防げるし、最悪の場合は補助金を交付しなければよいと私は考えます。しかし、執行部の回答は、その当時は職員に検査する能力というものがなかった、結果として不適切な使用を見抜けなかったと回答をいただきましたが、それは分担金徴収条例をつくり、予算のお金の流れを変え、分担金制度にして、執行部に火の粉がかからないようにしただけで、不適切な使用がないように見抜ける職員のスキルアップを考えなかったのか伺います。

そして、同じ農林業施設事業でも、100万円以下のものは地元における金額が少ないので今までどおり補助金制度を適用するという、同じ事業なのに対象金額により補助金制度と分担金制度と、制度に違いがあること、それこそ不適切な使用だと私は考えております。

また、分担金徴収条例ができてから、分担金の対象となる100万円以上の事業は何件あったか、その事業費はどのくらいか。また、補助金の対象になる100万円以下の事業は同じく何件、事業費はどのくらいあったか伺います。

2の2、今は公設民営化が原則の官から民へ移行のときです。民の工事を全て官で実施して、工事費だけ民から分担金として徴収するというのは、民の自主性、育成にも影響を及ぼし、よいことだと私は考えていません。

以前は、役場で丁張りをかけてつぶれ面積を測量し、用地買収をした後、道路の拡幅工事を自治会施工で行ったこともあります。町民の自主性を育てた、こういう時代もありました。今、そこまで私はやれとは言いませんが、何でもかんでも官が、行政が、役場がやってあげるのは町民のためにもならないと考えます。つまり、補助金制度から分担金制度にしたという事は、このような流れのことだと私は考えますが、執行部の考えを伺います。

3の1、次に、長柄町地域防災計画について伺います。

私は去年の12月議会で、議会議員に配付されている長柄町地域防災計画の加除整理もされておらず、机の上の仕事もできない者が、いざ災害の現場で情報管理ができるはずがないと指摘しましたが、平成28年度から大課制より課制に移行し、災害対策本部の組織編成及び事務分掌など大幅に変更になったと考えられますが、災害に備える長柄町の指針でもあり、重要な長柄町地域防災計画の作成、加除の進捗状況を伺います。そして、訂正された防災計画書がいつ私の手元に届くのか、あわせてお聞きします。

4の1、最後に、長柄町学童クラブについて伺います。

長柄町放課後児童健全育成事業実施要綱第20条に、利用料の還付が定められています。そこに明記されていることは、既に納付した利用料還付はしないが、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りではないと明記されています。今まで学童クラブを途中月に退所した児童に利用料を還付した事例はあるのか伺います。あれば、件数、児童の退所の理由、町長が認めた還付理由ですね、それについて伺います。

4の2、学童クラブの1日、2日、1週間など、区別した短期入所ができないか。また、短期入所については1カ月の利用料金ではなく、日割等の利用料金で学童クラブを利用できないか伺います。

私は9月議会で、行政住民サービスについて質問しましたが、この学童クラブの短期入所もまさに住民サービスだと考えています。一般家庭では、決められた就労のシフトのほかに、急な就労、疾病など、子供を見られない緊急事態が起きます。このような場合、急遽学童クラブに子供をお願いしたいときなどが生じます。このようなとき、学童クラブで1カ月分の利用料金を取るのではなく、日割の利用料金で学童クラブが利用できるようにするべきだと私は考えますが、執行部の考えを伺います。

以上をもちまして、私の一括の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

1項目めの「検討する」という執行部の回答についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、本会議等での回答で、検討させていただくという趣旨の回答はありました。質問に対してやるべき、あるいはやったほうが良いという事案ではありますが、ご提案またはご指摘に対しまして、すぐにできない案件に対して検討させていただく趣旨の答弁を申し上げる場合があります。検討させていただくということは、逆に何もやらないでありますとか、やる気がないとか、そういうわけではなく、課題を解決するために時間が必要であるということでもあります。議会での発言の重要性、重大性に鑑み、正確かつ慎重に回答させていただいている点についてご理解を賜りたいと存じます。

こうした事案については、真摯に検討し、実施計画あるいは予算編成において、必ず実施の可否、実施の場合の時期について、所管課及び関係課と協議の上、議論を得ることとしておりますので、あわせてご理解賜りたいと存じます。

2項目めの長柄町農林業施設整備事業分担金徴収条例に関するご質問についてお答えいた

します。

1点目の本条例の違法性と事業件数及び事業費につきましては、地方自治法第224条では、政令で定める場合を除くほか、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から分担金を徴収することができることとされていることから、本条例を制定し運用しております。また、本条例を適用し実施した事業は、本年度分を含めまして8事業であります。その事業費の総額は1,459万4,000円であります。一方、補助金交付要綱を適用し実施した事業は36事業で、事業費の総額は2,584万9,000円あります。

次に、2点目の分担金徴収条例が時代にマッチしていないのではないかとのご質問でございますが、確かに社会情勢は、小泉内閣が唱えた構造改革の中で、郵政民営化に始まり、多くの行政事務が民間活用を図り、議員のおっしゃるとおり、官から民へと変えられてきたわけでございます。

しかしながら、本町の、とりわけ農林業を取り巻く状況は、担い手不足や従事者の高齢化により離農し、営農組合などに耕作依頼をする方が増加しております。このような農業経営の現状に鑑み、受益者の事業管理負担の軽減や事業の適正化を図るために、本条例を制定したものでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3項目めの長柄町地域防災計画の作成の進捗についてでございますが、本町におきましては、平成15年に計画を策定、平成25年に東日本大震災の教訓を踏まえ全面的な見直しを実施したところであります。その後、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の見直しや機構改革による町の組織変更に伴い、今年度、修正作業を実施しているところであります。来年2月末までには修正作業を完了させ、4月中には計画書の更新を行う予定でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4項目めの長柄町学童クラブについてお答えいたします。

1点目の、今まで学童クラブを途中月に退所した児童に利用料を還付した事例はあるのかというご質問でございますが、今までに利用料を還付した事例はございません。

次に、2点目の学童クラブの1日、2日、1週間等の短期入所はできないか、また、利用料金を日割の料金にできないかのご質問でございますが、現在の学童クラブの実施期間につきましては、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の利用、及び小中学校管理規則に規定されております夏季休業及び冬季休業並びに学年末休業の利用となっております。

今後、仕事と子育ての両立の観点から、保護者が安心して就労、介護、病気治療などを送れるよう、短期入所の受け入れと利用料金も含めて検討したいと考えておりますので、ご理

解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、鶴岡議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） どうもありがとうございました。

今日、私で4人目ですが、午前中3人、今までの3人を聞いていまして、検討するという回答が余りなかったので、随分改善されているかなと思いましたが、最後に町長が検討すると言われて、ちょっとがっかりしちゃいましたけれども。

それでは、検討するほうで、1つ事案を出してお聞きしたいと思います。

私、3月議会で昇級試験の件、覚えているかと思えますけれども、町長も前向きに検討する、それこそ検討するという回答をいただきましたけれども、当時の総務企画班長でありました内藤課長が、そのときは班長でしたけれども、県内でも昇級試験をやっている自治体もあるので、今後、それこそ検討したいと。もう検討という言葉はやめますけれども、検討していきたいと回答しています。

そして、内藤課長は4月に異動になりました。それで、私は6月議会で引き継ぎ文書の公開の質問のときに、内藤課長は、今年度の検討をお願いしたいと引き継ぎ文書に掲示していると回答いただきました。

そこで、蒔田課長に伺いますけれども、この昇級試験の検討を行ったのでしょうか。その結果を伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

昇級試験につきましては、前内藤班長から引き継ぎを受けまして、承知しております。現状でございますが、検討中でございます。

結論を申し上げますと、今年度につきましては、まず人事評価を優先して取り組んでおるところでございますので、もうしばらくお時間を頂戴できればと。検討するという事は、先ほど町長も答弁申し上げましたが、やるべきという認識でおりまして、まだそこまで詰めは行っておりませんが、承知はしておりまして、人事評価をまず軌道に乗せた後、取りかかるといようなことをご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 町長や総務課長がおっしゃるように、検討するという事はやらないんじゃないかと、やるほうで見直していきたいという考えが執行部にあれば、大変いいことだと思いますけれども、私のイメージとしては、検討するというと、その場限りというイメージでありましたので、平成29年度から少しでも変わればと思って質問させていただきましたけれども。

それじゃ反対に、執行部のほうが検討しますという回答じゃなくて、私のほうから反対に検討をお願いしますということもあるんですよ。例えば、私、3月の予算委員会で町長、早速新築の補助金つけていただいて、その件につきまして質問して、今後検討をお願いしますということを書いてあるんですけども、また、10月の決算委員会で合併浄化槽の汚泥のくみ取りの問題、もうこれは新年度予算検討していると思うんですけども、新年度予算を目指して検討するという事だったんですけども、この2点、新築の問題の検討、汚泥についてのくみ取りの問題の検討、どうなったかわかればお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 私のほうから新築の補助金の関係ですが、ご承知かと思いますが、先ほど来おっしゃられているとおり、今年度から新築補助事業を開始してございます。現在の実績でございますが、これまで12月の頭までで5件、150万円の補助金の支出ということになってございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 次に、浄化槽のくみ取りというご質問でございますが、これは委員会のご質問だったと思いますが、このくみ取りについては、簡単に言ってしまうと、必要以上にくんでいるんじゃないかというようなご意見だったと思いますが、これにつきましても管理組合と、その辺も、そういうご意見があったということを受けまして、今後は、今までも慎重にはやってきましたが、さらになお一層、必要以上のくみ取りはしないように努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 内藤課長のほうの説明はわかりましたけれども、白井課長のほう、私、件数とか金額を聞いたんじゃないんですよ。新築の、予算委員会のときに私が検討をお願いしますと。いましたよね。予算委員会のときに検討をお願いしますということはどうなったかということなんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 申し訳ございません。住宅新築補助金についての……

〔発言する者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） はい。ちょっとそのとき、理由になりませんが、そこに同席していなかったんですけれども、いずれにいたしましても新年度、この4月からこの事業の導入を始めてございますが、それではだめなんですか。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） そういうことじゃなくて、新年度の予算委員会のときに私が、せっかく補助金をつけてくれるということがわかりまして、それについてどうなんだ、要は長柄町を出てから3年だったんですよ。その3年の根拠とは何だと。1年出て、やっぱり長柄がよかったから長柄にすぐ帰ろうとって帰ってくる人にも補助金の対象にするべきじゃないかと。ですから3年の根拠なり、1年で帰ってきて、長柄を出て3年たないと補助金の対象にならないというのを、1年出て、やっぱり長柄がよかった、すぐ帰ってこようと、長柄に家を建てようとした人、それを3年じゃなくて1年にならないかと。それを検討すると言ってくれたんですけどね。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 申しわけございませんでした。

そのとき、多分予算委員会のときには4月早々始めるということで、3年以上経過しているものという条件、ほぼほぼ内部的に固まっていたということで、今年の動きにつながっている、現在その形でやっているというところだと思います。

今年度につきまして、まず最初の年ということですので、試行という言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、今おっしゃっているような、町民ニーズに応じていくような、その仕組みづくりというのがより充実した形で進められるように、それこそ検討していくという試行期間というところの捉え方の中で考えておりますので、委員会の中でそのようなことのご提案をいただいたということですから、正直、私、今現在そのことを検討しているという状況ではございませんけれども、仕組みづくりの中に、今後参考としていきたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それこそ質問じゃなくて提案になっちゃうかもしれないんですけども、執行部のほうで月に1回か2回、管理職会議を実施しているということを伺っておりま

すけれども、委員会とか議会等で検討するという案件が出ましたら、それこそ私、さっき言ったイメージとしては、その場で終わりになっちゃうようなイメージがありますので、議会事務局、大変でしょうけれども、検討するという答弁、お願いされたものについて、箇条書きでもいいですから、管理職会議で検討の場にしていただければと。そして、その検討をお願いしたということがどういう結果になったか、文書等でそういう発言、聞いた人、質問者、私なりに、その文書なりにして返していただければなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

鶴岡議員がおっしゃるようなことは、既にもうやっているわけですから、そういったことを文書なり何なりということだと思います。それは、局長と相談しまして、とてもいいことだと思いますので、そういったことで進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、分担金についてちょっとお聞きしたいんですけれども、スキルアップの努力は考えなかったかということを経験の質問のときにしたんですけれども、条例を改正するじゃなくて、スキルアップ、職員が見抜けなかったということじゃなくて、職員の教育という言葉は当てはまらないかもしれないんですけれども、職員のレベルアップ、スキルアップ等の考えはなかったでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

スキルアップは当然必要なことなんですけれども、この件に関しましては、正直申し上げまして、スキルアップというよりも仕組みそのものを、補助制度となりますと、発注方法から業者選定から当事者任せということになりますので、町で管理しているような契約と同様のことを農家の皆さんにお願いするよりも、こういった大きな経費のかかる事業につきましては、職員がそれを全部農家団体にお任せしてそれをチェックする、管理するというよりも、直接町が事業を執行したほうが効率的という判断でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 町長の答え、よくわからなかったんですけれども、私としましては、100万円以下だから補助金、100万円以上だから分担金、同じ農業施設を直すものについて、同じ事業で制度が違うのがおかしいんじゃないかと言ったと思うんですけれども、その辺を見抜けなかったから分担金にしたと9月は聞いたんですよ。それは違うだろうということを言っているんですけれども。

それで、224条は利益のある事業、それに関して利益を受ける者、それから分担金というのは徴収していいんだと。ですから、土地改良事業、圃場整備ですね、または公共下水道事業、集排なんかも当てはまるかと思うんですけれども、そういう事業は分担金でいいと思いますけれども、こういうのはあくまでも分担金じゃなくて、裏を返せば負担金、それとも補助金、14年よりは補助金でやっていたと聞いていますので、農業用施設、直すものについては補助金でいいかと思って質問したんですけれども、分担金と補助金の違い、職員が見抜けなかったとか、間違いを指摘できなかったとか、金額が多くていけなかった、100万円以下、以上で分ける、それで分担金制度、条例をつくるというのは、私は間違いじゃないかと言っているんですよ。その辺の答弁をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

分担金、補助金がどうということではなくて、町が事業を執行して費用を負担してもらう場合が分担金で、直接農業団体の方が執行する場合は補助金として交付するというところでございます。

100万円でその線を引いたのは、町でも契約関係、入札の基準とか随意契約の基準がありますけれども、100万円じゃなくてももちろんいいんですけれども、100万円に線を引いた根拠は、100万円以下ですと、もろもろの機械設備の修繕といった軽易なものが含まれていると、多いということで100万円に線を引いて、それ以上のものについては町のほうで事業執行して、負担金をいただくということでございます。

分担金に関しては、地方自治法にあるとおりで、違法ではないというふうに認識しております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

鶴岡さん、マイク近づけてしゃべってください。

○2番（鶴岡喜豊君） それでは、執行部は分担金徴収条例をつくれるものは、どんな事業が分担金で条例をつくれると考えておるのでしょうか。私、ちょっとこの歴史を見たら、合併浄

化槽も分担金になっていますよね。合併浄化槽の外に出す施設部分について分担金になっている。それこそこういうのは、私にしてみれば負担金だと思うんですよ、あくまでも。どうでしょうか。

極端に言いますと、私、行政の経験を生かして議会に役立てると公約を果たして、議会に乗り込んできましたので、広域水道部にいたとき、給水条例云々、当然お金払うんですよ。それは分担金じゃないです。負担金です。補助金、分担金、負担金、その辺の考え、今ごっちゃになっちゃっているんじゃないですか、執行部のほうは。

○議長（月岡清孝君） 蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

分担金、負担金につきましては、自治法に基づいたそれぞれの区分があるというふうには思いますが、今ここで明確に鶴岡議員に、これがこうでこうだということは申し上げられる状況にはありませんので、よく勉強して、後日答弁差し上げたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 確かに膝を向き合わせてもうちょっとよく話し合ったほうがいいのかと思いますので、後ほどまた蒔田課長とゆっくりお話ししたいと思いますので、この件につきましてはこれでよろしいかと思えます。

続きまして、申し訳ないんですけれども、防災の配備、108ページに明記されていますけれども、この配備、先ほど私、防災の計画書、いつ直して私の手元にいつ来るんだということで、4月には私の手元に来るような気配ですので、それは了解いたしました。

ただ、この防災、せっかく今直している最中ですよ。直している最中ですので、この配備の中に防災のタイムライン、そういうものを加えることができないか。先ほど震災等の話も出ていましたけれども、防災は空振りには許されるものですが、見逃しは許されないというのが災害でございます。ですから、この防災のタイムライン、こういうものも配備の中に記載していただければいいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） タイムラインにつきましては、現在作成してあるわけでございますけれども、地域防災計画上では、中に位置づけるというものではないというふうな認識でございまして、108ページの配備等、文言をそういったのを加えたほうがいいのかということであれば、併せまして精査してその辺は考えていきたいと思えます。

タイムラインにつきましては、防災計画にはあえて載せてはいませんけれども、胸を張っ

てタイムラインがありますよというほど立派なものではありませんけれども、タイムラインは作ってありますので、その点については申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 胸を張って言えるようなものではないということですが、じゃ、条例があって、その条例の実施要綱があると、防災計画書があると。それに基づいた内規ですか、そういうものがタイムラインについてはうたわれたものがあるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） タイムラインについては、風水害についてタイムラインを持っているということでございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 配備の中に掲載する考えはございませんか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 地域防災計画については、法律でいえば憲法のようなものでございますので、この中にそこまで載せる必要はないというふうに認識しております。別に管理して対応すべきものであるというふうに認識しております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 了解しました。とりあえず条例、実施要綱というのがあるように、計画書があって、その内規のものがタイムラインということで、蒔田課長の手元にあるということでは、いざ災害、防災云々については実施できるということを期待しております。

ちょっと話がずれちゃうかもしれないんですけども、防災無線、予算上は今月の19日から配布する戸別の受信器ですか、予算上は3,000個注文ということで予算が計上されてございましたけれども、実際住民から注文があった個数、何個の個数があったか、わかるでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 現在、戸別受信器につきましては、自治会からまず配布ということで準備しております。来週から配布でございますが、おおむね2,000個、自治会の方で2,000個でございます、現在。もうちょっと言いますと、自治体加入世帯が2,200ですので、一部要らないという方もいまして、2,000ちょっとというふうに、今集計作業をしていると

ころでありますので、アバウトですけれども、よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 話がちょっとずれちゃった質問で申しわけないんですけども、予算計上されたときも、3,000個の注文でいいのかとか、その残った分の保全については、持っている分ですか、倉庫にしまっておくとか、何かいろいろ質疑応答やっておりましたけれども、3,000個の予算について2,000個の注文ですか。余りにも開きがあり過ぎると思いませんか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 先ほど申し上げましたけれども、まず自治会加入世帯から配布を行っておりますので、それが終わりましたら、今年度中に引き続き自治会未加入世帯、700からありますので、その中でおおむね3,000個、配布する予定でございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

それでは最後に、学童クラブの生徒数の定員、そういうものは定まっているんでしょうか。それと年度、1年計画ですか、4月1日から3月31日までの年間利用を検討するというところでございますけれども、年度の途中での入所は可能なんでしょうか。

あと、職員なんですけれども、学童クラブの職員、何人いるかお聞きします。そして、学童何人に対して何人の先生が必要だとか、そういうものは決まっているんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 鶴岡議員の質問にお答えいたします。

まず学童クラブ、今、利用人数ということでございますけれども、第一学童クラブにつきましては32名でございます。それと合わせまして、第二学童クラブ、旧長柄保育所でございますけれども、31名の利用でございます。あと長期休業、夏季休業のみの利用ということでございますけれども、こちらが現在16名の利用数でございます。

職員の人数につきましては、今ちょっと正確な人数が手元にないんですけども、後ほど人数についてはご報告させていただきたいと思えます。

人数の定員でございますけれども、すみません、資料がごちゃごちゃになっちゃっていま

して、資料のほうをまた後ほど提出させていただきたいと思います。

今現在、中途入所につきましては認めておりません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡議員。

○2番（鶴岡喜豊君） 議員としては、この中途入所、認めないんじゃないなくて、できるものなら認めてほしいと。短期入所も、町長は検討するというお返事をいただきましたけれども、できれば短期入所、利用者によって、仕事のシステム等によって急遽お預けしたいとか、そういうのがありますので、住民サービス、行政サービスのためにも、その辺、いいほうに向けてお願いしたいと思います。

それと、学童クラブの退所した件数、還付した料金等、町長、ないということを聞きましたけれども、私、議員活動というか、いろいろ住民のお話を聞いていて、ちょっと還付した話というのを耳にしたんですけれども、その辺につきましては、小林課長とまた膝を突き合わせてお話をしたいと思いますので、後ほどまたよろしくお聞きしたいと思います。

それでは職員、定員等についてはまた後ということで、私のほうは以上で……。

○議長（月岡清孝君） じゃ、答えられるところで。

小林課長、お願いします。

○健康福祉課長（小林敬二君） すみません。先ほどの件でございますけれども、短期入所は今まではできないんですけれども、来年度以降ちょっと検討する、また検討という言葉ですけれども、前向きに考えておりますので、短期入所、一時預かりになるかちょっとわからないんですけれども、その辺と、あと日割計算につきましても考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それと、とりあえずうちのほうといたしましては、還付したという実績はありません。ただ、一部日割計算でもらったということは聞いておりますけれども……

〔「もらった」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（小林敬二君） 毎月初めに9,000円を月分もらうんじゃないなくて、月末に精算でもらっておりますので、その分の日割計算かと思います。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 還付したか、日割でもらったかということで、条例、要綱の中には、一月分の料金を徴収するということですよ。ただ、町長が特別に認めた場合はこの限りでないと、いい言葉があるんですけれども、その辺のところであげたか取らなかったか、その

違いかと思うんですけども、還付はしていないんだけど、もらっていないよと。要は同じなんですよ、私にしてみれば。月5,000円かかるところを、2,500円日割でもらったか、2,500円しか相手からもらわなかったか、要はそういうことでしょう。同じじゃないですか。また後ほどお願いしたいと思いますので、私はこれでよろしいです。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で鶴岡喜豊君の質問を終わりにします。

ここで暫時休憩します。再開は午後3時5分といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時04分

○議長（月岡清孝君） それでは、会議を再開いたします。

---

◇ 池 沢 俊 雄 君

○議長（月岡清孝君） 次に、3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢俊雄でございます。

私は、今回の質問につきましては、昨年9月に質問をさせていただきました内容の確認のために、今回の質問にさせていただいております。

なお、清田町長には平成26年9月に就任し、今年で約2年間、半分が過ぎました。あと2年間、長柄町の発展のために尽力されるとともに、町民の幸せのために頑張っていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目が、長柄町第4次総合計画の後期計画についてでございますけれども、この後期計画につきましては、基本構想の10年を受けて、前期5年、後期5年ということで計画がなされております。この後期計画の年度は、28年度から32年度の5年間でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、昨年9月の第3回定例会におきまして私が質問いたしました、高齢者の支援対策及び子育て支援の拡充並びに若者の定住化の推進策の町長のご

答弁で、高齢者の生活支援対策として、町は特に緊急性、必要性が高いと認識しており、外出支援事業や商工業振興事業としての移動販売なども視野に、早急に取り組んでまいりたいと。

また、子育て支援の拡充並びに若者の定住化の推進策につきましては、住宅リフォームの補助金や空き家バンク等の事業に取り組みながら、他市町村の先進事例を参考にしながら、本町に適した補助制度の拡充や普通財産の有効活用などを含め、効果的な定住対策について、現在策定中の後期基本計画や地方版総合戦略に取り入れるべく検討しているとの答弁がございました。

また、最近では、先ほど本吉議員からもご指摘ございましたけれども、高齢者が起こした死亡事故が各地でこのごろ相次いで発生しております。この対策が政府としても緊急の課題ともなっておりまして、今後、高齢運転者の運転免許の更新が厳しくなることが想定されるとともに、運転免許の自主返納も増加するんでないかと思われまいます。しかしながら、長柄町の実態としては交通機関が恵まれておりません。そのような中で、高齢者の方も免許を返納はしたいんだけど、返納しちゃうと全く足がない。そのような事態にもなりかねませんので、やはりなかなか免許の自主返納というのも難しい問題が絡んでおると思われまいます。

そこで、お伺いをさせていただきますけれども、28年3月に策定されました後期基本計画の町民アンケート調査結果におきまして、今、長柄町が推し進めるべきだと思うのは何ですかとの問いに対しまして、一番望んでおられるのが、交通体系の充実が1番でございました。2番といたしまして人口減少対策でございます。3番目が少子化対策でございます。4番目が雇用促進を、町民のアンケートにおきまして皆さんが重要だと回答されておりまして、私もこの4つの事業が、現在の長柄町におきましては重要な施策だと感じておるところでございます。

このアンケート結果を受けまして、基本計画の施策中で、これらの対策をどのように町は推進していくのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

次に、2点目でございます。普通財産の有効な活用及び法定外公共物の取り扱いについてお聞きします。

長柄町所有でございます普通財産の土地は、約46.3ヘクタールほどであります。この用地を町の振興策であります企業誘致や有効な活用を図り、財源収入を確保することが、有効的な行政運営には欠かせないものと考えております。そのため、現在何ら活用されていない普通財産が、このうちどの程度有するのかお伺いをいたします。

また、今後未利用地の処分や貸し付け活用につきまして、町としてどのような考えなのか、お伺いをさせていただきます。

なお、参考まででございますけれども、旧水上小学校の土地を貸し付けする場合は、貸付料はどの程度になるのか、参考までにお示しをいただきたいと思っております。

次に、法定外公共物についてでございます。地籍調査、長柄山・皿木方面、山之郷方面も終了していると思っております。地籍調査が終了いたしました長柄ダムの用地内に、現在、法定外公共物が存在するのであるか否か。また、存在するのであればその面積をお伺いしたいと思います。

以上、大項目2点のご質問でございますけれども、町長、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 池沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの長柄町第4次総合計画の後期計画についてお答えいたします。

まず、1点目の交通体系の充実でございますが、現在、本町の公共交通体系は、2系統の路線バスと町内循環バスとなっております。循環バスにつきましては、ご案内のとおり、制度導入当初、平成13年度当時は利用者が約1万2,000名であったものが、年々減少を続けまして、昨年度におきましては、残念ながら約4,200名と激減の域に達しております。ピーク時の35%まで減少しているという状況であります。

この事業につきましては、これまでも、不便である、空のバスなど、数々のご意見を頂戴しておったところでございます。町といたしましては、早急な制度転換が必要との判断から、近年多く導入されているデマンドバスの新事業化を図るべく、昨年度末に地方創生事業として国に対して申請したものであります。しかしながら、結果といたしましては不採択となり、実施に至らなかったところで、この件につきましては、さきにご報告させていただいたところでございます。

本年度に入りまして、千葉県交通政策課や国土交通省関東運輸局、近隣市町村、バス事業者など関係機関と協議、情報交換を継続的に行ってまいりました。これまで議会説明会などの機会に、今年度中に一定の方向性を示したいということで皆様方にお約束してまいったところでございますが、来年度中のできるだけ早い時期までに、新たな町民の足の新事業を立ち上げる方向で、現在、庁内調整中でございます。また、その際には議会の皆様としっかり

協議、ご相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、2点目の人口減少対策でございますが、呼び込む、移り住むという観点から、そういう政策といたしましては、平成25年度に空き家バンク登録制度、空き家改修費補助金を開始し、平成26年度に住宅リフォーム補助金を、また、今年度に入り住宅新築補助金を開始いたしました。加えて、現在、空き家実態調査といたしまして、町全域の空き家調査を実施しているところでございます。

何よりも、本年度本格的にスタートを切った長柄版「生涯活躍のまち」、通称CCRC事業を、千葉大学、リソルと力を合わせ、成功に導くことが、減少問題への第一策かと言えようかと考えるところでございます。

次に、3点目の少子化対策でございますが、子育てしやすい環境の整備の観点から、こども園の保育事業や子育て支援センター事業の一層の充実、学童クラブの充実、高校生までの医療費助成制度の拡充など今後も継続し、また、利用者ニーズを適切に捉えて、進化させていくことが肝要かと認識しております。

あわせて、小中学校の空調、トイレ改修など学校施設の環境改善を進め、「育て・育ち」といった子供にかかわる総合的環境充実を図ってまいります。

次に、4点目の雇用促進でございますが、新規企業の誘致及び既存企業の事業規模拡大の促進を図ることにより、産業経済の振興、就業機会の拡大等を目的として、企業立地促進条例を本年制定いたしました。現在、既存企業2社から、事業規模拡大のための制度利用相談を受けている状況でございます。また、千葉県企業立地課と連携し、旧水上小学校跡地の企業誘致を実施しております。こちらは、これまで3社ほど相談、現地視察などがございました。

今後も、本町の恵まれた自然環境をすぐれた立地環境とご理解いただける、1社でも多くの優良企業を、そして1人でも多くの雇用につながるよう、誘致に努めてまいります。

以上、4項目一つ一つの政策につきましては、全てとはまいりませんが、現在の状況をお答えさせていただきました。これらの問題は、町づくりの観点におきましても、どれもが密接に関係しておりますことから、バランスよく、そして持続的、継続的に施策を推進することが必要であると考えております。よろしくお願いたします。

次に、2項目めの普通財産についてのご質問でございますが、まず、未利用につきましてご質問もございましたが、現在、町では46万3,010平方メートルを有しており、そのうち12件6万9,227平方メートルを貸し付けし、活用されているという状況でございます。処分や

貸し付け活用については、先ほども触れました企業誘致条例に基づく誘致、創業支援を積極的に行いながら、売却または貸し付けなどを、それぞれの土地の地勢や企業の資金計画などを見極めながら適切に判断し、進めてまいりたいと考えております。

次に、水上小学校の土地貸付料についてでございますが、本地につきましては、ご承知のとおり裏山と一体となっておりますことから、いわゆる宅地と山林の2地目の単価を考慮することとなります。ここで、活用価値の高い平地部いわゆる宅地評価が該当する面積について試算し、お答えとさせていただきます。貸付単価は固定資産評価額をもとに算定したもので、1平方メートル当たり216円となります。町財産台帳上の公簿面積は、旧水上小学校と旧水上幼稚園、合わせて1万4,460平方メートルとなっておりますが、このうち平地部を約1町歩程度と仮定すると、年間貸付料といたしましては216万円となります。

次に、長柄ダム用地内における法定外公共物の取り扱いについてであります。平成11年に公布された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第113条に基づき、国有財産特別措置法が改正され、法定外公共物に係る国有財産を市町村に譲与するための根拠規定が設けられ、本町においても、町道以外の赤道などが譲与されたところであります。

しかながら、この規定の対象となる国有財産は、あくまでも法定外公共物であり、長柄ダムの底地については河川法の適用を受けるため、敷地内に存在する赤道等は法定公共物という取り扱いになり、譲与の対象外となっております。

以上のことから、現在も財産の譲与を受けることはできず、国土交通省の所管となっておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

整いませんが、以上、池沢議員の質問に対して、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、交通体系の充実で、基本計画の中では15ページですけれども、公共交通の確保の方針として、バス交通の利便性の維持・充実と、町民バスの充実とありますが、具体的な内容は、もう少し細かくできればお伺いをさせていただきたいと思っております。

とりあえず、今の質問の答弁をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご質問のバス交通の維持・充実、それから町民バスの充実に

ついてですが、冒頭、町長答弁にございましたように、現在、町、2路線の小湊鐵道株式会社さんによります路線バスが運行してございます。こちらにつきましては、年々とは申しませんが、徐々に便数が減る傾向にあるかなというふうには捉えております。これを維持して、朝夕の通勤通学、本当に必要としている地域の若い人たち、大勢いらっしゃいます。そういうものをきちっと残していく、そのための公共交通政策をきちんと行っていくという内容のものというふうには捉えております、バス交通の維持・充実につきましては。

それから町民バスの充実でございますけれども、これも今、町長の答弁ございましたけれども、空のバスが走っていると、何とかならないのかというご意見はあろうかと思えます。この辺につきまして、この空のバスをと言われていたバスの利用を、何とか本来であれば押し上げていくような施策を講じなければならないというところから、ここにも1点打ってあるものでございます。

といっても、ここ十何年、二十何年と、試行で始まって以来、年々減少しているという状況でございますので、既存の路線バスへの接続の利便性を上げる、塩田病院に行けば、そこから茂原に行ける。役場まで来れば、長富の停留所から茂原の医者にもまた行ける。このような仕組みをきちんとつくるというのは、これまで行ってきたところですが、しかしながら、一向にこの辺の人数が伸びていかないという現状でございますが、いずれにいたしましても、この町民バスの運行につきましては、常に試行期間という考え方で進めていくというところで、現在に至っております。

町長の答弁の中に、来年度のできるだけ早い時期に、町民の足の新たな確保というものをということで答弁ございましたけれども、まさにそのとおりできれば、議会の皆さんにも、来年、年が明けるところまでにはご相談の機会を持たせていただきたいということで、庁内で今検討・調整中でございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 確かに民間のバスの運行でございますので、赤字路線はだんだん撤退していくというのが現状になろうかと思えます。

そのような中で、やはり新たな交通体系というのが、長柄町はもう必要になってきているような状況だと思います。その中で、来年の早い時期に新たな交通体系を検討して、議会と協議をするということでございますので、なるべく早くこのような交通機関の体系を整えていただければというふうには考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、現在のバス路線でございますけれども、長柄から千葉の浜野駅、それと長柄から茂原駅、2路線ありますよね、今。まだ大津倉の路線があると思うんですけれども、この路線がバス交通の路線ということで、現在運行されておるところでございます。この路線バスと今の町民バス、町民バスはまた見直しがあるかもしれませんが、現在の町民バスとの連携が、ほとんど朝晩の連携はないですよ、この路線バスとですね。

というのは、やはり町外への通勤通学者や日常生活に路線バスを利用する方がいらっしゃると思いますけれども、千葉方面は、ロングウッドステーションのところから始発で出ておりますけれども、千葉方面の朝一番がロングウッド7時31分発なんです。そうすると、このバスじゃ東京方面の通勤者というのは全然利用できないような形になりますよね。茂原方面はちょっと早いんですよ。茂原方面の朝の一番のやつは6時45分発で、茂原駅は7時16分着ですから、この方面に通勤通学する人は、ここから時間帯で何とかなるんでしょうけれども、千葉方面、東京方面というのはちょっと厳しい朝の路線バスの時間だなというふうにありますので、やはりこういう人たちのもう少し利便性を考えていただければというふうに思います。

それともう一点、バス利用者がどこに車を今度は駐めるかというのがあると思うんですよ。そうすると、今の都市農村交流センター駐車場は、基本的には相当空きがありますね、平日は。だから、ああいうところを逆に町外への通勤者や日常生活のバス利用者の駐車ステーションとして考えて、あそこに駐車をしてもらって、千葉方面、東京方面に通勤通学するのか、また茂原方面にも通勤通学するのかというような、日常生活でもあそこに駐車をして、そういう利用が可能になると思いますので、どうですかね、その辺のことも町民バス巡回、また新たな交通関係のところということで考えていただけないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） バスステーションにつきましては、今、発想として私の頭の中にもそういうものはなかったわけですので、今いただきましたので、また今後、都市農村交流センターの事業等々きちんと精査をした上になりますけれども、参考ご意見ということで、今後の施策に参考とさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

それと、先に申されました町民の利便性を第一に考えて、その辺を今後しっかりとというご意見をいただいた件につきましても、同様にお預かりさせていただきまして、年に何度か

公共交通政策会議のほうが県のほうでもございまして、バス事業者や関東運輸局の審議官、専門官などと意見交換を行う場もございますので、7時31分発の千葉方面というものが、もう少し千葉方面に向けての町民の足として価値ある時間帯にという趣旨で、意見のほうを上げていければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ぜひその点は検討というか、調査をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いします。

次に、交通体系絡みなんですけれども、高齢者の足の確保なんですけれども、介護認定された方とか障害者の方については、福祉有償運送という社会福祉協議会で行っている事業がありまして、この運送を利用できるようになっておるわけでございますけれども、ただ、これの利用者としては特定の方だけが利用できる制度でございますので、先ほど私、本吉議員の例を言いましたけれども、高齢者の方の事故がかなり多くなっておると、免許の返納も徐々に多くなるんじゃないかというふうに考えております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、なかなか今まで車で生活をしていた方が、一挙に免許を返すということは、長柄町の実態からするとなかなかあり得ないというふうに思いますし、第1次基幹産業の農業の田回りに行くには、やはり軽トラとかそういうものが必要でございますので、全てが免許を返しちゃえという訳にはまいらないと思います。

そんな中で、また一つ提案でございますけれども、確かに福祉有償運送というのは特定の方だけが利用できる。じゃ、何が特定の方以外が利用できるのかという、これは私なりの考えでございますけれども、よく酒を飲みますと、運転代行サービスというものがございまして、私も時々それは利用させていただいております。この制度を逆にとって、高齢者の福祉運転代行サービスの的なものができないかというふうに考えるところでございます。

そのかわり、これはある程度限定をした中ということになると思いますけれども、例えば町内で車に乗る方は、そんなに遠くに行かない方は車で動けるとは思いますけれども、たまたま通院だとか遠くのほうに通われる方だとか、やはり車じゃちょっと危ないなと。高齢者の死亡事故もかなり多くなってきておりますので、こういうことは危ないなというのは認識を皆さんしておるところだと思うので、先ほど言いました高齢者の福祉代行運転サービスなるものを町のほうで検討して、福祉有償運送以外の方の何かの手助け、これによってまた高齢者の事故防止にもつながることも考えられますので、この辺、検討をしてみてもいいのかなというふうに1つ提案をしますけれども、どうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまの運転代行サービス、高齢者限定ということで、これも今初めてお伺いしたところなので、ふむふむというところでお聞きしておりました。

多分近くに行く場合には、俺は行けるんだというところで使わない。これを使うということになると、随分遠くに行くときに、おじいさん、おばあさんちょっと危ないからと周りも言うし、自分でもちょっと危ないなと思うからということで、比較的遠くに行くときにこれを使うということで、近所は大体自分で軽トラなど運転してお出かけをされるというところが考えられるかなと思います。

このように遠くに出るという場合には、当然運転代行等でございますので、料金的な問題とか、諸々いろいろ絡んでくると思いますので、その辺の制度設計につきまして、ここですぐ即答でいいとか悪いとかというのは、私にも全くありません。よき提案の一つということで、先程と同じで大変恐縮なんですけれども、一度お預かりをさせていただきながら、今後進めていきたいというふうに考えるところでございます。

冒頭申し上げましたところに、また戻らせていただきますけれども、現在庁内で調整を図っているところでございますというふうに先ほど来申し上げたものにつきまして、まさに高齢者の外出支援の策というところで、1点、来年度から何とか始めたいというところの着眼でございます。運転代行サービスという観点は持ち合わせてございませんでしたけれども、それらも今後の材料という中に含めて考えていきたいなというふうに思っておりますので、またご意見など細かい部分についてもお考えなども含めて、また別の機会にもいただければありがたいかなというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 確かに、代行サービスですから料金が発生する。これは、本当は町が主体というか、社会福祉協議会になるのかどうかは、ちょっとそれは私も一概に言えませんが、安くはできないと思うんですよ。安くするというのは、恐らく結局は出ないでしょう。そういう形になると思います。

ただ、許可を取るためには通常の料金設定をして、その中で町がどのような手助けをできるのかというのが、ここのポイントだというふうに私なりに考えておるところでございます。そんな中で、今後検討する際には、こういうこともどうなんだと。できるかできないかわからなければ、調査検討からまず始めてみるべきだと思いますので、もう一度この辺の観点を

白井課長、ご答弁いただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） まず、今議員がおっしゃられた、まさにそのとおりだというふうに私も同感でございますので、料金については、既存の他の業種・業界の人たちなどとの摩擦も考えられますので、まずは通常の料金なのかなというふうには想像するところがございますね。そこに対して町が補助をしていくというのが、制度をつくる上では基幹的なところ、大事なところだというのは認識してございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、この制度設計をしていく中で、諸々交通機関、関係機関との調整等も含めまして、多難というか、幾つかの問題点が出てくると思われまので、それらにつきましては今後検討させていただくというところで、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） その件については、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、2番目の人口減少対策でございます。

基本計画の中では、71ページで、住宅の整備・充実の方針としては、町営住宅の維持補修と民間による住宅の誘導というようなことが書かれておるわけでございます。先ほどの町長の答弁では、空き家バンクとかリフォーム補助、新築補助、C R C事業などを推進しながら、人口減少対策に対応していくという答弁でございましたけれども、この中で私が聞きたいのは、民間による住宅の誘導という表現がなされておりますけれども、これの具体策は何かあるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 私も策定のだ真ん中にはちょっとその時いなかったもので、明確な答えになるかどうかわからないんですけども、私が庁内の検討会の中で聞いていた話としてというところを付け加えさせていただけるとしたらば、この辺は、昭栄中学校の跡地の活用だということで、当時ある程度のポンチ絵のような形の、何区画、どのようなものができる、住宅ができるというものを書いていたというのは存じております。

午前中の一般質問のほうと多少重なるところがあるかもしれませんが、いずれにいたしましても、町が持っている普通財産を有効に活用していく、未利用地の活用を主眼として、その辺を民間のデベロッパー、開発事業者などと協議・相談をしていく、仕掛けていく中で、宅地開発、住宅開発などが進めばというところで考えて、この一文を入れたとい

うふうに捉えておりますので、現段階で私たち企画政策のほうで何かの案を進めているという状況ではないというところで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 71ページの計画の方針の中に、民間による住宅開発については、関連条例や指導要綱などにより誘導を図りますということであってあるんですよ。だから、課長の言うことだと、やはり長柄町の普通財産を活用しながら住宅整備の誘導を図っていくという考え方でよろしいんですか。それとも全く民間による、町が誘導をしていくということは考えていないのかどうか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 町がということであれば、今はございません。考えておりません。

ただ、私、企画政策をやらせていただいている担当の課長としての思いであれば、多元的に政策は持っていなければいけないので、一方ではそういうふうな民間の誘導の動きが捉えられれば、そこは的確に全体で話し合いをした上で、もちろん議会と相談をさせていただく中で、開発等の、30年ほど前にも随分あったと思いますけれども、それら大きな計画等を打ち上げていただけるような、そういう我が長柄町に環境を望んで来てくれる企業さん、デベロッパー、それらが来たときには的確に捉えていくという考え方でおります。

町としては現在あるのかということであれば、特にそのようなことはございませんというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 次に、先ほど町長の答弁の中でCCRC事業ということでもありますけれども、私たち議会は、先だってCCRC事業で金沢の方まで視察に行ってきたところがございます。CCRC事業は、まだ日本では定着をしていないというのが実態でございます、あの事業そのものはまだ模索中の事業であるというふうに、私は認識をしたところがございます。

あのCCRC事業が、リソルですか、私らは日本土地改良となっちゃうんですけれども、旧の日本土地改良との組み合わせの中で、人口増加計画といいますか、そのようなものはどのような形で今後考えておるのか、ちょっとその辺の内容についてお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） リソル生命の森内のCCRC事業に絡めたというところでお答えさせていただくとすれば、新聞の報道等にも出てまいりましたけれども、リソルとしては平成37年、2025年に定住者1,000名を超すコミュニティーの形成を目指しているという状況でございます。今、千葉大学と本町と一緒に推進協議会の中でも議論を行っておりますが、来年3月末ぐらいまでには、この「生涯活躍のまち」の基本的な計画が上がってくると思いますが、その基本計画が上がった以降に、千葉大学とリソル生命の森の、民間の会社のことですからわかりませんが、協議が一層加速して始まって、平成37年1,000人規模というところに向かっていくのではないかとこのように捉えております。

お答えに付随してで恐縮なんですけれども、リソル生命の森内におきましては、本町はもちろんご存じのとおり人口は減少の一途でございますけれども、あのエリアに関しましては人口は増加しております。人口は、五、六年で30人ぐらいですか、増加しているというふうに捉えております。これは、減っている町にとっては非常に大きなことかなというふうに捉えておりますので、そういうところも含めて、町全体としてのポテンシャルを上げていくというところに、一体となって話し合いをしながら進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） すみません、関連になりますけれども、37年を目途に定住者1,000名ほどを目指すということで、確かにふるさと村の中の住民は増えておるとは思います。その中で、このCCRC事業ですけれども、計画は3者、千葉大、リソル、町という形の中で計画書を作って、あと実際に実施するのは民間企業ということになりますよね。千葉大とか何かも資金面では出ないわけでしょう。

こんな中で、リソル生命の森が、1,000名を増やすための事業費ですよ、事業費そのものはこの企業が持つわけだと思いますけれども、これの計画に乗った場合に、国からの何らかの特典というものがあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 現在、リソルホールディングスが考えているふるさと村内におけるCCRCでは、国の補助はないというふうに捉えております。

他のCCRCというか、他のそういう移住事業ですか、この事業をやっているところでは、サ高住だとか、そういうものをやっているところについて、賃貸等で行うものについては国の支援が一部あるというのも聞いておりますけれども、リソル生命の森で今回考えているのは完全に分譲という形ですので、そこに国の手当てはないというに捉えてございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 国の支援が何らないということでありますと、このリソル生命の森が、実際に本当に今後事業を行うという確約的なものはあるんですか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 確約書、覚書とか協定書、そういうものはまだ締結してございません。今後、「生涯活躍のまち」の基本計画策定後の道のりというか、方向性については、先だつての推進協議会の中でもございましたけれども、まだまだ明確なものはございませんで、今後の対応ということになるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても確約等はございません。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） これは余り長くやってもしょうがありませんので、実際、リソル生命で1,000人規模の増加をしていただければ、もう最高でございましてけれども、けれども民間企業は、やはり営利を目的としていますので、プラスが見えない事業には最終的には手を出していけないというふうに私は考えますので、その辺をちゃんと見極めながら、今後計画づくりに精励をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、少子化対策でございますけれども、この少子化対策は、基本計画の中では具体的な項目、少子化対策の項目というものは見当たらないですよね。ただ、先程の町長のご答弁の中では、いろんなソフト面、ハード面ということで町はやっておるよというようなご答弁でございましたけれども、昨年の9月に、私、この少子化対策で、こども園の給食費の無料化をしたらどうだという提案をさせていただきましたけれども、これについては検討をしたいというもので、もう1年過ぎておりますけれども、やはり長柄町としても、何か他と違うもの、比較されて長柄町はこういうのもやっていますよというものも、やはりこの少子化対策には必要じゃないかというふうに思います。

通常のものをやっても、なかなか若い人たちがここに移り住む、それとか外に出ないとか、そういうのはなかなか表れてこないと思っておりますので、先ほど町長にも申し上げましたけれども、あと2年間、町長は任期のうちに予算が2年度作れるわけでございますので、ぜ

ひもうちょっとこの少子化対策に具体的に取り組むような政策を取り入れてもらったらよろしいと思いますけれども、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 今のご質問に少しお答えしたいと思います。少子化対策というのは実は2種類ありまして、1つは結婚、出産、それから子育てに入る、いわゆる結婚を前提とした少子化対策。まだ見ぬ我が子、孫、そういったものを想定しながらの活動が1点でございます。もう一つは、どちらかという子育て支援の考え方になりますが、少子化対策に大きく括れば入るといふふうに思います。こども園のいわゆる料金の問題だとか、学校の義務制の子供だとか、高校生だとか、これはどちらかという、やはり少子化対策の子育て支援の枠の中に入ると。大きく括れば、この2つだといふふうに思います。

過日も長生郡市内のいわゆる病院の問題で、前段の、結婚することにつきましては、商工会等もこの町も一生懸命やってくれています。ありがたいことです。前段のそういう活動もしていただいておりますが、まず産科の病院がないんですね、長生郡市。なくはないんですが、実は2件あるんです。作永医院と、それからもう一つ、育生ですね。2つ合わせて出産例が約500人。ところが、長生郡市7市町村で出産例は1,000人いるんです。そうすると、あとの残りの500人は、実は長生郡の出身の方でご結婚なされて外へ出て、最後の出産を育生等そっちに来ると。ここは、いわゆる最初申し上げました少子化の問題で喫緊の問題で、まず安心していわゆる結婚できないと。お金があるなしにかかわらず、そういうまず医院がないということが一つ大きな課題。この辺のところも、まずこれは我々町だけでは難しいことではありますが、そういうことも一つ想定していただくといふようになります。

あと、後のいわゆる子育て支援のほう、子供たち、今こども園の給食を無料にしたらいふようにありますが、非常に法の縛りがあったり、後で説明させますので、親御さんの収入の大小だとかそういうあれがあって、公平性をどうやって保てるかということの問題があると思います。

大多喜が中学校をタダにしました。これは義務制ですから一律なんですね。親御さんの年間の収入が幾らだとか関係ありません。1カ月全員、公平で4,500円とか300円というふうになりますから、これは一律、じゃ、タダにして公費を入れましょうといふことはできますが、ちょっと技術的に、議員のほうの話がありました、できないということではありません。いろいろクリアしなければいけないハードルがあるかというふうに思います。

そういった意味で、いわゆる少子化対策というのは大きく2つあるといふふうに捉えてい

ただきたい。そのことについて、私どもは子育て支援のほうに、どちらかというところでは行ってきたという経緯になるかというように思います。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） こども園の給食費の無料化については、今後もう少し、検討という言葉は余りよくないという、調査をしていただければというふうに思います。

それと、子供の数の関係でございますけれども、平成23年に小学校が水上と日吉小が統合をさせていただいたわけでございますけれども、その後をやはり見ると、幼児数、子供の数というのは、ほとんど増加傾向になっておりませんね。今のゼロ歳児は43人、それと1歳児から5歳児までが30人の中に総数が入っております。

このような人数でいきますと、現在2校、小学校がありますけれども、1歳児が30人ですから、うまく半分ずつ割ったとしても、1学級15人という人数になります。今後も、やはり先ほど町長が申しあげました少子化対策や子育て支援というものが実をなしていかないと、なかなかこの数は増えてまいらないというのが実態だと思います。

そんな中で、このままの推移で行きますと、また小学校の再統合というものを考えなくちゃいけない時期が来ってしまうと思うんですけれども、この辺、ちょっと質問から外れちゃいますので、一言でいいですから、教育長はどのようにお考えなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 池沢議員の質問にお答えしたいと思います。

以前も同じような質問があったときにお答えしたと思いますけれども、少なれば少ないなりのやり方もあるんですが、一応統合の目安になるのは、複式学級が想定されるような人数に、いわゆるゼロ歳児で非常に少ない、10人とか15人とかですね。2年連続でそういったのが進みますと、その子供たちが小学校に入るときには複式になっていくということが十分予想されますので、そういった段階ではすぐに検討の会議等を立ち上げながら、皆さんで協議しながら検討していくとか、話し合っていくというようなことが必要になってくるだろうというふうに思っております。

今のところは、まだ26人から38人、40人ぐらいの数が維持できておりますので、当面は複式は回避できるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。それはそこまでしておきます。

次に、4点目の雇用促進の関係でございます。

雇用促進につきましては、85ページに工業の振興策といたしまして、工業用地を整備し、企業誘致を図ることと、地場産業や新規企業の育成とありますが、先程町長からの答弁の中で、既存企業2社から拡大のお話や、旧水上小の工業用地化ということで引き合いも何件が来ているというご説明がございました。

この中で、今年6月議会で長柄町企業立地促進条例が制定をされましたけれども、この企業立地促進条例の周知の仕方がどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 白井課長、答弁願います。

○企画財政課長（白井 浩君） 6月議会で制定のほうをご了解いただきまして、その後、直近の町の広報紙、あとホームページのほうに掲載をさせていただきました。その広報をした後に、ジャパンフーズさんを初め、何社か私たちのほうで訪問いたしまして、こういう政策、条例ができたので、ぜひ検討してもらって、ますます雇用につなげてもらいたいというような話を営業に回っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 池沢議員。

○3番（池沢俊雄君） 今、周知の仕方が広報とホームページということでございましたけれども、私、現在のホームページを見たら、そのものは載っていないような気がしているんですけれども、またそれは後で載っている場所がはっきりすれば教えていただければというふうに思います。

それと、町内企業についてはそのようなことで周知を図っておるということですが、町外企業、やはり町内だけじゃなくて町外企業を誘致するのが、この促進条例の主目だと思いますので、町外企業、ホームページ以外で何か考えておるのか。例えば国の機関等のそういうものに掲載をしていただくとか、県の機関に掲載をしていただくとか、そういうものをお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 県の企業立地課のほうでは、学校跡地ということで、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、水上小学校の跡地については、我々長柄町の、ある意

味じゃ窓口になるような形で、同様にホームページとかいろんな面で助言、また広報してもらっているというところで、その実績として、全てではございませんけれども、水上小学校跡地のほうには企業さんが3社ほど、私たちのほうでご案内をさせてもらったというところにつながっているかと思えます。

その他、茂原市、市原市の食品関係のスーパーとか、そういうところにつきまして、私ども企画政策のほうで、先ほどと同様営業に、ぜひ本町にその辺ご検討いただきたいということで営業に回っているようなところでございます。興味は非常に引いていただいていると認識しておりますけれども、いかんせん、まだまだ実施には至らないというところで、これを長くおつき合っていくというところから先に進めばというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ぜひ頑張って企業誘致に努めていただきたいというふうに思います。

次に、普通財産の有効な活用及び法定外公共物の取り扱いに移らせていただきます。

先ほど、46.3ヘクタールある中で、今活用しているのが何平米というのがちょっと聞き取れなかったもので、再度お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 約6万9,000平方メートルの貸し付けでございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） じゃ、6万9,000平方メートル以外は、まだ全然未利用地ということで解釈してよろしいですね。

そうしますと、この一番大きいのは私も知っていますけれども、田代地先の用地であると思います。旭ダイヤモンドから無償譲与されたものでございますけれども、この用地の利用の仕方なんですけれども、町としては何かの検討をしたことはあると思うんですけれども、その検討結果がどうなったのか、簡単でいいですから。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 1点は、産業関係のほうで緊急雇用で計画書を出してもらったのが1個成果としてございますけれども、特にその方向性というものが明確じゃないので、その方向に行っておりません。

それともう一点、この5月に役場庁内のプロジェクトチームを若手中心に作りまして、つい先だって12月1日に、プロジェクトチームの未利用地の利活用についての方向性のレポートが上がってきたところでございます。ちょっと議会の対応等もございまして、まだ中身を

よくよく読むところまで行っておりませんが、その辺を活用していく中で、企業さんとかにもご案内のほうをさせていただく一つのツールとか、そういう形にしていければなどというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 次に、先ほど水上小の単価は、1万4,500平米程度あるものの、1万平米ぐらいの想定で宅地でやった場合に、1平米216円で216万円ということでございますけれども、基本的にこの前も委員会のときに申し上げましたけれども、町の借り上げは大体1平米100円なんです。町が借り上げる場合は1平米100円程度で借り上げている。今度貸す場合は、水上小の用地でも216円ということでございますので、普通財産を有効活用するには、やはり単価的に貸付料とか何かちょっと高いような気がしますので、もうちょっと有効利用を図るためには、貸付料の減額をしてもよろしいんじゃないかというふうに私は思いますので、その辺をまずお聞きいたしたいと思います。

それと、田代の町有地ですけれども、三十何ヘクタールという広大な敷地でございますので、ずっと遊ばせておくんじゃなくて、自然公園という網もかかっておりますけれども、例えば雑木、クヌギ、ナラなど、シイタケの原木がとれる。30ヘクタールあれば、将来的にもシイタケの原木の場所とか、そういうものに利用はできると思いますので、何もしておかないよりも、何か将来的な利用できるものを生むためのものとして検討をしていっていただかないかというふうには思いますので、この辺だけ、ご答弁のほどお願い申し上げたいと思います。この2点。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） まず、水上小学校の跡地の貸し出しの値段、確かに一度ご意見いただいたところでございます。

企業さんの誘致だとかその辺に当たって、中には、他の市町村の例では地代は取らなくたって構わない、だから我が町に来て工場を建てて雇用につなげて、そういうような形をしてくれ、そういうものはございます。そのような場合には、もちろん議会の皆さんのほうに議決案件として上程させていただいて、ご了解いただいた上でということになるかと思っておりますけれども、まずもって、今現在ということでの条例上100分の4のお金をお示ししたものでございますので、もっと安くできないかというようなご意見も、企業誘致と絡めた中で、一度またお預かりをさせていただくというところでご理解いただきたいと思います。

田代のクヌギ、ナラにつきましては、産業系の成果の中でも上がってきているのにも随分



## 平成28年長柄町議会第4回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成28年12月14日(水曜日)午後1時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 1号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算(第4号)  
議案第 4号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第 5号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 平成27年度決算認定について(委員長報告)
- 日程第 6 議員派遣の調査報告について
- 日程第 7 発議案第 1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

---

### 出席議員(12名)

1番	川 嶋 朗 敬 君	2番	鶴 岡 喜 豊 君
3番	池 沢 俊 雄 君	4番	三 枝 新 一 君
5番	本 吉 敏 子 君	6番	山 根 義 弘 君
7番	古 坂 勇 人 君	8番	関 民 之 輔 君
9番	大 岩 芳 治 君	10番	神 崎 好 功 君
11番	星 野 一 成 君	12番	月 岡 清 孝 君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	清 田 勝 利 君	副 町 長	鈴 木 誠 一 君
総 務 課 長	蒔 田 功 君	企画財政課長	白 井 浩 君
税務住民課長	石 井 正 信 君	健康福祉課長	小 林 敬 二 君

建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	若菜聖史君
会計管理者	大塚真由美君	教 育 長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記	蒔田功君	農業委員会 事務局 会長	若菜聖史君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田孝一	議 会 書 記	安部吉輝
--------	------	---------	------

---

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成28年長柄町議会第4回定例会を直ちに再開いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第2、一般質問を行います。

先日からの一般質問を続けます。

---

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋でございます。

今年は、さる年ということで、今年もあと残り半月余りで、さる年が去る季節になってきました。来年はとり年ということで、本日の平成28年、最後のトリをさせていただきます。

よろしく願いいたします。

私のほうも、1年を振り返りまして、質問に先立ちます前に、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

今年の正月早々、「保育園落ちた、一億総活躍社会じゃねえのかよ」という、国会まで、このお話が行き通った、大変残念なお話が出ました。

最近になりますと、福島県から横浜市に自主避難した、小学校のときに引っ越してきましたお子様が中学1年生になりまして、いじめを受けていたという報道がございました。生徒の手記を読みますと、私は、非常に涙が出たわけなんです、手記に書かれていたのは、ばい菌扱いされて、放射能のことだと思って、いつも辛かった。福島の方は、いじめられると思っていた。抵抗すると、いじめが止まず収まることはなかった。ただ怖くて怖くて仕方がなかった。今まで死のうと、何回も思ったけれども、震災でいっぱい亡くなったから、辛いけど僕は生きることとした。大変、この手記の重さが、私たち社会にとっても大きなショックを受けました。その中で、学校の対応には、家族のお手紙で、いろいろなお話をしてきたけれども、信用してくれなかった、無視されていたと。残念なお話がありました。

この12月に入りまして、福島民友新聞を見ましたら、新潟でも同じような菌扱いされたお子様がいました。群馬県でも同様の避難した子供に対してのいじめもあったということで、大変残念な記事が掲載されておりました。

この長柄町におきましては、法定化された、子供を守る地域ネットワークが設置されていることと思います。しかし、学校、家庭、地域社会、関連機関が密に連携して、子供が自ら考え、自ら学ぶ異学年交流の取り組み、いわゆるペアーズを引き続き皆さんで力を合わせて協力して進めていっていただきたく、お願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一問一答にて質問をさせていただきます。

本日の質問は、1大綱、6項目でございます。

この内容につきましては、ながらこども園、小学校、中学校に教職員の関係による、関する質問でございますので、教育委員会さん、そして健康福祉課の皆様方に質問をしてみたいです。また関連の事業主体の、属する課にも質問をする可能性もありますので、よろしく願いいたします。

実はこの教職員の負担の軽減につきましては、昨年11月に開催されました教育懇談会の席で質問をさせてもらいまして、1年が経過いたしました。この1年が経過したことを踏ま

えまして、その後の取り組み、そして今後の施策について聞いてまいります。

この1年間の間には、1月に、次世代の学校地域創生プランが策定されました。また、平成28年6月には、閣議決定された日本1億総活躍プランにおいても、長時間労働を抑制し働く人々のワークライフバランスを実現するため、働き改革を実行、実現することが柱の一つになりました。

学校現場における長時間労働という働き方も見直し、健康を維持できる職場づくりを推進することにより、勤務時間管理の適正化のためにも次世代の学校教職員の姿についてお聞きをしております。

また、政府は、健全化を図るために、標的の一つとして、公務員全体の人事削減を挙げ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、行政推進法の施行により、教職給与改革が重要な教育課題の一つとして位置づけもされました。

教員の増員は、今後困難な状況にあります。これらの要因が、教員が、教職員が、児童・生徒と接する時間が減少しているため、児童・生徒との信頼関係を築き上げることが難しく、きめ細やかな教育をするに当たり支障が出てきてまいります。

市町村行政が、教職員の負担度を図るために、何ができるか、地域の子供たちの教育の充実を図るため、どのような取り組みができるかも、新年度予算の編成に向けてお聞きをしております。

まず1つ目、教職員が負担を感じている大きな原因の一つに、国や県などの各種団体からの調査依頼などの多さでございます。

客観的事実である6割の調査について、調査照会業務の効率化と教職員の事務負担の軽減を図るため、どのような明確な低減目標、KPIを定めて見直しを図っているのか、お聞きしたいと思います。

2つ目、教職員が仕事をする上で、大切と感じ、また忙しさを感じる業務に、授業や授業準備、成績処理などが上げられております。

校内業務の情報化を進め、事務の効率化、災害時の情報基盤整備の必要の観点からも、統合型校務支援システム等を活用し、子供に向き合う時間を確保し、業務の負担の軽減を図る必要と考えますが、ご意見をお聞きしたいと思います。

3つ目、学校の集金には、学校給食費や学用品、修学旅行費などの学校徴収金の徴収・管理業務があります。

給食費等の未納に対して、教職員は、それらの対応に時間と労働を割き、精神的な負担を

抱えていないか、お聞きしたいと思います。

また、学校徴収事務は、学校の教職員ではなく、学校を設置する町が、自らの集金業務の効率性と未納者の適正管理をどのような施策で教職員の負担の軽減を図っているか、お聞きしたいと思います。

4つ目、生徒数減少に伴う部活、部員数の減少、学校業務の多忙化、部活動へのニーズの多様化により、教職員だけで生徒の活動機会を保障することは困難な状況になってきております。

部活動について、外部指導者や地域との連携を通して、地域で育てる、地域に育てられる意識を醸成し、教職員の負担を軽減するとともに、生徒の活動機会を保障する考え方はありますか、お聞きしたいと思います。

また、教職員の勤務負担の軽減のみならず、バランスのとれた学校生活を送ることのできるよう、部活動ごとに部活動ノーデイを、活動時間の配慮をしているか、お聞きしたいと思います。

5つ目、教職員は、学校経営や生徒指導、学習指導、保護者への対応に、強いストレス、不安、悩みを感じる頻度が非常に高く、また部活動指導においても強いストレスを感じている高い要因になっております。

メンタルヘルス不調が見られる教職員への対応については、個人情報に配慮しながらも、他の教職員との協力を得て、町はどのような体制でケアサポートを整えているか、お聞きしたいと思います。

最後に、6つ目です。教職員の意識改革と学校マネジメントを推進するに当たり、教育委員会の支援のみならず、校長のリーダーシップとマネジメント力の向上が不可欠であります。

教職員の意識改革も求められる中、管理職のマネジメント研修の充実を図るとともに、勤務時間管理、勤務環境改善指導の状況について、教育委員会として定期的に改善計画を立てて進行管理を行っているか、お聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

現在、教職員の勤務状態は、ご指摘のとおり、大きな課題となっております。

平成27年に公表された文部科学省の調査「学校や教職員の現状について」でも、教諭の1

日の勤務時間は、夏休みを除く7月から12月の平均で10時間47分となっております。

また、OECDの調査によると、1週間当たりの勤務時間について、参加国平均が38.3時間に対し、日本は53.9時間であり、最長であるということが明らかになりました。

ご指摘のように、児童・生徒と接する時間が減少し、児童・生徒との信頼関係を築き上げることが難しく、きめ細やかな教育をするに当たり支障が出ていると、それについては明らかでありまして、教職員の負担軽減は現在、教育界で大きな課題となっており、本町の学校も例外ではありません。

このような状況の中で、平成28年6月に文部科学省は、「学校現場における業務の適正化に向けて」を通知し、公表しました。

これは、4月に省内に設置された「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタクスホース」の報告がもとになっており、教職員の長時間勤務の改善に向けた方策が提示されました。

町教育委員会としても、教職員の勤務の改善に向けて努力する必要性を認識し対応したいというふうに考えております。

これらを踏まえまして、6点のご質問にお答えします。

1点目の調査業務の軽減についてです。

ICTの発展により、国や県、各種団体からの調査は、以前にも増して増加してきております。中には、依頼が届いてから極めて短時間に回答を求めるなど、学校現場が振り回されることがあるのも実情であります。

教育委員会として、明確なKPIを定めてはおりませんが、各種調査依頼等について、できるだけ学校の負担とならないよう、委員会で努力すれば回答できる調査と、どうしても学校に依頼しなければならない調査を精選し、現場の負担を軽減する努力を重ねております。

また、機会を捉えて、県や国に調査項目を少なくする、あるいは統合するような要望を出しております。

2点目の授業や授業準備、成績処理等の効率化ですが、これらのことはまさに教員としての最も基本的な部分でありまして、子供たちの教育に直結するものであります。

特に、授業準備は、どうしたら子供たちにとってわかる授業、楽しい授業となるかを工夫することで、教員の職務の最も大切な要素であるというふうに考えております。

教育には、これで十分であるという限度はなく、優秀な教員であればあるほど、よりよい授業を追求するものです。

そして、この努力が、子供たちの「できた、わかった」という成果として表れたとき、努力が報われ、教員としての大きな喜びとなります。

こうした努力に費やす時間は、多くの教員にとって、マイナスの意味の負担というふうには感じないものだというふう考えております。

しかし、これらを、効率的に進めることも大事なことだというふう考えております。

現在、教育委員会としては、各学校に対して、各個人が作成した「授業資料・指導案等」を保存して共有することを奨励し、授業準備等を効率的に実施できるように指導しております。

また、成績処理、児童・生徒の保健関係の情報処理など、それぞれ各学校でコンピュータソフトを作成し、効率化を図っておりますが、より効果的に各種事務処理が可能となるように、統合型校務支援ソフトについても調査を進めております。

3点目の学校徴収金の徴収・管理業務についてです。

現在、長柄町では、給食費の徴収については学校に依頼せず、学校給食センターで担当しております。滞納整理についてもセンターで行い、学校には誰が滞納となっているかも通知しておりません。そういうことで、教育活動に支障が出ない配慮をしております。

その他、学校独自の集金業務については、それぞれ金額もまちまちであり、各学校の事情もあることから、各学校で対応をしております。

4点目の部活動指導についてお答えします。

部活動は、子供たちの特技や能力を向上させる意味で、学校教育活動の重要な要素となっているのが現状です。また、部活指導を通して、教員との人間関係の向上を図り、生徒指導上大きな効果を上げております。

各学校では、部活動において主たる指導者を配置しておりますが、全員でチームとして担当する体制を整え、学校として取り組んでいるのが現状です。

過去には、外部指導者を必要に応じて招聘したこともあり、特に中学校で専門の指導者が確保できない場合は招聘しております。

外部指導者については、人材確保が難しい課題がありますが、必要に応じて対応したいというふう考えております。

また、ノ一部活デイについては、毎週月曜日と木曜日が校内研修や職員会議に当てられることが多く、指導者が子供につけないという場合には部活動を実施しないというふうな形になっております。

5点目の教職員のメンタルヘルスについてお答えします。

教職員が、精神的理由で、療養休暇や休職をとる割合は増加しているのが現状です。

長柄町の教職員には現在そうしたものはおりませんが、強いストレスを抱えつつ日々実践している職員もいると認識しております。

有効な対応方法として、悩みをひとりで抱えず、相談できる人がいること、また学校組織として解決に向けて対応することがあります。

町管理運営協議会で、各学校の情報交換が行われますので、早目の情報共有、早目の対応に心がけております。

また、学校にはスクールカウンセラーが配置されておりますが、カウンセラーは子供や保護者への相談活動だけではなくて、教職員の悩み相談にも従事しております。

最後に、6点目の組織マネジメントについてお答えします。

学校組織の活性化及び教職員の意識改革、人材育成は、教育推進上、大変重要な要素であり、永遠の課題でもあります。

前にも触れましたが、教育委員会では毎月各学校の校長と、また必要に応じてこども園の園長を含めて町学校管理運営協議会を開催しています。

管理職に対しては県教委主催のマネジメント研修も開催されておりますが、毎年全員が参加するわけでもありませんので、協議会の中で、各教育課題についての情報提供や各学校の情報共有、そして町として全体で取り組むべき課題について共通理解をして教育活動を推進しております。

今まで述べてきましたように、教職員の負担軽減は、全国的な課題でもあります。教員が、時間的、精神的に余裕を持ちながら子供たちと接し、児童・生徒理解を充実しながら、それぞれの子供たちに合った方法を考えて実践することが子供たちのよりよい成長につながることは疑う余地のないことでもあります。町教育委員会も、そのために努力していきたいと考えております。

以上、川嶋議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） どうもありがとうございました。

大変細かく丁寧なご説明で、十分理解のほうをさせていただきました。感謝申し上げます。

今お話がありました1番の質問を振りかえてみますと、やはり教員では、教員しかわからない、やはり質問というものが1割ほどございます。そして3割については教育委員会……、

ごめんなさい逆ですね。3割が、先生方にはなかなかわからないこともあります。1割が、教育委員会ではわからない。教育委員会で回答ができるというような事実もございます。

問題は、客観的な6割の中で、項目ごとに分類しながら、驚いたことには県・国と調整しながらしていているということのお話を聞きましたので安心しました。

ぜひ、私の経験からも、非常に調査、報告、これが物凄く多いんです。教育委員会もそうなのですが、農政関係、物凄く多いと思います。これをカテゴリーを分類することによって重複をしない、精査することによって集約できるのではないかなというように思っておりますので、ぜひ進めて、今の現状で進めていただきたいなというように思っております。

続いて、2つ目の質問でございます。

こちらにつきましては、教職員の負担には事務的な業務の割合が非常に大きいと。生徒の名簿や成績や通知表や教務日誌といったような各種の作成する業務が非常に多いということもアンケート調査の中で6割、中学校によっても5割というような調査が上がってきております。

昨年の質問にもしたんですけれども、平成18年の文部科学省の実態調査を見ますと、小学校で59時間50分、そして中学校で74時間10分と、これは残業時間と、そして家に持ち帰って行く仕事、時間の合計の時間帯でございます。これは、前にもお話ししたとおりでございます。その持ち時間、持ち帰る時間帯が、小学校の場合は25時間20分、中学校が21時間50分と、普通の残業をやられている以外に、自宅に持ち帰ってやられてきていたのではないかなと。

10年経ちまして、この28年度、現状についてお聞きしてまいります。

それでは、持ち帰り時間が10年後、平成28年で、こども園を含む各学校の教職員の皆さんは、現在でも風呂敷残業は行われているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 川嶋議員のご質問にお答えいたします。

残念ながら、現在でも、風呂敷残業ですか、持ち帰りの仕事は、各小中学校の教職員ございます。

特に、時期がございまして、成績処理の時期、評価をする時期におきまして、テストの丸つけ、答案の丸つけ、そして通知表の補助簿等の記入等、これは普通の勤務時間内では終了できないので、家庭に帰って仕事をしていると、そういう現状であります。時期的に残業が、持ち帰りの残業が増えるということでもあります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） すみません。こども園も含めてということでございましたので、ちょっとこども園の状況でございますけれども、こども園につきましても少なからず持ち帰り残業等やっておるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

これが、先ほど41年、昭和41年ごろになりますと、非常に風呂敷残業と、生徒が多かったんですけども、風呂敷残業はなかったかといいますと、私の母も教員ですので、帰って夜遅くまで通知表をつけたり、明日の授業の準備をしたりやられている姿を、小さいときから見てきておまして、それが今の現在に、平成28年、現代になりましても残っているということは、やはり教職員に、家庭を持つ、お子様を持つ、そしてあるいは介護をしなくては行けない事態の方々のいろいろな事情の家庭があるのではないかなと。

十分、その辺は教育委員会としても、町長さんとしても、カバーをして、何とかその辺がうまくいかないかどうか、また研究をしていただきたいなというように思っております。

次に、学校のホームページの作成、そして更新により、簡易にできることで、学校からの情報発信を強化して、保護者や地域の理解や参画を得た学校運営の推進を図ってほしいと思っております。

そのためにも、この長柄町の各学校につきましては、ながらこども園についてはホームページがございます。しかしながら、更新をしているような状態ではございません。

小学校、中学校におきましても、以前も質問したように、ホームページを立ち上げまして、家庭と学校と地域で支えられるような対応をとっていき事務負担を減らすべきではないかなと。通知できることは通知、ホームページで公表していくと。開かれた学校づくりを期待しておりますが、学校のホームページの簡易作成システム、CMSというソフトがあるんですけども、こちらを導入し業務量を減らすことで負担の軽減が図れると思っておりますが、ご見解を聞きたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 川嶋議員のご質問にお答えいたします。

現在、小中学校は、ホームページを開設してございません。

校務の情報化は、保護者に対して多角的な情報提供ができるようになったり、また緊急時

の子供たちへの一斉配信ですか、メールの配信等、またホームページの作成が、更新が手軽にできると、そういうような認識を持っているわけなんですけど、保護者とのつながりも、ホームページを作ったならば、非常に保護者との関係構築も、非常によくなるのではないかなという認識を持っております。

しかしながら、現在は、小中学校、ホームページございませんので、ひとつご理解いただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

ぜひ、これ、私も前から言っているんですけども、確かに顔写真や、いろいろな個人情報漏えいして危険なおそれがあるということも認識しております。

しかしながら、現代の社会、ネット社会と言うんですか、各学校でもホームページ、多く立ち上げられておりますので、ぜひこのソフトを使って負担の軽減を図るように、また研究をしていただければありがたいというふうに思います。

④の外部指導について、こちらのほうは質問をいたしませんけど、先ほど、必要なときには、そのときに応じて指導、対応をしているということでありありがとうございます。

これは、なぜかという、文部科学省の学校支援地域本部の概要の中に、これからの教育は、学校だけが役割責任を負うのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携、協力のもとで進めていくことが不可欠でありますよと、このようにうたわれております。大いに、このことを考えながら、地域の助けていただけたところは大いに助けていただければ、より負担の軽減も、先生方も自分の時間や向き合う時間、できてくるのではないかなと。決して部活動の担任がいけないとは言いません。非常に時間をつくりながら生徒と触れ合うということは、大いに大切なことでもありますので、その辺はまたご努力のほどをお願いしたいと思います。

次に、⑤、5つ目なんですけど、教職員が心身ともに健康を維持し、教職・教員活動に専念できる労働環境を確保するためには、職員のメンタルヘルス対策の改善が、やはり不可欠であります。

メンタル不調の未然防止が重要であり、労働安全衛生法に基づくストレスチェックの適正な実施が望まれることが重要と考えますが、現在、教職員に対して町は産業医の実施体制、また面接、指導体制が整っているか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 川嶋議員のご質問にお答えいたします。

現在、一般の教職員に対しては、心の健康に関する意識啓発、ストレスチェックや気軽に相談できる相談窓口等を設置して、またその周知を図っているところでございます。

また、メンタルヘルス研修会が、県で主催されておりますので、管理職部門、また養護教諭、一般職員部門、それぞれ毎年、各学校、その研修会に派遣して研修に取り組んでいるところです。

産業医の実施体制及び面接の対応はというようなことでございますが、50人以上の職場、また事業主を対象に、この産業医というのがあるかというふうに認識してございます。

しかしながら県教委のほうは、50人単位の今、教職員の学校は非常に少ないと。県教委丸めて、ひとつメンタルヘルスのほうのストレスチェック等行いましょうというようなことで、今動き出しているところでございます。今、努力事項ということで受けております。

今、学校のほうでは、メンタル不調者が出た場合は学校医の先生にご相談して面談を受けると、そんな体制を今とっておるところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

数字50人以上というのは、私もわかりませんでして、小学校、中学校合わせて50人以上いるのかなというように思っていましたので、大変失礼しましたけれども、やはり一番重要なところは、人数が50人以下であっても以上であっても、やはり先生方の悩みは非常に大きい、辛い。

実は、この前もお話したように、千葉市で20、お名前は言えませんが、20代の、結婚したばかりで、非常に悩んでいて、鬱になるんだということで懇談会を開きました。お話を聞いてあげただけで、帰りは元気に帰りましたけれども、ちょっとした言葉使い、ちょっとした思いやりが、相談できる相手がいれば、気の休まる場所ができるのかなということで、いち早く、その状況を見抜いて面談、面接をしていただければなど。またその後に、療養休暇に入りましたら、フォローアップを、ぜひとっていただきたいなど。そして、私からのお願いは、人間関係が構築されていないのが、家庭に問題があるのか。いわゆる保護者に問題があるのか。その辺を十分にお話を聞いていただきながら、また人事の配置等も十分に検討していただきたいなというようにお願いを申し上げます。

教育委員会の質問につきましては、これで最後といたしますので、ちょうど時間、いいこ

ろですので、一つ……。もう一つ、宣伝をさせていただきたいと思いますが、きらめきという、この広報紙がありまして、もう先生などは皆さんご存じだと思うんですけども、これ女性部なんです。これ見たときに、非常に悩み、教職員の負担、思いが、県に要望を出されています。

開いていきますと、私が知り合いの女性も長柄町に勤めていた先生も載っておりましたので読ませていただいたんですが、女性には女性にしかわからない、病気と言うと怒られてしまうんですが悩みがございまして。ぜひ皆さん方も、女性のことの、このチラシを、もう一度お読みになっていただきまして、県のほうは認めないよなんて強いことを書いてありますけれども、そうではなく、聞く耳を持っていただきたいなというようにお願いいたします。

最後に、平成25年度、千葉県に分限処分者数の状況を見ますと、心身の故障で休職されています職員が870名おります。そのうち、教育委員会で心身による故障で分限処分を受けている方が526名、全体の61%を占めております。2番目が警察官、あとは知事部局と企業庁とか、こういう数字になっているんですが、断然、教職員が多くいます。

この中で、分限処分は、勤務が悪いから、よくないからだけではなく、やはりこういった、何ていうんでしょう、十分、職を十分果たせない方々に与えられる分限処分の方々がございまして。非常に大きな数字でございまして、これを踏まえまして、平成28年度の東上総教育事務所の重点目標の中に、事務職員の研修を通じた実質上の向上及び精神的な負担と軽減、また教職員の多忙化解消、メンタルヘルスの推進を、28年度重点目標でやっていきますよと、このように書かれております。

その後の現在までの対策、状況をお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 川嶋議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の事務職員の研修会についてですけれども、事務職員の職務の明確化ということで会議を開いてございます。

そしてその中で、事務の共同実施により、事務の合理化、効率化を進めるということで、町ごとに、町単位に、事務職員さんが集まりまして、各学校の事務の処理について適正かどうか、町単位で事務さんが集まって確認をしていると、そういうような取り組みがございまして。

そして2点目ですが、教職員の多忙化解消についての取り組みでございまして。

何点かございまして、主に教職員の意識改革の面がもうございまして。

1点目が、ノー残業デー、また家庭の日、ノー部活動デー等の月行事、また週行事等の記載、職員に周知するということでもあります。

2点目が、会議時間の短縮のため、会議資料の事前配付、そして会議や打ち合わせの精選、内容の終了時刻を事前に告知する。

3点目が、4点目が、業務の多い分掌について、担当を複数配置する。ひとりで多くの仕事をさせない。仕事の量を分散化するということでもあります。

そして5点目が、モラルアップ委員会による多忙化解消へのテーマとしてボトムアップ型で話し合わせるということで、職員間で多忙化解消をどうしたらいいのかというのを話し合わせると、そんな取り組みが具体的になされております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

教育委員会のほうの質問は、これで終わりにしたいと思いますが、続きましてサポステについてお聞きしたいと思います。

実は、私12月に入りまして、町民の中で電柱の問題で悩んでいる方がおりまして、その関係上、茂原市役所のほうに、ちょっと行ってきました。9階の千葉南部、失礼、南東地域若者サポートステーションに顔を出させていただきまして、いろいろとお話を聞いてまいりました。

そこで、担当するのがどこですかということで、厚生労働省ということで書いてございます。

そのとき、12月のサポステ、いただいてきたんですけども、ちょうど刷り上がっていたものでもらったんですが、11月のサポステ。ここはどこが担当するのかと聞きましたら、産業課とか農政課とか商工課だというようなお話を承りました。

そこで、教職員は、先生を卒業されても、20年、30年というのは、卒業させた子供がどうなったんだろうとか、まだ鬱じゃないのかなとか、引きこもってないのかなとか、心配だそうなんです。

現職でありながら、そういうまた違った意味での負担を抱えていますので、そこでお聞きしたいんですけども、行政もサポートをしているのかどうかということで、若菜課長さんにお聞きしたいんですが、平成28年の11月の、このサポステ見ますと、長柄町の子供たち、後で何か詳しく説明があると思いますが、6%、登録者数が。いるんです。ですから、この

6%の方々、どのようなサポートを、これからしていこうと思うのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） それでは答弁させていただきます。

今、議員がおっしゃりましたとおり、本事業につきましては、厚生労働省が委託事業ということで全国に設置されておるものでございます。県内には、8カ所、設置されておりまして、さまざまな理由によりまして、仕事につくことが困難な若者のために、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談からコミュニケーション訓練、また協力していただける企業さんへの就労体験とか、そういったものによりまして、自立に向けた支援を行っている団体でございます。

ご質問にありましたように、本町でどのような形で対応ができるかというようなお話でございますけれども、今申し上げたように、就労体験というような観点から申しますと、本町では農業を体験していただくというような視点ではグリーンツーリズムにおける田植えだとか稲刈り、また季節の野菜の収穫などという農業体験を行ってございますので、就農、そういった興味のある方についてはよろしいかと思えます。

また、本格的に就農を希望される方におかれましては、過去に稲作農家さんや畑作農家さんに、それぞれ指導を受けて自立した方、就農した方ということの事例もございますので、そういったご案内もできるかと思えますので、ご活用いただければというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

そこでひとつお願いしたいのは、せっかくこのサポステができましたので、ぜひホームページ、長柄町のホームページ、掲載されているかどうかわかりませんが、広報に、やはり長柄町に登録者がおりますので、広報に、毎月とは言いませんが、年1度や2度、長柄町の住民にお知らせしてもらって、町全体でサポートしていければ、安心して子供たちも自立していける。家族が一番心配だと言っていましたから、その辺を応援していただきたいなど。ぜひお願いいたします。

最後に、こども園の関係の教職員というんですか、教諭についてお聞きしたいと思えます。実は、先日の決算委員会の席で、私のほうで、大変、質問したことが間違っておりまして、

お許しいただきたいんですけども、先日、私のほうで質問をいたしましたのは、こども園が137名の子供がおりますよと。実際に、いつけががあるか、いつどういう状態になるかわからないので、保健師さんをお願いしたいということでお話ししました。温かい意見や同調もいただきましたけれども、これは、いわゆる、昨日検討するというお話が出ましたけれども、検討していただきたく提案したことであって、十分な時間をとってもらって、どういう体制がいいのかということで質問いたしましたところ、昨日また質問が出ましたので驚いたんですけども、時間をかけていただきたいなど。そして、保育士というのが、私言ってしまったんですが、これは間違いでございました。

もう一つは、子供たちにけがや何か起こったときに、シャープ8000番がございませう。今まで、子供たち、学校でもそうなんですけれども、学校は養護教員がいますので、こども園はおりませんので、シャープ8000番を使ったことがありますか。多分、ないと思います。

というのは、時間帯が千葉県合わないんです。ほかの都道府県見ると、朝9時までやられているところがあるんです。千葉県6時までなんです。ですから生徒が来る前に、シャープ8000番が活用できない、こういったデメリットが、というか、改善してもらわなければいけないところもあろうかなと。それによって保健師、看護師などがいなくても、とっさな対応の先生や、そういう状況が聞けるのかなというように思っております。

でも今現在の千葉県では、なかなか難しいですので、またその辺も検討材料として、検討するって言っちゃいけなかったんですね。でも検討材料として、十分理解をしていただきたいなというように思います。

そこで、保育士ではなく、これは法律が決まっております、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律という法律が、認定こども園をつくる18年度にございました。その中には、主幹養護教諭、そして養護教諭、または養護助教授が、法律上置くことに努めなければならないということで、努めなければならない法律なんです。これが学校教育法になりますと、置かなくてはならない。

ですから、この文科省と厚生省の違いがはっきりと違うんですが、やはり努めなければならない、置くことに努力しなくてはならないということは前向きにしなければなりません。

そこで、時間がなくなりましたので、小林課長申し訳ないけれども、質問はしなくて結構ですので、ぜひ、この6年間、こども園が設立されて6年たったんですけども、やはりこういう法律規定があります。一日も早く、この法律に準じて、見直しを図っていた

だきたいというのが1点、これは養護教育、要するに退職された養護教育者でよろしいと思います、ベテランのですね。小学校に勤めていて、そういう方々が協力できるのであれば、ぜひお願いしていきたいなというように思っています。これは法律です。

そして、ただ置けばいいという問題ではなくて、これを条例化しなければいけないんです。ですから、この分掌をするときには条例化を制定していただきたいというように要望をしておきます。

最後に、残り1分となりましたところで、私のほうから感謝を述べさせて、本年度最後の一般質問とさせていただきます。

実はこども園では、年少さんから年長さんまでの子供さんは上履きを履くんです。しかし、乳幼児、赤ちゃん、上履きを履けません。これも認定こども園法という法律がありまして、匍匐しない赤ちゃんには乳幼児室をと、また匍匐する乳幼児には匍匐室をとという決まりがございます。

そんな中で現在、子供も支援室、子育て支援室、そして赤ちゃん、乳幼児の床が冬になると物凄く冷たいんです。冷たいところに来て、裸足や靴下、これ大変辛い毎日でありましたところが、このお話を健康福祉課長さんにお話ししたら、翌日、こども園の園長先生と荒井係長さんも含めて相談してくれまして、見事温かい床になりました。子供たち大喜びで、先生もよかったなというように負担の軽減、荷が一つ下りたなということでございました。

今年の冬は、快適に伸び伸びと、その部屋で体を動かし遊ぶことができます。大変私としても感謝申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で川嶋朗敬君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時10分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、議案第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、関連がございますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例及び議案第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

両議案とも、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による、所得税等の非課税に関する法律等の一部改正に伴うものでございます。

議案第1号では、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を追加するとともに、所要の条文整備を行うものであり、議案第2号につきましては、町民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含めるものとするものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 議案第1号 長柄町税条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等の一部改正の背景についてご説明いたします。

日本と台湾の経済関係は緊密で、租税条約のない国、地域の中で、最大の直接投資相手でございます。一方、台湾との関係に関する日本の基本的な立場は、台湾を国家とせず非政府間の実務関係として維持するものでありますので、国家間の国際約束である租税条約を締結することができません。

そこで、台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するために、日本側の公益財団法

人交流会と台湾側の亜東関係協会との間で「日台民間租税取決め」を結びました。その取り決め内容を、日本国内で実施するための国内法を整備し、台湾を租税条約締結国と同様にするものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表でご説明させていただきます。

1 ページをご覧いただきたいと思います。

20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を新たに制定いたします。第1項中の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律とありますのは、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正により、題名が改正されたものでございますので、同じ法律ということでご理解いただきたいと思います。

この第1項の規定の中で特例適用利子等とありますのは、これは国内居住者または国内法人が支払いを受ける対象事業所得のうち、外国において、その法令に基づき、当該居住者または国内法人が構成員となっている当該外国において設立した団体の所得として取り扱われるものを、これを特定対象事業所得ということになります。この特定対象事業所得のうち地方税法第23条第1項第14号に掲げる利子等を特例適用利子と言います。

この利子につきましては、総合課税とせず分離課税として、3%の所得割を課することを規定するものでございます。

次に、対照表の3ページになります。

20条の2第3項になります。

これも特定対象事業所得のうち、地方税法第23条第1項第15号に掲げる配当等に該当するものを特例適用配当等といたしまして、総合課税としまして分離課税で3%の所得割を課することを規定するものでございます。

その他条文は、20条の2第1項及び第3項を規定することにより波及する条文の整備になります。

次に、5ページになります。

20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例になりますが、これは改正前、20条の2であったものを20条の3に繰り下げ、条文の整備を行うものでございます。

続きまして、10ページでございます。

附則で、施行日を平成29年1月1日といたしまして、経過措置といたしまして、特例適用

利子、特例適用配当等は平成29年1月1日以降に支払いを受けるものと限定し、町民税を課税するものでございます。

続きまして、議案第2号 長柄町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

ただいま、町の税条例の一部改正でご説明いたしました特例適用利子及び配当等は、所得税につきましては分離課税となりますけれども、国民健康保険税条例では課税額を算出する際には、その合算額に含めるものいたします。10項で、特例適用利子等につきまして、11項で、特例適用配当等につきまして、新たに規定するものでございます。

施行日は、平成29年1月1日、適用区分につきましては、平成29年1月1日以降に支払いを受ける特例適用利子及び配当につきまして適用させるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第4号）、議案第4号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第4号）、議案第4号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。1,389万3,000円を追加し、補正後の予算額を41億106万9,000円とするものであります。

まず、歳出の全般的事項から申し上げますと、人事異動に伴う人件費の増減がございます。また、人件費以外の主な内容を款別で申し上げますと、総務費では、桜谷自治会の集会施設等整備事業補助金、ふるさと納税寄附金の増加に伴う委託費等の増、民生費では、民生委員の地域福祉活動の負担軽減のため創設した民生委員協力員の報償の増、農林水産業では、多面的機能支払交付金現地確認業務等による増、土木費では、通学路の危険箇所を除去するための交通安全プログラムによる対策工事等の増、消防費では、防火水槽設備工事の増、教育費は、ながら号管理運行業務の外部委託による増、災害復旧費では、台風9号による針ヶ谷地先畦畔崩落復旧工事に伴う補助金の増となっております。

これらの経費に対し、歳入では、後期高齢者医療給付費の負担金の精算金のほか、充当財源といたしまして繰越金を充当するものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、補正額は159万7,000円の追加で、補正後の予算額は12億3,956万2,000円となります。

主な内容を申し上げますと、人件費によるものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、補正額は174万1,000円の追加で、補正後の予算額は7億2,384万6,000円となります。

主な内容を申し上げますと、人件費によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第3号 長柄町一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げますと、本補正予算全般的なものとしたしましては、人事異動に伴う人件費の増減がございます。これは9月定例会でも行いましたが、今年度当初予算編成時と本年4月1日の人事異動による職員の人員配置が異なるためのものでございまして、一般会計と国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計を合わせた人件費トータルの金額は変わっておりませんので、2節給料、3節職員手当、4節共済費にかかわるものにつきましては説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

まず、2款1項3目防災対策費、11節需用費、消耗品費2万8,000円の増は、職員用防災ジャンパー6着の購入費でございます。

次に、2款1項4目財政管理費、11節需用費、消耗品費1万5,000円の増は、ふるさと納税返礼品のゴルフ場利用権の複写防止の用紙代となっております。また、13節委託料264万3,000円の増は、ふるさと納税の寄附金額の増に伴う委託費の増でございます。

次に、2款1項6目財産管理費で、まず財産管理事業、11節需用費、修繕料60万7,000円の増は、庁舎南西側の外壁の補修工事でございます。同じく庁内ネットワーク管理事業、11節需用費、消耗品費23万4,000円の増は、今年度に入って実施いたしました地方公共団体情報セキュリティ強化事業に伴い設置した複合機のトナーカートリッジ代でございます。

次に、2款1項9目諸費、19節負担金補助及び交付金の補助金29万円の増は、自治会集会施設等整備事業補助金で、桜谷集会所外壁屋根塗装工事に対する補助金でございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費です。

12ページ、13ページをお願いいたします。

8節報償費13万2,000円の増は、新たに民生委員協力員報償として33名の協力員に対し月額1,000円、今後、年度内の4カ月分の報償となります。

次に、3款1項5目国民健康保険費、28節繰出金159万7,000円は、国保会計への繰出金です。

その下、同じく 7 目介護保険費も同様で、174万1,000円は、介護会計への繰出金となります。

14ページ、15ページをお願いいたします。

5 款 1 項 3 目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の補助金2,000円の増は、農業近代化資金利子補給補助金で、新たな資金借入れがあったため、利子補給額の増でございます。

次に、5 款 1 項 4 目農業基盤整備費で、まず多面的機能支払交付事業、13節委託料31万4,000円の増は、田代地区、約 7 町歩が新規に追加となったための現地確認業務の増でございます。同じく、鳥獣被害防止対策事業、1 節報酬 9 万9,000円の増は、三町合同有害鳥獣駆除の実施回数が当初予定より 1 回増となるためのものでございます。

次に、5 款 1 項 5 目都市農村交流事業費、11節需用費、光熱水費110万円の増は、さくらの郷の光熱水費です。さくらの郷は、7 月に独自の設備投資を実施し、それに伴い、電気、水道の使用量が当初の予定よりも上昇したことによるものでございます。

なお、この光熱水費については、施設利用者の負担となるため、同額が町に入りますので、いわゆる立て替え金の形となるものがございます。

次に、7 款 2 項 1 目道路維持費、道路排水路維持事業、15節工事請負費350万円の増は、主にこの夏から秋にかけての長雨等により、緊急の道路維持工事が多発した関係の対応分でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

7 款 2 項 2 目道路新設改良費、まず要望路線改良事業の15節工事請負費90万円の増は、町設置型浄化槽整備事業における既存排水路までの接続排水路の整備を行うもので、船木、下味庄ほか 1 の 3 基分に対応する工事費でございます。

同じく、交通安全プログラム対策事業の15節工事請負費130万円の増は、本年度の通学路合同点検により、早期対策が求められたもので、下味庄集会所付近の道路転落防止柵、こちらは河川への転落防止で、その設置工事費となります。

次に、8 款 1 項 2 目非常備消防費、15節工事請負費100万円の増は、船木・大庭地先の防火水槽を適切な状況に保つための緊急対策用工事費でございます。

次に、9 款 4 項 1 目社会教育総務費、ながら号運行管理事業、13節委託費169万2,000円の増ですが、現在ながら号はシルバー人材センターに運行業務をお願いしておりますが、受託困難とことから、急遽外部委託することとしたもので、この補正額は12月から 3 月までの年度内の対応をするためのものがございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

10款1項1目農林水産施設災害復旧費、19節負担金補助及び交付金の補助金3万7,000円の増は、針西地区において台風9号による水田の畦畔崩壊が発生し、土地所有者自身が災害復旧を行うもので、長柄町農地及び農業用施設に係る小規模災害復旧事業費補助金交付要綱にのっとり3割以内で補助するものでございます。

以上が歳出の説明でした。

続きまして、歳入を説明いたします。

8ページ、9ページをご覧いただきたいと存じます。

先に、20款3項3目1節雑入499万4,000円は、平成27年度の実績により広域連合より後期高齢者医療給付費負担金が返還されるものでございます。

19款1項1目1節前年度繰越金889万9,000円は、今回補正の不足分を充当するものでございます。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、特別会計でございますが、議案第4号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第5号 長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、先ほど町長からの提案理由のとおりでございます。歳出は人件費、歳入は一般会計からの繰入金となっております。

以上で、私からの補足説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

それでは、1点だけ質問をさせていただきます。

11ページの財政管理費の19節、節はこれは何節……。委託料ですね、13節の委託料。ふるさと納税関係なんですけれども、この委託先は、2点ずつお伺いいたしますけれども、委託先はどことどこで、それから委託料率はどのくらいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 委託先は2カ所、2法人になります。ふるさとチョイスとい

うのと、さとふると、その2つになります。

あともう1点、委託料は、納税額の、さとふるが納税額いただいた額の、いただく額の12%になります。それから……、ちょっと待ってください。

〔「大体同じぐらい」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） いや、1%ぐらいです。1%ぐらいです。ふるさとチョイスのほうは。

すみません。正確な数字、またちょっと後でよろしいでしょうか。ごめんなさい。後でお答えさせていただく。すみません。

○議長（月岡清孝君） では後ほど、答弁のほうをお願いします。

大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ほかの質問で。

これまで、28年度ですか、寄附金が何件で、総額で幾らあったのか、返礼額は何パーセントぐらいをしているのか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 12月の第1週、頭で、件数で1,502件、金額で総額2,915万2,000円、手持ちの資料でそのようになっております。

返礼率につきましては、それぞれ各事業所さんによって違いますけれども、予算の中ではおおむね50%ぐらいで考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） やればできるんじゃないですか。私は、実施計画のとき、100万、100万円ということで、非常に消極的だということで、執行部に相当強く言ったんですけれども、たった1年で3,000万円、3分の2ですか、12月まで、これだけが、納税寄附金上がるんですよ、ちょっとしたことで。職務怠慢とは言わないけれども、アンテナが少し低いんじゃないかということを私はちょっと言いたかったんです。

しかし、昨年大多喜町が、18億円とも言われています。睦沢町が9,600万円というような、私、情報が入っていますけれども、まだまだこのふるさと納税寄附金の、やり方によっては、かなりの上がると思いますけれども。

それから、今、諸経費あるいは委託費を払って、12月まで2,915万円が納税寄附金と集まったんですけれども、その経費を引いた残はどのくらいになっていますでしょうか、現在で。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 経費を引いた残につきましては、ちょっとお答えできる資料がございません。

それぞれいろいろと変わってきておまして、個々に違う状況でございますので、幾らというのはちょっと今持ち合わせておりません。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 返礼品の返礼率なんですけれども、今日も茂原市も出ていましたけれども50%、おおむねですね、どこもそのぐらいだと思うんですけれども、私、長柄町の返礼品のラインナップを見たとき、ちょっと50%はっていないような返礼品がかなりありました。計算してみると30%ぐらいの返礼率というのがかなりありましたので、もう一度見直していただいて、できるだけ返礼率のラインナップ、あるいは返礼率を考えていただきたいというふうに考えております。

さっきのふるさとチョイスの、ちょっと話なんですけれども、1%という、ちょっと小さい声で聞こえたんですけれども、この辺のところを、もう1回、きちんと精査して、お示しを願いたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（月岡清孝君） そのほか質疑ございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 一般会計のほうでございます。

10ページ、11ページの2款1項4目、今、大岩議員さんのほうからありました13節委託料の関係でございます。

私が勘違いしていたらごめんなさいということなんですけれども、このふるさと納税関係で、今回、委託料ということで264万3,000円計上ということなんです、当初が37万8,000円ということだったと思います。

それで、歳入において、当初予算が、17款の一般寄附金ということだと思っております、これが100万円のふるさと納税ということで計上されています。また歳出において、やはり当初予算、2款1項4目8節で、ふるさと納税謝礼25万円が計上されていますけれども、ともにこれ補正予算で変動していないと。

にもかかわらず、なぜこの委託料だけが増となっているのかを、ひとつ伺います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 歳入につきましては、年度末に、年度末、ごめんなさい、3月に一括で歳入のほう、額の確定、ほぼ確定という段階で計上させていただきたいと、このように考えておりました、現補正予算の中では載っていないという状況でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

〔「答弁漏れ、歳出」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 大変申し訳ございません。

謝礼につきまして、この、もう一度調べ直しまして、的確にお答えさせてもらいたいと思います。大変申し訳ありません。お時間をいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 次に、12、13ページ、3款1項1目報償費です。

説明のところでの分類としては、社会福祉総務費ということで、報奨金、民生委員等ということで、これについては民生委員の協力員の設定をしたということの中で、そのための増という形で伺ったんですけれども、協力員さんについては、各自治会から1名ずつというようにお話を伺っておるんですが、33名ということになりますと、長柄町全部で46だか7、8ですか、自治会あるということなんですが、その差分ですね。それは、自治会には協力員がないということになると思うんですが、その辺の今後の対応はどのように考えておるのか、伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 民生委員等ということで、民生委員の協力員の関係でございますけれども、先ほどおっしゃられたとおり、自治会、48自治会ございます。

そのうち、民生委員さんのいる自治会につきましては15自治会、残りの33自治会につきまして1名の協力員をお願いしているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 了解いたしました。

次に、14ページ、15ページでございます。

5款1項4目13節委託料のところなんですが、鳥獣被害防止対策事業ですか、その報酬

なのですが、この3町合同有害鳥獣駆除は今まで何回、この後にもう1回ということなのですが、あと、今までに何回行ったのか。

そして、この99万円の内訳を、ちょっと教えていただきたいんですけども。9万9,000円ですね、失礼いたしました。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

年度当初では、4回ということで、雨天によります中止を見込んで4回とさせていただいてございました。

その後、本年の実施計画を調整したところ、実質5回できることで、秋3回、春2回という形で毎年実施してございます。

年度当初では、4回を見込んでいたところ、実施計画によりまして5日間としたために、予算を1日増やしたものでございます。

9万9,000円の内訳でございますが、実施隊員が33名いらっしゃいます。1日当たり3,000円という報酬によりまして9万9,000円を増額させていただいたものでございます。よろしくをお願いします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 了解いたしました。

次に、16ページ、17ページです。

9款4項1目の13節委託料で、ながら号の運行管理事業ということで、先ほどの説明ではシルバー人材センターから外部委託ということで、これが増えたということなのですが、このシルバー人材センターのほうで、なぜ受けられなくなったのか、その理由を伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） シルバー人材センターにつきましては、ドライバーがいなくなったということで受託できないというようなことでございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） この当初の予算が145万2,000円ということで、補正が、その倍以上ということで、これは大変なことだなというふうに思うんですが、残りの、今年度の残りの分

ということで、これが単年そっくりということになると、大変な額に、さらに膨らむということなんですけれども、この169万2,000円の根拠をちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 松本生涯学習課長、答弁願います。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） こちらの根拠ですが、12月につきましてはシルバー人材センター等に頼んだ、ながら号運転の運行を頼んだ分と、残り12月、残りがあったんですが、その残りにつきましては、ながら号の運転のみではなくてバスと一緒に、バスと運転手を委託したという形になります。

1月から3月につきましては、ドライバーを委託して、ながら号を運転してもらうという形になっております。

件数につきましては、27年度の実績をもとに補正額を算定しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） そうしますと、来年度の予算の話になってしまいますけれども、来年度も、このシルバー人材センターのほうには期待ができないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

先ほど、生涯学習課長から答弁がありましたとおり、11月16日の運行の分から、シルバー人材センターのほうで運転業務ができないというようなことで、今年いっぱい、12月、今月いっぱい、バスを含めて運行業務をお願いしているところでございます。

年明けからは、ながら号を使って、運転業務だけを委託するというようなことで手続を進めております。

新年度になりますと、当然シルバーさんのほうにも打診したんですけれども、シルバー人材センターとしては、これまで在籍しておりましたドライバーがいないということになりますと、ながら号の運転業務の受託は困難というようなことから、専門のバス事業者から業者選定をし、新年度につきましては、シルバー人材センターにお願いしています費用よりも上がるということになると思います。おおむね倍くらいにはなるのかなというふうに思います。

これにつきましても、従前、シルバー人材センターに業務を委託する以前は、同様の金額を支出していたものでございますので、あわせて申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） シルバー人材センターさんに一方的に、そのドライバー確保を預けてしまうと、やはり限界があるのかなと思うんです。

ですから、広い、いろいろな人脈もあると思うので、シルバー人材センターさんのほうの助っ人という形の中で、ぜひ町のほうも、その辺の人材確保をしていただけないかなと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ただいまのご質問ですけれども、大型バスの運行業務ということで、専門性あるいは事故対応、危機管理等を含めまして、シルバー人材センターというよりも町で直営で実施するか専門業者に委託するか、いずれかだと思えますけれども、町といたしましては、シルバー人材センターに委託する前の、専門業者に委託していた形態のほうが、より利用者にとっても安全かつ人材の確保も容易というようなことから、今年度の残りにつきましても専門業者に委託の方向で準備を進めております。

また、新年度につきましても、同様の方法で業務を行うようなことで、今進めているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 今年度のことではなくして、来年度分以降、やはりこの経費というのは、非常な大きな部分になるということなんです。

ですから、町の中に、シルバー人材センターの雇用ができる条件というのがあるとは思いますが、そういう方が恐らくいるんじゃないのかなと。ただ、シルバー人材センターだけでは探し切れないというようなこともあるんじゃないかと思えます。

当初予算の中で、来年度の当初予算の中では、それは現在見つからなければ、そういう形の予算を組むにしろ、やはりその辺の努力をしてもらわないと、もしかそういう人たちがいれば、これは経費削減に大きく寄与するわけですから、その辺はひとつご努力いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ただいまのご提案につきましては、検討させていただきますけれども、現状のところ、現状では、シルバー人材センターとしては、こういったバスの運行業務については専門ではなく、有事の際は対応しかねるというような見解もございまして、現

状では受託が難しいということでございます。

では今まで何で受けたかといいますと、従前のバスの業者で運転業務を行っていた方が登録してくれたということでできたんですけれども、現状ではできないということで、山根議員さんのおっしゃるような点につきましても、今後含めて考えていきたいと思っておりますけれども、ながら号の役目も続けてありますので、当面そういった形で実施しながら、そういった形も検討していく。

行政改革の中でも、一つの項目として上げてありますので、町、庁内全体として検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） そのほか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） すみません。ちょっとふるさと、委託料で聞き漏らしたことがあるんですけれども、ふるさとチョイスと、それからさとふるの、この割合ですね。何パーセントか、何対何とか。

それと、一番特産品で人気のある商品ベストスリー、ワン、ツー、スリーとかぐらいは、わかれば皆さんも興味もあると思っておりますので。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先程は大変失礼いたしました。

ふるさとチョイスと、さとふるさんの割合ですが、先程も、割合、数字で申し上げられなくて大変申し訳ないんですけれども、先程2,915万2,000円という数字でお答えしたと思うんですが、そのうちふるさとチョイスさんのほう、これはいわゆるゴルフ場の利用券になりますが、そちらが1,613万円、さとふるさんのほうが1,260万円、四分六でしようかね、かと思っております。

あと、人気のある。もちろん、ゴルフが今の数字のとおりです。ふるさとチョイスさんというのは、ゴルフ利用券しかやっていないので、まさにそれが大半なわけですが。

人気のあるもので言いますと、アンデルセンさんのベーコンとかウインナーとかのセットとか、その辺が非常に人気があるようでして、次に、道の駅ながらさん、それから3番目がこめ吉農園、新米の関係ですね、このようなのが上位かというふうになります。

先ほどの委託料、大変恐縮、申し訳ありませんでした。やはり納税額の1%でございます。そのかわり、さとふるさんは、全てやっていただく、発送まで、手配までみんなやってく

れるんですけれども、ふるさとチョイスのほうは役場の職員のほうで、いわゆる先ほど複写の防止の紙をとということで消耗品にも出しましたけれども、複写、町でそういうのをつくって送ってあげるというような、なっておりますので、いわゆる手数料というか、それは全部自前ですので、そのサイトを使って寄附を募るとということで、その1%という額になっております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ちょっと私何点かお聞きしたかったんですけれども、山根議員、大岩議員のほうでお聞きした件と重複しますので、今回は1点に絞らせていただきます。

まず、14ページ、15ページ開けていただきまして、5款1項5目、これで、都市交流センター事業費の110万円の。

これは先ほど、課長からお話しいただきました光熱費のお金を支払うんですけれども、後から返ってくるというお話だったと思うんですが、これ、一時立て替え払いというような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） そのとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それで、ここを委託されている会社というのは、法人なわけですよね。一般企業ですね。

やはり常識的に考えますと、普通かかった費用については、一時立て替えるのは気持ちはわかるんですけれども、本来決算するときには自社の中で決算をされるのが普通だと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えします。

ご存じのように加工施設と、それから交流ターミナルとございまして、その交流ターミナルの中に一部共有部分がございます。

それらも含めまして、町が一旦お支払いして、その後、共有部分を除いた施設を利用しての方が、使った分については後ほどいただくというような形をとらせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） すみません。この、どうしてもこの事業については、過去何年か、もう歴史があるわけですよ。1年、2年で現状やっているわけではないですよ。そうしますと当然、ある程度の割合はわかるはずですよ。そうですよね。

ですので、もう一括払っとくだけけれども、それは返ってくる。理屈はわかるんですよ。わかるんですけども、もう別々、町で持つものと、個人個人が持つものというのは、ある程度わかっていると思うので、その辺の区別はできなかつたものでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） そのようなことはせずに、当然、借りているというか、賃貸を、電気料の契約をしているのは町でございますので、そういった形で長らくこういう形態をとっているということになります。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） では、今後も、一応そういう形をとるという考えでおられるわけですね。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 現時点では、そのように考えております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

その内容を、間違いはないと思うんですけども、十分精査してやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 池沢です。

今、三枝議員のほうから質問があった、ちょっとさくらの郷の関係ですけども、懸念しているのは、先ほどの歳出の説明ですと、さくらの郷が使用したために110万円補正をするんだというような説明だったですよ。

そうすると、もう、さあこの110万円の今回の増額補正というのは、さくらの郷の使用分だということですので、本来この予算のつくり方、確かに3月では精算をするんですけども、年度末でね。今回の場合のようなときは、110万円の歳入の雑入がないからおかしいんですよ。歳出ばかりが町で立て替えるような形で、歳入のほうで、雑入で110万円上げ

ておけば、それで行ってこいになるわけですから、3月で精算するにも、それでもえらますよという理屈が立つんですけれども、要は3月になると、はっきり言うと、井勘定になってしまって、わからなくなってしまうのが現状なんですよね。

だから、この予算のつくり方自体が、ちょっと不透明なようなものに見えてしまうので、110万円ではっきり使い方が、使った人がわかっているのであれば、雑入で110万円上げるべきだというふうに私は思いますけれども、今回は、これ直せということではなくて、次回のときには気をつけていただければというふうに思います。

それと、先程関連質問みたいで申し訳ないんですけども、山根議員が質問の中の17ページのながら号の運行管理なんですけれども、要は11月16日から12月の末までが、バスと運転手、これ、この両方を委託したんだよということ、まだ12月終わっていませんけれども、12月末まではこのバスと運転手を委託する。1月から3月にかけては、運転手の委託のみということで、総額169万2,000円という数字が上がっていますけれども、ちょっとこのバスの、バスプラス運転手と、1月から3月までの運転手だけの金額、月の金額が、ちょっと補正額の内訳わかれば教えていただけますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 12月が、15件掛ける6万円が90万円、1月が、8件掛ける3万3,000円で26万4,000円、2月が、11件で、同じく3万3,000円掛けまして36万3,000円、3月が、5件で、同じく3万3,000円を掛けまして16万5,000円となっております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 12月末までの予定件数ということは、大体わかるんですけども、1月、2月、3月についても、これは何ですか。もう申請があった件数を、この補正予算に見立てるんですか。

○議長（月岡清孝君） 松本課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 補正をつくる段階では、まだ件数ははっきりしておりませんでしたので、平成27年度の実績の件数になります。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） そうしますと、この委託先というのは、どこの業者になるんですか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 1月からのので。12月も含めてでしょうか。

〔「全部」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（蒔田 功君） 全部。

11月から、11月16日から12月分までは、茂原の船戸観光さんにバスともお願いしてあります。

1月からの分は、先般、見積もり徴収を行いまして、手続中でございますが、大新東株式会社が、4社見積もりをお願いしまして一番安かったということでございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 1点、11月から12月分なんですけれども、船戸観光ということは、これはバスが、船戸さんのバスじゃなくちゃいけないということで、バスまで委託をするようなことになっているんですか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 当初急な話だったものですから、近くの船戸さんということで話を持っていったんですけれども、ながら号の運行については、保険の関係等々がありまして、直ちにはできないということで、バスの借り上げ、運転手つきの、通常の観光バスですね、であれば、可能な限り対応していただけるということで、そちらにお願いしたところでございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 大体、内容的にはわかりました。船戸さんの場合は、バスも込みの委託じゃなくちゃだめだということで、12月末までは船戸観光さんの形で委託業務を行うということですね。

それで、今、今回の場合は、169万2,000円の補正でございますけれども、これ山根さんも懸念していたとおり、年度、新年度が、どの程度にこれ膨れ上がっていくのかというのが非常に懸念をされますので、町内の中にも、大型バスの二種免許、これは持ってなくちゃいけないんですか。ちょっとそこ1点。

○議長（月岡清孝君） 総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 今回、見積もりをお願いした際は、3年以上の経験がある者ということで見積もりはお願いしてはいますが、実際には、実際というか法令上は白ナンバーですので、二種免許は必要ありません。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） そういうことであれば、このながら、町民、できれば長柄町民がよろ

しいんですけれども、町民外の方も、たくさん大型免許を持って、そういうバスの運転手やっていた方もいらっしゃると思うので、そういうところも、今度新年度の委託内容について、運転手のみの委託にするようなことも可能だと思いますので、十二分にその辺は検討をしていただくようお願い申し上げまして質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私のほうから1点、7・2・2の15節、17ページ、流末浄化槽の流末整備工事でございますけれども、船木と、あと2カ所はどこでしたっけ、教えていただきたいと思います。

〔「違う、船木と下味庄」と呼ぶ者あり〕

○2番（鶴岡喜豊君） もう一つありませんでしたっけ。3カ所って言いましたよね。3カ所。船木と下味庄。もう1カ所。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長、答弁を願います。

○企画財政課長（白井 浩君） 私のほうで申し上げた言葉ですので。

先ほどは船木、下味庄、ほか1ということで申し上げました。今後もう1カ所ぐらい発生するであろうということで、確定というか申し出があるのは船木と下味庄、2カ所でございますが、今回3カ所分ということで、ほか1ということで先ほど申し上げました。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 3カ所ということでわかりましたけれども、この3カ所、じゃ1カ所はまだ未定ということで2カ所でいいですけれども、2カ所のそれぞれの延長ですね。それとあと、この末端の流末を整備する工法ですね。開水路にするのかパイプラインにするのか、合併浄化槽の排水ですから、パイプラインか開水路か。ではそれぞれパイプラインにしても、開水路にしても、大きさですね。私にすれば、少しでも小さいもので安いものという頭がありますので。またあと底地。それが青道があるのかどうか。民地ならば買収しなくちゃいけない可能性もありますし、民地で買収しないで借り上げ云々だったら権利が発生すると思うんですけれども、地上権等の権利をつけるのか、その辺お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまのご質問ですけれども、1点目が、開水路なのか管路なのか、大きさはどのくらいなのかというお話でございましたけれども、現在浄化槽の設置につきまして、まだ確定ではありませんので、協議を進めている段階でございます。

この辺の補助金も、今回補正予算に当然出しますので、その辺の回答も、まだ当事者には、この補正予算認められませんか、当然話も進みませんので、その辺の具体的な管路であるとか大きさであるとかというのは、まだ具体的には決めておりません。

それと、地上権の土地の所有のお話ですけれども、本年9月に一応、内規を設けて運用してございますが、この中には一応官有地のみをやるということで内規を作っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。官有地ということであれば青道があるということですよ。その青道が、何だ、土のまんま、土排のまんまでいけないから、じゃそうすると開水路になりますかね。

私考えているのは、開水路にしても、300ではなくて、今、用水路にも放流可能になりましたよね。用水路に放流が可能になりまして、用水路の場合240か250なんです。そうしたら、開水路にした場合、小さいU字溝、ベンチか何かで足りる、用が済むと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今、用水路と言われましたけれども、その……。

〔「官有地」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（内藤文雄君） 一般的に官有地、青道もありますし、町道の中でも、それは同じという理解でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ですから、青道にしる官有地、道路にしる、どのくらいの大きさか。私にしてみれば、それこそ予算節約ではないですけどもU字溝、300よりも240、短い60センチの長いものを長尺ベンチ、とりあえず少しでも安いものがあるかという考えがありますので、どのくらいの大きさのことを考えているのかと。

それこそ内規ができて結構年数たっていますよね。何件か今まで、過去に、こういう例、ないんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長、答弁願います。

○建設環境課長（内藤文雄君） この内規が、この9月に、必要に応じて策定したところでございますけれども、大きさの面につきましては、今のところ協議が来ている案件は新築の住宅を建てるというのが前提でお話が進んでおりますので、所有者の方が、その300は要らな

いということであれば、そういう協議には乗っていきたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 申請者が、300は要らないんじゃないかと、補助金を出す立場、町のほうが、300の浄化槽の放流ですから300、こんな大きいのは要らないじゃないかということ、240とかできると思うんですよ。

その辺を申請者が300だから、じゃ450だからといって、500だからといって、そんな大きいのは入れるんですか、入れないでしょう。

今それで、合併浄化槽も性能がよくなって、用排分離じゃなくて用水路にも流せるようになったと思うんですけども、用水路、あんな小さいじゃないですか、排水路あんなでっかいんですけども。そういう用水路で用が足りるんですよ、浄化槽の放流の場合。それだと300は要らないと思うんですけども。その辺なんです、私が聞きたいのは。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） それにつきましても、ケース・バイ・ケースで、自分の、例えば自宅で、その最後の流末に洗車した水を流したいとか、いろいろなご希望が、その方々によってあると思いますので、当然議員さんが言うように300でいいものを450、600いける人は、当然考えられませんので、その辺は工事をする方と相談をしながら決めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私は、町で、この放流先の整備をしてあげる、それに補助金をあげる、大変いいことだと思っているんですよ。以前は、放流先がないから、土排だから、浄化槽の水流れないから補助金の対象にならないよ、そういう時代もあったんですよ。

だから、大変いいことなんですけれども、ただそのいいことをやるに当たって、いろいろ諸問題があると思うんですけども、内規が9月1日から施行ですか、今私質問したら、もっとほかに出てくるかと思うんですけども、その辺の検討も、もう少ししてもらいたいと思います。

それで、今いいことだと言いましたけれども、町長、きのうの質問で、子供の公平性、給食費にしても、公正・公平性を保っていききたいという答弁がございましたけれども、公平性を保つということは、平等であるということなんです、私にしてみれば。

じゃこの内規で、5人槽について25万円以内って金額うたっちゃってますよね。さっき延長を聞いたのは、じゃ船木は20メートル、下味庄は50メートルの末端の整備をする。そ

れがみんな25万円超えた場合の2分の1、12万5,000円、両方とも20メートルの延長があっても50メートルの延長があっても12万5,000円ということでしょうかね。それでは私、公平性が保てないと思うんですよ。

私が考えているのは、水道部の増圧工事を聞きなさいよと、それだけなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長、答弁願います。

○建設環境課長（内藤文雄君） 内規を定めてございますけれども、議員さんおっしゃるように、公平性を保ちつつということで、延長が10メートルもありますし、100メートルもありますし、1キロもあるところも、中にはあるかもしれませんので、総合的に考えて、今回このような内規を作成いたしました。

つきましては、これにより事業をしたところは、当然まだ補正予算通過してございませんのでありませんが、これからまた運用して行って、さらにまたよりよい方法があれば、議員さんのご意見も含めて検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊議員。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっとかみ合わないんですけれども、要は本当に、10メートルも20メートルも50メートルもあって、みんな25万円超えて、みんなじゃ3人とも12万5,000円の額ということですよ、今の内規ですと。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 金額につきまして、議員さん内規持っておりますが、5人槽の場合、25万円に相当する部分の工事につきまして、町のほうで実施するという内容になってございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 25万円が限度額で、補助率、その2分の1を上げるものではないんですか。

9月1日施行の分の25万円以内とか2分の1云々は関係なしに25万円ということですか。じゃ、2分の1、限度額として、その2分の1、12万5,000円云々は、ちょっとカットしてもらっていいですけども、じゃ10メートル、20メートル、極端な話100メートル、これについても全部25万円ですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） それにつきましては、当然、かかった費用より町が工事する

ことはございませんので、それ以内ということで表現をさせていただいております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっとこのところかみ合わないで申し訳ないんですけども、ですから公平性、平等性保つために、延長で云々で25万円で限度額で切ってしまうのではなくて、増圧工事、勉強してもらって、ちょっと少し検討してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） すみません。簡潔にお聞きします。

重複して大変申しわけないんですが、民生委員の33名、1,000円掛けるということで残り3カ月。12月1日から民生委員の交代が始まりまして、要望どおり、こういう形で迅速に行動していただきましてよかったんですが、1,000円の根拠というのがどういう形なのか、まず1つお聞きしたいというのがあります。

それと、先程から、ながら号の委託管理費、運行管理費業務の話が出ていますけれども、私の考え方をいいます。

ながら号に乗るのは、子供たち、中学生、高齢者、長柄の町民の方々が生命を預けて乗るんです。これは、町の予算よりも重いんです、命は。それを、シルバー人材センターのほうに委託をして、安価で行うということ自体が私には理解ができない。一種免許、二種免許ではなく、やはり正当なる、やはり組織の企業の会社に委託業務を依頼して、やるべきが本筋ではないかなと、これが行政の役目じゃないかなと。それが、責任ある負担、府の責任だと私は思いますので、先ほどから安価、安価、安価って、これは前の方が低くやってもらった感謝なんです、継続して。シルバーだから。だからこそ、今の状態、これから新年度予算組むには、やはりきちっとした行政、企業を行うべきだと私は思います。

ですからその辺は、よく検討を、と言っはいいんですね。していただきたいと思います。

1,000円の根拠は、何か教えていただけますか。そして、それは継続していきますか。

人数は33名で固定していくんですが、人員の増減はあり得ることもあるんですか。それから、1,000円というのは……、4,000円ですか。1,000円ですよ。

1,000円ですから、今回1,000円とした根拠を、まず教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 民生委員の協力員の一月当たりの1,000円ということですが

れども、特段この1,000円については、決まりというか根拠というものはないんですけれども、費用弁償というような意味合いで、ボランティアとして民生委員さん、あと協力員さんをお願いしていますので、民生委員さんにつきましては3万3,000円ほどかかっておりますけれども、とりあえずそういう形で1,000円ということで決めさせてもらってございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 了解しました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、すみません。簡潔にお聞きいたしますけれども、先ほどさくらの郷の光熱費110万円立て替え、一般的に、民の債務を公が負担するということはないんですよ。これ110万円は、何か月分の光熱費でしょうか、まず1点。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） お答えいたします。

トータルのには、この後、12、1、2、3と4カ月ございますけれども、当初の予算では補えない部分、増えてしまう部分を加えるものでございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） これについて、担保はどのようなものが担保になっているのかですね。これが、仮に、民が支払えなかった場合は、どんな形で、これを徴収するのか。こういう形で、民の負債を官が負担するということは、それは社会であり得ないんですよ。

ですから、多く預かるのであれば、返すことはできますよね。でも、少ない、全部を立て替えて、もしこれが民間からもらえなかった場合は、町が負担するわけですよ。非常にリスクがあると思うんですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 今、議員のご指摘があるように、確かにその可能性がゼロではないかと思えます。

しかしながら、それが、このお答えがいいのか悪いのかということはありませんけれども、長らく信用の問題の中で、町がバックアップしておる事業でございますし、速やかに対応させていただくというような部分では、迅速にやらせていただいておりますので、何とぞご理解いただきたいと。

また、今回の予算のつくり方につきましても、池沢議員のほうからご指摘ありましたけれ

ども、これにつきましては、当初、そういう旨でつくる予定ではおったんですが、残念ながら、この7月から導入された機器による電気料ということが主でございましたので、まだ厳密に確定できる額がわからなかったものですから、歳出の予算についても、非常に言葉悪いですが、井といたしますか、この数カ月の額で上げてございますので、大変申し訳ないんですけども、議員のおっしゃるような、そのリスクというものについては十分に配慮しながら適切に徴収してまいりたいというふうに考えております。

[「了解です」と呼ぶ者あり]

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 8の1の2、17ページでございます。15節、ちょっと私、町長の説明の中で、この100万円の増額の分について、防火水槽と聞こえてしまったんですけども、防火水槽の工事でよろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長、答弁願います。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

防火水槽2カ所でございます。1カ所が、船木でございまして、安全対策のための屋根の取り付け、もう1カ所が、大庭でございまして、先の台風で裏山、崖が崩れたものの復旧工事でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 民生委員のことでお聞きしたいと思います。

今回、民生委員は、現実、今15名ということと、あと今回の協力員ということで、33名ということですが、この違いというか、どこまでできることとできないものというのがあるのか、また教えていただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） ただいまの質問でございますけれども、民生委員と協力員の違いということでございますけれども、協力員の活動内容といたしましては、高齢者世帯とあと独居世帯の情報提供をお願いしている、主なものとしてはその辺をお願いして、あと生活困窮者についての情報提供とか、その辺、あと小中学校の不審行動などの情報提供、主に情報提供をお願いするものでございます。

協力員ができないものにつきましては、具体的といたしますか、福祉サービスの利用等生活

支援の具体的な相談とか、あと金銭を扱う業務とか、あと敬老祝い品の配付と、町等でやっておりますけれども、そちら。あと、個人情報の取り扱いで、民生委員に限定されている事務ほかについては協力員はできないというようなもので、民生委員の協力員の手引というものを作らせていただきまして、その中に細かい内容を提示して、あと協力員等にもその旨、お知らせをしているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 周知はどのようにされるのかということと、あともう1点なんです、住民の方から、民生委員がどこ、誰なのかわからないということと、家族の方が、95歳以上の方がいるんですけれども、民生委員は誰も回ってきてくれないという方がいらっしゃるの、その辺の、しっかりと、手引があるということでお話がありましたけれども、その辺を徹底していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

周知の方法だけを教えてください。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 周知方法でございますけれども、長柄町のホームページのほうにも掲載してございます。

それとあと、12月1日で、民生委員の一斉改選ございました。その時とあわせて、協力員につきましても、一応このほうをお願いしてございます。

その後、民生委員さんと、あと協力員さんで、打ち合わせをお願いすることにしてございます。その中で、実際、民生委員さんのいない自治会、今回協力員として上がっている自治会の方との、それこそ高齢者世帯とか独居世帯とか、その辺の情報を同じく持っていただくようお願いしているところでございます。

○議長（月岡清孝君） ほかございませんでしょうか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野です。

それこそ民生委員の協力員なんですけれども、33名ということなんです、33名全員選任されているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 33名の自治会があるわけなんですけれども、今現在といたしまして、まだ全員そろっているというものではございません。5自治会ほど、まだちょっと連絡来ていないところございますけれども、こちらにつきましても、また引き続き連絡してお願いいたします。

いするつもりでおります。

○議長（月岡清孝君） 星野一成君。

○11番（星野一成君） この選任なんですけれども、33名中28名が選任されているということなんですけれども、どのような形で選任されたものか、お答えをお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 33名の協力員の中なんですけれども、現自治会長さんと、前任の民生委員さん等が主なものとなっております。

推薦は、自治会長さんをお願いいたしまして、自治会長さんから選んでもらってございます。

○議長（月岡清孝君） 星野一成君。

○11番（星野一成君） 了解しました。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先程聞くの忘れちゃって申し訳ありません。

民生委員のことなんですけれども、自治会というか加入していない自治会のところは、どのようになっているか、教えていただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 加入していない自治会につきましても、民生委員さん、同じ自治会というか勧誘していなくても、同じ自治会の中を見てもらっておりますので、その辺は引き続き協力員とあわせてお願いしてございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） その自治会に入っていないところでも、今回はお願いをされているということですか。その中から選ばれているということですね。何人かはいらっしゃる、ことですか。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） とりあえず自治会長さんをお願いした経緯ございますので、その自治会によっては自治会に入っていない方も含めた中で検討していただいているかとは思いますが、

民生委員さんにつきましては、自治会何地区か、3地区、4地区で、まとめて持っておりますので、その中を全体で見えていますので、自治会に入っているか入っていないかというの

は別に、全体でお願いしてございますので。

○議長（月岡清孝君） 白井課長、答弁願います。

○企画財政課長（白井 浩君） 山根議員の、先程は申し訳ございませんでした。

ふるさと納税の返礼品の関係なんですけれども、今回ご提案させていただいている、ふるさと納税の委託料の264万3,000円の中の数字を申し上げますと、54万3,000円分が、いわゆる、さとふるへの委託料になります。そのほかが210万円になるわけなんですけど、こちらが返礼品の額ということで、合計して264万3,000円ということになりますので、返礼品代は、今回のこの委託料の中に含まれるという形でございます。

また、ふるさとチョイスという関係の方につきましても、先程来申し上げているところなんですけれども、ゴルフ場の利用券なんですけど、こちらにつきましても、9月のほうで1,000万円ちょいを報償費でとらせていただいております。そちらのほうで足りるなというところではございましたので、今回は補正とか、そういう形になってございません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩入ります。暫時休憩に入ります。再開は午後3時50分といたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時49分

○議長（月岡清孝君） 会議を再開いたします。

---

#### ◎平成27年度決算認定について（委員長報告）

○議長（月岡清孝君） 日程第5、平成27年度決算認定についてを議題とします。

先の会議において、各常任委員会に付託されました平成27年度の長柄町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

最初に、総務事業常任委員会委員長、三枝新一君。

○総務事業常任委員長（三枝新一君） 総務事業常任委員長の三枝でございます。

それでは、平成27年度決算審査の総務事業常任委員会委員長報告をいたします。

総務事業常任委員会に付託されました平成27年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての審査の過程と結果について報告いたします。

本委員会は9月定例会において設置され、同時に決算認定について付託されました。

また審査の都合により、閉会中の継続審査の議決を経て、去る10月7日に委員会を開催し、執行部から清田町長を初め担当職員の出席を求め慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の決算審査意見書のとおり正当なものと認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において、当局に対し

て詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。

それらの諸点については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査、質疑の要点、検討、改善策を求めた主な事項について要約し、順次申し上げます。

まず、産業振興課の審査では、「中核的担い手農家規模拡大円滑化助成金の算定方法は」との質問に対し、「当該年度の利用集積の面積に応じて、予算の範囲内で交付している」との答弁がありました。これに対し、「今後、要綱に定めた額を交付できるよう努力されたい」との意見がありました。

次に、「創業支援販路開拓整備事業における、さくらの郷の新商品はあるか」との質問に対し、「柚子胡椒、ラー油、長柄味噌ドレッシングなどで、直売所などでお土産やふるさと納税の返礼品に活用している」との答弁があり、これに対し、「町民への周知にも努められたい」との意見がありました。

次に、「小規模災害復旧事業費補助金について、申請者が工事の発注をするが、工事内容や経費について適切に審査できているか」との質問に対し、「現地調査等により確認している。今後は、予算要求の段階で内容を精査し事業を実施していきたい」との答弁がありました。

次に、「商工業振興補助金のながラングズ作成販売の内容は」との質問に対し、「マスコットキャラクターの周知を目的にフリースの作成販売に対し助成した。収益を次の原資に充当し、継続的に作成販売する予定である」との答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、「町道3033号線修正測量業務について、修正理由は何か」との質問に対し、「地元自治会の同意を得て図面を作成し、公安委員会と協議した。その後、地元建設検討委員会の要望を受け、一部修正したものである」との答弁がありました。これに対し、「修正が出ないような手法で実施されたい。また、当初計画は1車線であった。地元自治会の協力が前提であるので、変更や見直しも視野に考えるべきである」との意見がありました。

次に、町営住宅共益費補助金について、「日吉団地の割合が大きいのはなぜか」との質問に対し、「日吉団地の立烏住宅はカビ対策に費用を要するため、新規入居者を控えている。補助金の関係で取り壊しは困難である」との答弁がありました。

次に、「1・2級町道の立竹木の伐採について、原則、地権者に責任があるのではないか。

また、町が実施した場合は地権者に請求すべきではないか」との質問に対し、「緊急の場合に限り町が実施している」との答弁がありました。

次に、「地籍調査は、大幅な減額補正となっているが、今後の見通しはどうか」との質問に対し、「平成28年度の要望額に対する決定額の割合は、57%であった。当初10年計画であったが、この計画より遅延している。さらに配分方法が変更されることが予想されているが、町としては要望活動を継続していきたい」との答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、「町民バスの利用は少ないので、早急に他のサービスを提供すべきではないか」との質問に対し、「こども園の送迎を含め現に利用者がいるため、直ちに廃止はできない。手法によっては費用が多額であることから、現在、内部で検討中である」との答弁がありました。

次に、「4月の課制移行に伴い、7級と6級の管理職の割合はどうなったか。また、構造改革に伴う7級への昇格は不適切ではないか」との質問に対し、「大課制では7級の課長が3人、6級の班長11名であり、課制では7級の課長が7人、6級の課長が3人、6級の副主幹が3人である。現行の職階は機構改革に伴う経過措置の側面があり、平成29年度に向けた見直しの作業中である」との答弁がありました。

続いて、企画財政課の審査では、「住宅リフォーム補助金について、町内業者に限定した理由は何か、また、浄化槽設置補助金を利用した場合、便器などトイレ改修について該当になるか」という質問に対し、「町内業者に限定した理由は、町内産業の活性化及び雇用の創出を目的としている。また、便器などトイレ改修は、補助金の対象となる」との答弁がありました。これに対し、「利便性の点から町内業者以外でも対象としてもよいのではないか」との意見がありました。

次に、「総務財産収入の内訳は」という質問に対し、「土地は、進栄団地自治会、鶯谷西部自治会、カリス学院及び教育システムである。建物は、さくらの郷及びファーマーズマーケットである」との答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、「固定資産税と軽自動車税の現年度分に不納欠損がある理由は何か」という質問に対し、「納税義務者死亡で相続人不在の場合、外国への出国で帰国の見込みがない場合及び法人が破産等により消滅した場合に即時欠損となる」との答弁がありました。

次に、「納期前納付報奨金は、今後どのような方針か」との質問に対し、「平成30年度から廃止しコンビニ収納への振り替えを検討している」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。

その中で、「道の駅建て替えの際は、公設民営の方向で進めてもらいたい」との意見に対し、「現在、プロジェクトチームを設置し協議中である。協議の進捗により諮問機関を設置予定である」との答弁がありました。また、「引き続き、若手農業者の育成など独自の農業施策による農業振興、人口増施策、就労支援施策などに取り組みたい」との意見がありました。

終わりになりますが、最小の経費で最大の効果が得られるよう、より一層の努力と審査の結果を平成29年度予算編成に反映していただきますよう要望いたします。

以上のとおり、本委員会は、審査、質疑等の結果を付し、付託されました平成27年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定することと決定しました。

以上をもちまして、総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、本吉敏子君。

○住民教育常任委員長（本吉敏子君） 住民教育常任委員会委員長の本吉です。

それでは、平成27年度決算審査、住民教育常任委員会委員長報告をさせていただきます。

住民教育常任委員会に付託されました平成27年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての審査の過程と結果について報告をいたします。

本委員会は9月定例会において設置され、同時に決算認定について付託されました。

また、審査の都合により閉会中の継続審査の議決を経て、去る10月6日に委員会を開催し、執行部から清田町長を初め担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の決算審査意見書のとおり正当なもの認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において、当局に対して詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。

それらの諸点については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査質疑の要点、検討、改善策を求めた主な事項について要約し、順次申し上げます。

まず、生涯学習課の審査では、「公民館活動を支えている若者や子供たちの利用促進をどのように工夫していこうと思っているのか」との質問に対し、「子供たちの利用促進として図書室を1部屋児童室として絵本や児童書を置き図書の貸し出しを促進している。また主催教室を開催し、親子で参加するような教室やこども英語教室などを通じて、子供たちに公民館に来ていただいて利用していただくよう努めている」との答弁がありました。

次に、「公民館修繕料が毎年維持管理費の中で重なっている。施設自体、民間活用型ができるのではないか。指定管理者制度など業務委託できるか考えたことはあるか」との質問に対し、「民間委託についてですが、公民館の中には公民館活動の教室や図書の貸し出しや体育関係の行事、あるいは文化財など公民館業務だけではないので、今のところ民間の活用は難しいと思いますが、ほかの地域も調べながら勉強させていただきたい」との答弁がありました。これに対し、「今後C C R C事業も始まるので民間委託をして、いろいろな活動を組み合わせて高齢者を迎え入れる、その税収こそ町のためにプラスになるのではないか。今後施設のあり方を十分研究していただきたい」との意見がありました。

次に、「予算計上の仕方についてですが、花壇の花の整備は恒久性の付加価値を保つ原材料費で予算計上しているが、原材料費ではなく消耗品で区分される。このように、根拠をよく理解して予算組みを今後してほしい」との意見がありました。

続いて、学校教育課の審査では、「長柄小学校の土地の賃借料ですが、毎年34万円を支払っていると、土地が買収できるのではないか。小学校が存続していくのであれば買収したほうが、費用対効果があるのではないか」との意見がありました。

次に、「海外交流事業の委託料ですが、入札ですか。随契ですか。プロポーザルですか。」との質問に対し、「契約の形態は随意契約です。3社の見積もりで長南町との合同事業ですので同じ仕様書で長南町にとっていただいた」との答弁がありました。これに対し、「金額が高額ですので長南町と一緒にということであれば、入札なりプロポーザルなりやるべきだと思うので、次回検討してほしい」との意見がありました。また「海外交流事業の個人負担ですが、1名不参加になり本来10万円の負担金を5万円徴収した、その5万円の妥当性はあるのか」との質問に対し、「保護者に提示していたのは前日のキャンセルになると全額徴収であるとしておりましたが、内部で協議をして半分返金とした」との答弁がありました。これに対し、「十分配慮いただき、その辺の根拠をもう少し精査しておいていただきたい」との意見がありました。

次に、「日吉小学校屋根笠木防水工事では、かなりの額を流用しているが、その理由は」

との質問に対し、「夏休み期間中に工事をしたが、大雨が降るとまだ雨漏りがするという  
ことで追加工事を実施しました」との答弁がありました。これに対し、「予算の見積もり、現  
場の精査が甘いのできちんと予算を立てるよう今後気を付けていただきたい」との意見があ  
りました。

一方、給食センターにかかわる審査では、「給食費未済額の経過はどうか。27年度はどう  
か」との質問に対し、「最近の傾向は、昨年度給食費の未収対応事務処理マニュアル等をつ  
くり段階的に督促を行い、未収の額がわずかながら減ってきている。未収の額は減少傾向に  
ある」との答弁がありました。また「備品で電子釜を新しく交換したが、古いお釜や使用済  
みの機器はどういう対応をしているか」との質問に対し、「新しいお釜を据えたときに古い  
お釜は業者へ引き取ってもらっている」との答弁がありました。これに対し、「公用物です  
ので、町の公売物件としてネットに出すなど、フルに活用すれば歳入になるので、給食セン  
ターに限らず工夫をしてもらいたい」との意見がありました。

続いて、税務住民課の審査では、「不納欠損額が昨年より大幅に増額して要因は」との質  
問に対し、「個別の理由があり、取りづらいものが増加している。当然預貯金から生命保険、  
給与等調べている。給料は10万円プラス諸経費で2万円扶養家族1名当たり4万5,000円、  
これが生活に必要な必要最小限の金額として給料もそれ以上のものは取ることができない。  
そういう方について、5年たったらず不納欠損している」との答弁がありました。

次に、「26年度と27年度の人口増減を比較して転入者が転出者を上回っている。どのよう  
な要因があったのか」との質問に対し、「若干ながら上回りました。あくまでも手続におけ  
る状況から判断ですが、主な要因は3つあります。1つ目はそれぞれの諸事情により町営住  
宅やふる里村周辺、または民間アパートへの新規転入の場合が全体の32%、2つ目は仕事上  
の理由により本町にお店や事業所を置いた方、工場などの社宅に転入する外国人研修生等が  
全体の10%、3つ目はもともと住んでいた住民で息子や娘、また息子夫婦、母子世帯という、  
いわゆる家族が実家のある町内に転入してくる場合が全体の58%である。おおむねこの3つ  
目の理由による転入が例年より多かったと考えられる」との答弁がありました。

次に、「平成30年に国保の広域化がスタートするが、県と市町村の役割など詳細はできて  
いるか。また市町村事務は共同実施によって経費の節減になると見込まれているが、その考  
え方を町としてはどのように考えているか」との質問に対し、「小さな市町村は国保財政が  
非常に厳しいということがある。郡部は郡市部より高齢化が高いので、当然その辺もあり厳  
しくなる。県が財政運営の主体となり医療費に係る支出について全て支払うということです。

保険税の徴収は今までどおりであり、基本的に町の事務は今までと変わらない」との答弁がありました。

続いて、健康福祉課の審査では、「こども園の保健師がいないということで、137名の子供がいる中で、突然の病気やけが等に備えて、安全で安心な施設運営のために身近に相談できる保健師の配置をすべきではないか」との質問に対し、「現時点では急病やけが等があった場合、健康福祉課の保健師さんに相談したり診ていただいたりしておりますが、もしできることであれば常時いていただければ、より安心にお子さんが過ごしていけるのではないかと思います」との答弁がありました。

次に、「こども園のピアノの調律で、物によって単価が違うので小中学校と同じところに委託しているのか。町として横の連携がとれているのか」との質問に対し、「現在教育委員会と連携はしておりません。こども園で依頼しているのは、ヤマハミュージックリーディングという会社です。金額等につきましては、小中学校と違う業者かもしれませんので、今後教育委員会と協議して統一していきたい」との答弁がありました。

次に、「障害福祉費委託料で手話奉仕員養成講座事業がありますが、何名ぐらい受けているのかと手話奉仕員が日々どのようなことをやっているのかとの」との質問に対し、「27年度からの事業であり、現在町から2名の方が講座に通っている状態であります。長生郡市全体で募集をかけ、講座が年30回くらい、それを2年かけて受けるとボランティアになれるという講座である」との答弁がありました。これに対し、「町では今不便ではないか」との質問に対し、「今のところは筆談で対応している。ただ聴覚障害の団体からは手話のできる方の養成をしてほしいとか、どこかにいる手話のできる方とタブレットを通してやりとりするのはどうかとの提案がされておりますが、郡内統一事業として動いているので現時点では町独自としては考えていない」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、本委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもと総括質疑を行いました。

まず、「ぜひ27年度決算高の期末残高というのが非常に大事になってくると思いますので早急に算定していただきたい」との質問に対し、「今財政の方でその方向で進めているので、ご了承願いたい」との答弁がありました。

次に、「こども園が27年度で5年がたちました。ぜひ1年ごとに当初幾らで建てて、幾ら起債を起こして、人件費も含めて幾ら捻出しているのかという事業シート等をつくってみてください。無駄な通常軽費が抑えることができますので、やっていただきたい」との意見が

ありました。

本日、多くのご意見や要望もありました。最小の経費で最大の効果が得られるよう、より一層の努力と審査の結果を平成29年度予算編成に反映していただきますよう要望いたします。

以上のとおり、本委員会は、審査、質疑等の結果に付し、付託されました平成27年度長柄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、全員異議なく原案のとおり認定することと決定いたしました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（月岡清孝君） ご苦勞さまでした。

以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめ、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なし。

討論はありません。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

平成27年度長柄町一般会計並びに各特別会計への歳入歳出決算は、各常任委員会委員長の報告のとおり、これを認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立全員。

よって、平成27年度歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

## ◎議員派遣の調査報告について

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議員派遣の調査報告についてを行います。

議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長、大岩芳治君。

○議会運営委員長（大岩芳治君） それでは、私のほうから、総務事業及び住民教育常任委員会の合同視察報告をさせていただきます。

平成28年10月19日から10月20日の2日間、総務事業及び住民教育常任委員会合同によりまず議会閉会中の継続審査のため、石川県金沢市の先進例を視察いたしました。

1日目は、金沢市内にあります「シェア金沢」へCCRC事業の先進例を視察いたしました。シェア金沢は、約3万6,000平方メートルの敷地内にサービス付き高齢者向け住宅、学生向け住宅、児童入所施設、レストラン、温泉、スポーツ施設、デイサービス、カフェ、バー、雑貨店、農園、ドッグラン、アルパカ牧場などがあり、障害者や高齢者が社会から隔離されることなく、みんながともに助け合って生きていく「ごちゃまぜ」のコミュニティーをコンセプトにしている複合施設であります。居住されている方は、元気な高齢者、介護、支援を要する高齢者、障がい者、大学生などであります。

金沢市は、学生の多い町であり、シェア金沢には学生住宅向け賃貸住宅がありますが、この賃貸住宅は施設内のボランティア活動に参加することで、家賃を格安で提供してもらえるというメリットがあり、施設の運営者とお互いにメリットがあると感じました。

ここで暮らしている住民の方々は、住民同士の交流はもちろん、地域の住民の方々とも楽しく集える町を形成しております。

開業から間もないということで、施設全体の経営から見ますと、まだ先行き不透明なところがあり、いろいろな問題もあると伺ってまいりました。

解決策の一つとして、もっと行政とのかかわりを作っていきたいというお話を伺いました。本町においても、参考となるものでしたが、周辺環境がシェア金沢とは大分、当町との乖離があることも事実でありました。

2日目は、金沢市内にある兼六園と金沢城公園、近江町市場を視察しました。どの施設も平日にもかかわらず大変にぎわっておりました。特に、外国人観光客が非常に多かったのが印象的でありました。

2020年の東京オリンピックを迎え千葉県では、選手の事前合宿が予定されており、観光客が増えることが予想されております。国では、数々の補助事業が予算化されており、観光で

来た外国の方々に対する検討が必要ではないかと感じました。

我が長柄町にも、充実したスポーツ施設や宿泊施設などがありますので、ぜひ事前合宿で利用していただき、とともに、観光集客にも大いに期待しているところでございます。

今回、学んだことを、今後の議員活動に生かしてまいりたいと考えております。

以上、CCRC事業、観光事業の先進例についての調査研究報告とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） これで、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

これで、議員派遣の調査報告についてを終わります。

---

### ◎発議案第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、発議案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

本案は、提出者であります三枝新一君より趣旨説明を求めます。

4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは私から、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を述べたいと思いますので、よろしく申し上げます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられている中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化していることであります。

昨年、行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ6割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間中は通算されず、老後に受ける年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会が、これまで以上に、町づくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志

す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし提案理由の説明を終わります。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） それでは、質疑のほうを。  
山根義弘君。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論。

では、質疑はなしということで、これより討論に入ります。

では討論のほうで。

はい。

○6番（山根義弘君） ただいま地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書ということでお聞きしたわけですが、そもそも地方議会議員の年金制度というのがありました。それについては、平成23年の6月1日に施行されまして、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律という形の中で施行されて廃止になったという経緯がございます。

確かに、この廃止になった年金制度と今お聞きした厚生年金制度の部分というのは、全く違うものだという認識はしております。

ただし、この廃止になった年金制度のプロセス等を鑑みますと、まず一つ、公的年金制度との関係という形、いわゆる制度の廃止になったものです。これについては、国民皆年金の一環としての公的年金制度ではないというような定義づけがされておりました。

これは、地方議会議員年金というのは、国会議員相互年金や公的年金とは異なり、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度であるというような位置づけをされてきたという経緯がございます。

その中で、この制度の廃止に至るまでの経過については、存続案というものもありました。これは、地方議会議員年金制度検討会における検討の部分ですが、存続案と廃止案の両論が併記された。結果的に、廃止という形になっていったという経緯があります。

その考え方の中では、いわゆる存続案ということは、財源不足の全てを公費で負担することになり国民の理解を得ることは難しいというような提示内容もありました。これについては、当時、公費が255億円かかっていたというような経緯もございます。そして、平成23年、

先ほど言いましたとおり、6月1日に制度の廃止というような、このような経過があるというようにことです。

そして今回、突然、私にすれば突然、突如ですね、本意見書の提出ということでありましてけれども、ここに至るまでのプロセスは全く情報提供なしに唐突過ぎるのではないかとこのように感じております。

これは、全国町村議会等が関与を当然しているということだと思っておりますが、今の今まで一度も、この情報開示はされておられません、プロセスのですね。その中で、余りにも唐突過ぎるというような気分がいたします。

確かに、今、提案理由というのをお聞きしましたけれども、一見もつともともいうふうに思われますけれども、果たして実態がどうなんだと。私は、一つ長柄町というのを見た場合に、これは長柄町だけの問題ではないということではありますけれども、実態と余りにも乖離しているということで、現実的ではないというふうに考えるものでございます。

先ほども言いましたように、旧来の制度では、国庫負担が255億円というような形になっておりました。今回、こういう制度を年金制度に移行した場合に、公費負担はどうなるのかというような問題もあります。そういうものの情報提供も何もない中で、これをというのは、余りにも乱暴だというようなことだと思います。

財政立て直しのための削減努力が、長柄町だけではなく全国、国を初め地方までなされてきているわけでございますけれども、その経緯と、本制度への加入による矛盾はないのかというような問題もあります。

本町においては、議員報酬の引き下げ論、あるいは政務活動費のカット等の議論さえある中で、議員の生活保障を議員みずから論ずるのはいかがなものかというような、いろいろなものが、いまだ整理されていないというようなことの中で、めくら判を押すように、本件の提案に安易に同意するわけにはいかないということで、現段階では私はそのように思っているということでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 賛成討論ございますでしょうか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋です。

賛成討論させていただきます。

先ほどでもお話ししたとおりに、この日本は、1億総活躍プランが進められてきておりま

す。

1億ということでございますが、人口減推計見ましても、長柄町、10年、20年、4,000人を、偏って、減って減少してくるわけでございます。

当然、人口が減るということは、議員の定数も減るといことです。やはり、人権が、人事が、公平に保たれるためには、やはり昔の時代とは違うといことです。

したがって、私は、この年金制度の復活につきましては異議ございません。

よって、私は賛成いたします。

○議長（月岡清孝君） その他ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） それでは、討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。

発議案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、原案のとおり採択に賛成することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定しました。

---

### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年長柄町議会第4回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時37分